（別　紙）

新　旧　対　照　表

次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改　正　後	改　正　前
目　次	**目　次**
（注）簿書様式は、平成23年４月１日現在の法令に基づくものである。	（注）簿書様式は、平成22年４月１日現在の法令に基づくものである。
（第１～３　省略）	（第１～３　同左）
第４　譲　渡　所　得　関　係	第４　譲　渡　所　得　関　係
（１～７　省略） （削除） （９～24　省略） （削除） （25～34　省略）	（１～７　同左） ８　土地等の譲渡に係る対価の額等の明細書 （９～24　同左） 24-1　特定上場株式等非課税適用選択申告書 （25～34　同左）
（第５～第７　省略）	（第５～第７　同左）
第８　納　税　猶　予　関　係	第８　納　税　猶　予　関　係
（１～89　省略） 90　非上場株式等の贈与税・相続税の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書（通知用） 91　非上場株式等の贈与税・相続税の納税猶予が認められない旨の通知書（通知用） 92　非上場株式等の贈与税・相続税の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書（通知用） 93　非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書 94　認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書 95　納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書 96　猶予期限が確定した非上場株式等についての贈与税・相続税額の通知書（通知用） 97　非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除） 98　認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用） 99　納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用） 100　非上場株式等についての相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除）	（１～89　同左） （新規） （新規） （新規） 90　非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書 91　認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書 92　納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書 （新規） 93　非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書（死亡免除） 94　認定（贈与・相続）承継会社に関する明細書（免除届出用） 95　納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用） 96　非上場株式等についての相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除）

101　非上場株式等についての納税猶予の贈与税・相続税の免除申請書	（新規）
102　非上場株式等についての贈与税・相続税額の免除申請に対する承認・却下通知書（通知用）	（新規）
103　非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書	97　非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予取りやめ届出書
104　贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書	（新規）
第９　措法第40条の規定による承認申請関係	**第９　措法第40条の規定による承認申請関係**
1　租税特別措置法第40条の規定による承認申請書（第１表　単独提出者・共同提出の代表者用）	1　租税特別措置法第40条の規定による承認申請書（第１表　共同提出の代表者、単独提出者用）
（2　省略）	（2　同左）
3　同（第１表　死亡した贈与者・遺贈者用）	3　同（第１表　遺贈者、死亡した贈与者用）
（４～17　省略）	（４～17　同左）
18　同（第14表　社会福祉事業を行う法人・医療事業を行う法人用）	18　同（第14表　医療事業を行う法人、社会福祉事業を行う法人用）
19　同（第15表　宗教法人・美術館等を設置運営する法人用）	19　同（第15表　美術館を設置運営する法人用、宗教法人用）
20　同（第16表　図書館を設置運営する法人・その他の公益目的事業を行う法人用）	20　同（第16表　その他の公益事業を行う法人、図書館を設置運営する法人用）
（21～36　省略）	（21～36　同左）
（第10　省略）	**（第10　同左）**
第11　その他	**第11　その他**
（1　省略）	（1　同左）
2　災害減免法第４条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書	（新規）
3　被害を受けた部分の価額の計算等(続)（災害減免法第４条申請）	（新規）
4　災害減免法第４条の規定による相続税・贈与税の免除承認通知書	（新規）
5　災害減免法第４条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請に対する却下通知書	（新規）
6　災害減免法第６条の規定による相続税・贈与税の財産の価額の計算明細書	（新規）
7　被害を受けた部分の価額の計算等(続)（災害減免法第６条）	（新規）

改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

届出年月日　平成　　年　　月　　日

税務署長殿

税務署受付印

第４項　　取得
相続税法施行規則附則第５項の規定による幼稚園教育用財産の廃止届出書
第６項　　現況

届出者	住　所	〒	学　級　数		学級	学級設置場所の位置図	
	氏　名	印	幼児数等	定員	人		
	電話番号			現員	人		
幼稚園の種類			幼稚園の事業開始年月日	年　月　日			
幼稚園の名称			青色申告承認年月日	年　月　日			
幼稚園の所在地							

供　し　た（第４項）
教育の用に供しなくなった（第５項）財産の明細
供している（第６項）

区分	用　途	所　在　場　所	数　量	供した日 供しなくなった日	その他参考事項
土地			㎡	平成　年　月　日	
建物					
構築物					

区分	種　類	数　量	供した日 供しなくなった日	取得価額	区分	細　目	預入先又は貸付先等	預入等の年月日	金　額
教育用設備備品			平成　年　月　日	千円	現金・預金	現　金			千円
								平成　年　月　日	
					有価証券				
事務用備品					貸付金等				
					流動資産その他の				
車輌					備考	基　本　金	平成　年　月　日現在		
						設置者借	平成　年　月　日現在		
固定資産その他の									

１．上記の欄に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付して下さい。
２．この届出書には、届出をする年の前年の 12 月 31 日現在の貸借対照表を添付して下さい。

関与税理士	印	電話番号	

（資４－87－Ａ４－統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

届出年月日　平成　　年　　月　　日

税務署長殿

第４項　　取得
相続税法施行規則附則第５項の規定による幼稚園教育用財産の廃止届出書
第６項　　現況

届出者	住　所	〒	学　級　数		学級	学級設置場所の位置図	
	氏　名	印	幼児数等	定員	人		
	電話番号			現員	人		
幼稚園の種類			幼稚園の事業開始年月日	年　月　日			
幼稚園の名称			青色申告承認年月日	年　月　日			
幼稚園の所在地							

供　し　た（第４項）
教育の用に供しなくなった（第５項）財産の明細
供している（第６項）

区分	用　途	所　在　場　所	数　量	供した日 供しなくなった日	その他参考事項
土地			㎡	平成　年　月　日	
建物					
構築物					

区分	種　類	数　量	供した日 供しなくなった日	取得価額	区分	細　目	預入先又は貸付先等	預入等の年月日	金　額
教育用設備備品			平成　年　月　日	千円	現金・預金	現　金			千円
								平成　年　月　日	
					有価証券				
事務用備品					貸付金等				
					流動資産その他の				
車輌					備考	基　本　金	平成　年　月　日現在		
						設置者借	平成　年　月　日現在		
固定資産その他の									

１．上記の欄に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付して下さい。
２．この届出書には、届出をする年の前年の 12 月 31 日現在の貸借対照表を添付して下さい。

関与税理士	印	電話番号	

（資４－87－Ａ４－統一）

改　正　後	改　正　前
（削除）	

土地等の譲渡に係る対価の額等の明細書

譲渡者	住所	〒	氏名		電話番号	（　　）
関与税理士	住所		氏名		電話番号	（　　）

該当条文		措法第32条第3項（措法第28条の4第3項第　号）	措法第32条第3項（措法第28条の4第3項第　号）	措法第32条第3項（措法第28条の4第3項第　号）
資料番号		※	※	※
土地等の所在地番				
土地等の種類				
土地等の面積		㎡	㎡	㎡
譲渡先	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
譲渡した年月日		年　月　日	年　月　日	年　月　日
譲渡資産を取得した年月日		年　月　日	年　月　日	年　月　日
譲渡対価の額		円	円	円
予定対価の額又は譲渡予定価額		円	円	円
予定対価の額等の区分（右のいずれかの文字を○で囲んでください。）		許可・届出・確認・申出	許可・届出・確認・申出	許可・届出・確認・申出

※印の欄は記載する必要はありません。

（注）　この明細書を提出する人は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる書類を添付してください。

1　国土利用計画法第14条第１項に規定する許可を受けて土地を譲渡した場合……都道府県知事の国土利用計画法施行令第13条第１項に規定する通知に係る同項の文書の写し

2　国土利用計画法第23条第１項に規定する届出をし、かつ、同法第24条第１項又は第27条の４第１項の規定による勧告を受けないで土地を譲渡した場合……都道府県知事（又は指定都市の長）の国土利用計画法第24条第１項又は第27条の４第１項の勧告をしなかった旨を証する書類の写し

3　国土利用計画法施行令第17条第７号から第８号の２までに掲げる場合に該当するため国土利用計画法第23条第１項に規定する届出をしないで土地を譲渡した場合……都道府県知事（又は指定都市の長）の国土利用計画法施行規則第21条第１項に規定する確認をした旨の通知に係る文書の写し

4　国土庁長官の定めるところにより、譲渡予定価額につき、譲渡に係る土地が所在する都道府県の知事（又は指定都布の長）に対し申出をし、かつ、当該都道府県の知事（又は指定都市の長）から当該譲渡予定価額につき意見がない旨の通知を受けた場合において当該土地を譲渡したとき……都道府県知事（又は指定都市の長）の当該土地の譲渡に係る譲渡予定価額につき意見がない旨の通知に係る文書の写し

（資６－10－Ａ４統一）

改　正　後

（削除）

改　正　前

平成　　年分　特定上場株式等非課税適用選択申告書

税務署長　殿　　平成　　年　　月　　日

税務署受付印	住　所	〒	フリガナ				
			氏　名				㊞
	前回提出時の住所		電話番号（連絡先）	―　―	生年月日	明・大・昭・平　・　・	職業

私は、租税特別措置法第37条の14第１項の規定による特定上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の適用を受ける上場株式等の譲渡として、次のものを選択して、非課税の適用を受けます。

No.	譲渡をした上場株式等					譲渡の直前に有する上場株式等のうち平成14年12月31日以前に取得した数			特定取得株式等のうち非課税の特例の適用を受けていないもの			⑦④のうち取得期間内に取得した上場株式等の数	⑧譲渡をした特定上場株式等の数	非課税の適用を選択する特定上場株式等	
	年月日	種類	銘柄	①譲渡した数	金融商品取引業者等の名称	②譲渡直前における保有数	③平成15年1月1日以後に取得した数	④差引（②－③）	⑤数	取得年月日	⑥単価			⑨選択する数	取得対価の額（⑥×⑨）
	・・			株(口)		株(口)	株(口)	株(口)	株(口)	・・	円	株(口)	株(口)	株(口)	円
	・・									・・					
	・・									・・					
	・・									・・					
	・・									・・					

（④及び⑤欄の数のうち、いずれか少ない数を⑦に記載します。）

（①及び⑦欄の数のうち、いずれか少ない数を⑧欄に記載します。）

非課税の適用を選択する特定上場株式等の「取得対価の額」の合計額（⑬欄の金額を限度とします。）	円

（摘要）	非課税適用購入限度額	⑩限度額の上限	既に非課税を適用した額 ⑪ 17年分	⑫ 18年分	⑬本年分の非課税適用購入限度額（⑩－⑪－⑫）
		円 10,000,000	円	円	円

※　この申告書を提出する場合は、特定上場株式等の取得対価の額を証する書類の添付が必要です。

この欄には書かないでください。	通信日付印の年月日	確認印			番号
	年　月　日				

19.11

改　正　後

整理簿
※

平成___年分　特定路線価設定申出書

税務署受付印

_____税務署長　殿

平成___年___月___日　　申出者（納税義務者）　住所（所在地）〒_____

氏名（名称）_____印

職業（業種）_____電話番号_____

相続税等の申告のため、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価する必要があるので、特定路線価の設定について、次のとおり申し出ます。

※印欄は記入しないでください。

1　特定路線価の設定を必要とする理由	□　相続税申告のため（相続開始日___年___月___日） 被相続人（住所_____ 氏名_____ 職業_____） □　贈与税申告のため（受贈日___年___月___日）
2　評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等	「別紙　特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」のとおり
3　添付資料	(1)　物件案内図（住宅地図の写し） (2)　地形図（公図、実測図の写し） (3)　写真　　撮影日___年___月___日 (4)　その他（　　）
4　連絡先	〒 住　所_____ 氏　名_____ 職　業_____電話番号_____
5　送付先	□　申出者に送付 □　連絡先に送付

＊　□欄には、該当するものにレ点を付してください。

（資９－29－Ａ４統一）

改　正　前

整理簿
※

平成___年分　特定路線価設定申出書

_____税務署長　殿

平成___年___月___日　　申出者（納税義務者）　住所（所在地）〒_____

氏名（名称）_____印

職業（業種）_____電話番号_____

相続税等の申告のため、路線価の設定されていない道路のみに接している土地等を評価する必要があるので、特定路線価の設定について、次のとおり申し出ます。

※印欄は記入しないでください。

1　特定路線価の設定を必要とする理由	□　相続税申告のため（相続開始日___年___月___日） 被相続人（住所_____ 氏名_____ 職業_____） □　贈与税申告のため（受贈日___年___月___日）
2　評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等	「別紙　特定路線価により評価する土地等及び特定路線価を設定する道路の所在地、状況等の明細書」のとおり
3　添付資料	(1)　物件案内図（住宅地図の写し） (2)　地形図（公図、実測図の写し） (3)　写真　　撮影日___年___月___日 (4)　その他（　　）
4　連絡先	〒 住　所_____ 氏　名_____ 職　業_____電話番号_____
5　送付先	□　申出者に送付 □　連絡先に送付

＊　□欄には、該当するものにレ点を付してください。

（資９－29－Ａ４統一）

改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

贈与税の納税猶予の継続届出書

猶予整理簿	検　算
※	※

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長殿

〒
届出者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の４第１項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第26項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日			昭和 平成　年　月　日	
贈与者	住所		氏名	（　年　月　日生）

１　納付すべき贈与税額のうち納税の猶予の適用を受けた贈与税額　・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　１のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、
既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
（注）　譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借権などの権利の設定若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

３　１のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額（１－２の金額）・・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

４　納税猶予の適用を受けた農地等については、＿＿＿年＿＿月＿＿日に　推定相続人／他の推定相続人等　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその　推定相続人／他の推定相続人等　に引き続き使用させています。

５　この届出書の提出期限の属する年の前３年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。（特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成７年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成６年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付けを行っている場合）

６　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、別紙「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。（営農困難時貸付けを行っている場合）

※　添付書類
- ○　農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（上記の４に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）
- ○　この届出書を提出する前３年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
- ○　特例農地等に係る農業経営に関する明細書（特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成７年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成６年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付けを行っている場合）
- ○　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- ○　営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（営農困難時貸付けを行っている場合）

関与税理士		電話番号	

（資１２－１２－Ａ４統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

贈与税の納税猶予の継続届出書

猶予整理簿	検　算
※	※

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長殿

〒
届出者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の４第１項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第26項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日			昭和 平成　年　月　日	
贈与者	住所		氏名	（　年　月　日生）

１　納付すべき贈与税額のうち納税の猶予の適用を受けた贈与税額　・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　１のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、
既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円
（注）　譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

３　１のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額（１－２の金額）・・　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

４　納税猶予の適用を受けた農地等については、＿＿＿年＿＿月＿＿日に　推定相続人／他の推定相続人等　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその　推定相続人／他の推定相続人等　に引き続き使用させています。

５　この届出書の提出期限の属する年の前３年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。（特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成７年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成６年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付けを行っている場合）

６　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、別紙「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。（営農困難時貸付けを行っている場合）

※　添付書類
- ○　農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（上記の４に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）
- ○　この届出書を提出する前３年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
- ○　特例農地等に係る農業経営に関する明細書（特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成７年分以降の贈与税に係る納税猶予の場合又は平成６年分以前の贈与税に係る納税猶予で営農困難時貸付けを行っている場合）
- ○　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- ○　営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（営農困難時貸付けを行っている場合）

関与税理士		電話番号	

（資１２－１２－１－Ａ４統一）

改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

相続税の納税猶予の継続届出書

猶予整理簿	検　算
※	※

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長殿

〒
届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の６第１項の規定による相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第31項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の相続（遺贈）があった年月日		平成　　年　　月　　日		
被相続人	住所		氏名	（　　年　　月　　日生）

1　納付すべき相続税額のうち納税の猶予の適用を受けた相続税額 ・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿＿＿円

2　１のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、
既に納税の猶予が確定し納付した相続税額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿＿＿円
（注）譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借権などの権利の設定若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

3　１のうち相続税の申告書の提出期限の翌日から20年が経過をしたため免除された相続税額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿＿＿円

4　１のうち届出日現在において納税の猶予を受けている相続税額
（１－２－３の金額） …… ＿＿＿＿＿＿＿＿円

5　納税猶予の適用を受けた農地等については、＿＿＿年＿＿月＿＿日に 推定相続人／他の推定相続人等 ＿＿＿＿＿＿＿＿に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 推定相続人／他の推定相続人等 に引き続き使用させています。

6　この届出書の提出期限の属する年の前３年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。（特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成17年４月１日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年３月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）

7　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、別紙「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。（営農困難時貸付けを行っている場合）

8　特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、別紙「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。（特定貸付けを行っている場合）

※　添付書類
- ○　農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（上記の５に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）
- ○　この届出書を提出する前３年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
- ○　特例農地等に係る農業経営に関する明細書（特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成17年４月１日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年３月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）
- ○　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- ○　営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- ○　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書（特定貸付けを行っている場合）
- ○　特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（特定貸付けを行っている場合）

関与税理士		電話番号	

（資１２－１２－Ａ４統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

相続税の納税猶予の継続届出書

猶予整理簿	検　算
※	※

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長殿

〒
届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の６第１項の規定による相続税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第31項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の相続（遺贈）があった年月日		平成　　年　　月　　日		
被相続人	住所		氏名	（　　年　　月　　日生）

1　納付すべき相続税額のうち納税の猶予の適用を受けた相続税額 ・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿＿＿円

2　１のうちこの届出書の提出までに特例農地等の譲渡等をしたため、
既に納税の猶予が確定し納付した相続税額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿＿＿円
（注）譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権などの権利の設定若しくは耕作の放棄又は権利の消滅も含まれます。

3　１のうち相続税の申告書の提出期限の翌日から20年が経過をしたため免除された相続税額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿＿＿円

4　１のうち届出日現在において納税の猶予を受けている相続税額
（１－２－３の金額） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ＿＿＿＿＿＿＿＿円

5　納税猶予の適用を受けた農地等については、＿＿＿年＿＿月＿＿日に 推定相続人／他の推定相続人等 ＿＿＿＿＿＿＿＿に対して使用貸借による権利の設定をしたが現在もその農地等をその 推定相続人／他の推定相続人等 に引き続き使用させています。

6　この届出書の提出期限の属する年の前３年間の各年における特例農地等に係る農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農地等に係る農業経営に関する明細書」のとおりです。（特例農地等のうちに都市営農農地等がある場合、平成17年４月１日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年３月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）

7　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する事項は、別紙「特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書」のとおりです。（営農困難時貸付けを行っている場合）

8　特例農地等に係る特定貸付けに関する事項は、別紙「特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書」のとおりです。（特定貸付けを行っている場合）

※　添付書類
- ○　農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（上記の５に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書）
- ○　この届出書を提出する前３年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
- ○　特例農地等に係る農業経営に関する明細書（特例農地等のうちに都市営農農地等を有する場合、平成17年４月１日以降の相続に係る相続税の納税猶予の場合又は平成17年３月31日以前の相続に係る相続税の納税猶予で営農困難時貸付け若しくは特定貸付けを行っている場合）
- ○　特例農地等に係る営農困難時貸付けに関する明細書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- ○　営農困難時貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（営農困難時貸付けを行っている場合）
- ○　特例農地等に係る特定貸付けに関する明細書（特定貸付けを行っている場合）
- ○　特定貸付けを行っている特例農地等に係る貸付けを引き続き行っている旨の農業委員会の証明書（特定貸付けを行っている場合）

関与税理士		電話番号	

（資１２－１２－２－Ａ４統一）

改　正　後

贈与税の納税猶予の継続届出書
（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）

猶予整理簿	検　算
※	※

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

平成＿＿年＿＿月＿＿日　　届出者　住所〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則36条第10項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の4第10項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日	昭和 平成	年	月	日
贈与者	住所		氏名	（　年　月　日生）

1　納税の猶予の適用を受けた贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿＿＿円

2　1のうちこの届出書の提出までに特例農地等を譲渡したため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿＿＿円
（注）　譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借権などの権利の設定若しくは権利の消滅も含まれます。

3　1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額（1－2の金額）…… ＿＿＿＿＿＿＿＿円

4　納税猶予の適用を受けた農地等については、＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日に下記の特定農業生産法人に対して使用貸借による権利の設定をし、現在もその農地等を引き続き使用させています。
所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　名　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　この届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における上記の特定農業生産法人の農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書」のとおりです。

6　使用貸借による権利の設定を受けた法人は、農地法第2条第3項に規定する農業生産法人であり、届出者は当該農業生産法人の代表権を有する〔理事／業務執行権を有する社員／取締役〕に就任し、かつ、常時従事者である〔組合員／社員／株主〕（1年間のうち、農業生産法人の事業に従事する日数が＿＿＿日であり、かつ、事業に必要な農作業に＿＿＿日従事します。）となっています。

※　添付書類
○　この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
○　特例農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書

関与税理士	印	電話番号	

（資12－52－1－A4統一）

改　正　前

贈与税の納税猶予の継続届出書
（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則第36条第3項適用分）

猶予整理簿	検　算
※	※

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

平成＿＿年＿＿月＿＿日　　届出者　住所〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の4第1項の規定による贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成7年法律第55号）附則36条第10項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の4第10項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日	昭和 平成	年	月	日
贈与者	住所		氏名	（　年　月　日生）

1　納税の猶予の適用を受けた贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿＿＿円

2　1のうちこの届出書の提出までに特例農地等を譲渡したため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿＿＿円
（注）　譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借権などの権利の設定若しくは権利の消滅も含まれます。

3　1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額（1－2の金額）…… ＿＿＿＿＿＿＿＿円

4　納税猶予の適用を受けた農地等については、＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日に下記の特定農業生産法人に対して使用貸借による権利の設定をし、現在もその農地等を引き続き使用させています。
所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　名　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

5　この届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における上記の特定農業生産法人の農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書」のとおりです。

6　使用貸借による権利の設定を受けた法人は、農地法第2条第3項に規定する農業生産法人であり、届出者は当該農業生産法人の代表権を有する〔理事／業務執行権を有する社員／取締役〕に就任し、かつ、常時従事者である〔組合員／社員／株主〕（1年間のうち、農業生産法人の事業に従事する日数が＿＿＿日であり、かつ、事業に必要な農作業に＿＿＿日従事します。）となっています。

※　添付書類
○　この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書
○　特例農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書

関与税理士	印	電話番号	

（資12－52－1－A4統一）

改　正　後

贈与税の納税猶予の継続届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項又は第5項適用分）

猶予整理簿	検　算
※	※

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

平成＿＿年＿＿月＿＿日

〒

届出者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　―　　）

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の4第1項の規定により贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第14項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の4第22項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

贈与者	氏名		住所又は居所	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日		（昭和・平成）　＿＿年＿＿月＿＿日		

1　納税猶予の適用を受けた贈与税額 ……＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

2　1のうちこの届出書の提出までに農地等を譲渡等したため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額……＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額（1－2）……＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

4　納税猶予の適用を受けた農地等については、平成＿＿年＿＿月＿＿日に下記の特定農業生産法人に対して使用貸借による権利の設定をし、現在もその農地等を引き続き使用させています。

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿

5　この届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における上記の特定農業生産法人の農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例適用農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書」のとおりです。

6　使用貸借による権利の設定を受けた法人は、以下のとおり租税特別措置法施行令（平成17年政令第103号）附則第33条第3項に規定する特定農業生産法人です。

特定農業生産法人の区分	□　認定農業生産法人　□　認定特定農業法人
届出者の特定農業生産法人における地位等	（代表権の有無）□　有　□　無 （地　　位）□理事　□業務執行権を有する社員　□取締役
届出者の特定農業生産法人の行う農業に従事する日数等の状況	農業に従事する日数 ＿＿＿日 農作業に従事する日数 ＿＿＿日

（添付書類）

○　この届出書を提出する前3年間に特例適用農地等の異動があった場合には、その明細書

○　特例適用農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書

関与税理士	印	電話番号	

（資12－107－1－A4統一）

改　正　前

贈与税の納税猶予の継続届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項又は第5項適用分）

猶予整理簿	検　算
※	※

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

平成＿＿年＿＿月＿＿日

〒

届出者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　―　　）

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の4第1項の規定により贈与税の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第14項の規定により適用される同法による改正前の租税特別措置法第70条の4第22項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

贈与者	氏名		住所又は居所	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日		（昭和・平成）　＿＿年＿＿月＿＿日		

1　納税猶予の適用を受けた贈与税額 ……＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

2　1のうちこの届出書の提出までに農地等を譲渡等したため、既に納税の猶予が確定し納付した贈与税額……＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　1のうち届出日現在において納税の猶予を受けている贈与税額（1－2）……＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

4　納税猶予の適用を受けた農地等については、平成＿＿年＿＿月＿＿日に下記の特定農業生産法人に対して使用貸借による権利の設定をし、現在もその農地等を引き続き使用させています。

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿

5　この届出書の提出期限を含む事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度における上記の特定農業生産法人の農業経営に関する事項の概要は、別紙「特例適用農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書」のとおりです。

6　使用貸借による権利の設定を受けた法人は、以下のとおり租税特別措置法施行令（平成17年政令第103号）附則第33条第3項に規定する特定農業生産法人です。

特定農業生産法人の区分	□　認定農業生産法人　□　認定特定農業法人
届出者の特定農業生産法人における地位等	（代表権の有無）□　有　□　無 （地　　位）□理事　□業務執行権を有する社員　□取締役
届出者の特定農業生産法人の行う農業に従事する日数等の状況	農業に従事する日数 ＿＿＿日 農作業に従事する日数 ＿＿＿日

（添付書類）

○　この届出書を提出する前3年間に特例適用農地等の異動があった場合には、その明細書

○　特例適用農地等に係る特定農業生産法人の農業経営に関する明細書

関与税理士	印	電話番号	

（資12－107－1－A4統一）

改　正　後

特　定　転　用　の　継　続　届　出　書

整理簿	検　算
※	※

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

〒
届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　）

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第19条第6項第＿＿号の要件に該当する特定市街化区域農地等の転用について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税の猶予を引き続き受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第19条第10項の規定により届け出ます。

1　相続又は遺贈により特例農地等を取得した年月日等

取得した年月日	昭和・平成　　年　　月　　日			
被相続人の住所・氏名	住所		氏名	

2　特例農地等及び承認を受けて転用した特例市街化区域農地等の明細　　転用に関する承認年月日　平成　　年　　月　　日

(1) 相続又は遺贈により取得した特例農地等							(2) (1)のうち承認による転用分	
番号	所在場所	地目	面積	相続(遺贈)時の相続税評価額	農業投資価格	農業投資価格超過額	特定転用の承認を受けた特定市街化区域農地等	転用分の実測面積
1			㎡	円	円	円	該当・非該当	㎡
2							該当・非該当	
3							該当・非該当	
4							該当・非該当	
5							該当・非該当	
6							該当・非該当	
7							該当・非該当	
8							該当・非該当	
9							該当・非該当	
10							該当・非該当	
			①　㎡	②　円	③　円	④(②−③)　円		
			④のうち、特定転用分の価額			⑤　円		

3　納税猶予分の相続税額等に関する事項

(1) 農業投資価格超過額
イ　相続又は遺贈により取得した特例農地等の農業投資価格超過額（上記の④）……＿＿＿＿＿＿円

ロ　イのうち、承認を受けた特定市街化区域農地等の農業投資価格超過額（上記の⑤）……＿＿＿＿＿＿円

(2) 納税猶予分の相続税額
イ　納付すべき税額のうち、納税の猶予を受けた相続税額……＿＿＿＿＿＿円
ロ　イのうち、この届出書の提出時までに特例農地等を譲渡等したため、既に納税の猶予が確定し納付した相続税額……＿＿＿＿＿＿円
（注）譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借権などの権利の設定若しくは権利の消滅も含まれます。
ハ　イのうち、届出日現在において納税の猶予を受けている特定市街化区域農地等に係る相続税額

$$\left\{イ \times \frac{(1)のロ}{(1)のイ}\right\}$$ ……＿＿＿＿＿＿円

4　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第19条第6項第＿＿号の要件に該当する事実の明細については、付表とおりです。

関与税理士	印	電話番号	

（資12−51−1−A4統一）

改　正　前

特　定　転　用　の　継　続　届　出　書

整理簿	検　算
※	※

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

〒
届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　）

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第19条第6項第＿＿号の要件に該当する特定市街化区域農地等の転用について、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税の納税の猶予を引き続き受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第19条第10項の規定により届け出ます。

1　相続又は遺贈により特例農地等を取得した年月日等

取得した年月日	昭和・平成　　年　　月　　日			
被相続人の住所・氏名	住所		氏名	

2　特例農地等及び承認を受けて転用した特例市街化区域農地等の明細　　転用に関する承認年月日　平成　　年　　月　　日

(1) 相続又は遺贈により取得した特例農地等							(2) (1)のうち承認による転用分	
番号	所在場所	地目	面積	相続(遺贈)時の相続税評価額	農業投資価格	農業投資価格超過額	特定転用の承認を受けた特定市街化区域農地等	転用分の実測面積
1			㎡	円	円	円	該当・非該当	㎡
2							該当・非該当	
3							該当・非該当	
4							該当・非該当	
5							該当・非該当	
6							該当・非該当	
7							該当・非該当	
8							該当・非該当	
9							該当・非該当	
10							該当・非該当	
			①　㎡	②　円	③　円	④(②−③)　円		
			④のうち、特定転用分の価額			⑤　円		

3　納税猶予分の相続税額等に関する事項

(1) 農業投資価格超過額
イ　相続又は遺贈により取得した特例農地等の農業投資価格超過額（上記の④）……＿＿＿＿＿＿円

ロ　イのうち、承認を受けた特定市街化区域農地等の農業投資価格超過額（上記の⑤）……＿＿＿＿＿＿円

(2) 納税猶予分の相続税額
イ　納付すべき税額のうち、納税の猶予を受けた相続税額……＿＿＿＿＿＿円
ロ　イのうち、この届出書の提出時までに特例農地等を譲渡等したため、既に納税の猶予が確定し納付した相続税額……＿＿＿＿＿＿円
（注）譲渡等には、譲渡、贈与、転用のほか、地上権、永小作権、使用貸借権などの権利の設定若しくは権利の消滅も含まれます。
ハ　イのうち、届出日現在において納税の猶予を受けている特定市街化区域農地等に係る相続税額

$$\left\{イ \times \frac{(1)のロ}{(1)のイ}\right\}$$ ……＿＿＿＿＿＿円

4　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成3年法律第16号）附則第19条第6項第＿＿号の要件に該当する事実の明細については、付表とおりです。

関与税理士	印	電話番号	

（資12−51−1−A4統一）

改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

貸付特例適用農地等に係る継続届出書（措法第70条の4 第8 項適用分）（措法第70条の6 第10項適用分）

猶予整理簿	検　算
※	※

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長 殿

届出者　〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の4 第8 項／第70条の6 第10項の適用を受けている下記の貸付特例適用農地等（平成＿＿年＿＿月＿＿日届出分）について同項の適用を引き続いて受けたいので、その賃借権等の設定に関する事項等について同条第12項／第14項の規定により届け出ます。

農地等の贈与を受けた／相続（遺贈）があった年月日	昭和／平成　年　月　日		
贈与者／被相続人	住所	氏名	

1　継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目及び利用状況（作物名等）	面　積	農地等として利用されている部分
1		田・畑・採草放牧地 その他（　）（作物名等　）	㎡	全部・一部・未利用
2		田・畑・採草放牧地 その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
3		田・畑・採草放牧地 その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
4		田・畑・採草放牧地 その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
5		田・畑・採草放牧地 その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用

貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計……①＿＿＿＿＿＿㎡

2　継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等

番号	借受代替農地等の所在地番	地目及び利用状況（作物名等）	面　積	農地等として利用されている部分
1		田・畑・採草放牧地 その他（　）（作物名等　）	㎡	全部・一部・未利用
2		田・畑・採草放牧地 その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
3		田・畑・採草放牧地 その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
4		田・畑・採草放牧地 その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
5		田・畑・採草放牧地 その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用

農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計……②＿＿＿＿＿＿㎡
（注）ここでの「借受代替農地等の面積の合計」には、現に農業の用に供されていない部分は除かれますのでご注意ください。

3　借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書
（注）借受代替農地等に異動がない場合、この欄について記載する必要はありません。

借受代替農地等の合計面積（上記②）＿＿＿＿㎡／貸付特例適用農地等の合計面積（上記①）＿＿＿＿㎡＝＿＿＿＿％（≧80%）
（小数点以下切捨）

（注）　上記1 及び2 について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－７５－Ａ４統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

貸付特例適用農地等に係る継続届出書（措法第70条の4 第8 項適用分）（措法第70条の6 第10項適用分）

猶予整理簿	検　算
※	※

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長 殿

届出者　〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の4 第8 項／第70条の6 第10項の適用を受けている下記の貸付特例適用農地等（平成＿＿年＿＿月＿＿日届出分）について同項の適用を引き続いて受けたいので、その賃借権等の設定に関する事項等について同条第12項／第14項の規定により届け出ます。

農地等の贈与を受けた／相続（遺贈）があった年月日	昭和／平成　年　月　日		
贈与者／被相続人	住所	氏名	

1　継続届出書を提出する日現在における貸付特例適用農地等の利用状況等

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目及び利用状況（作物名等）	面　積	農地等として利用されている部分
1		田・畑・採草放牧地 その他（　）（作物名等　）	㎡	全部・一部・未利用
2		田・畑・採草放牧地 その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
3		田・畑・採草放牧地 その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
4		田・畑・採草放牧地 その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
5		田・畑・採草放牧地 その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用

貸付特例適用農地等として届け出ている農地等の面積の合計……①＿＿＿＿＿＿㎡

2　継続届出書を提出する日現在における借受代替農地等として届け出ている農地等の利用状況等

番号	借受代替農地等の所在地番	地目及び利用状況（作物名等）	面　積	農地等として利用されている部分
1		田・畑・採草放牧地 その他（　）（作物名等　）	㎡	全部・一部・未利用
2		田・畑・採草放牧地 その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
3		田・畑・採草放牧地 その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
4		田・畑・採草放牧地 その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用
5		田・畑・採草放牧地 その他（　）（作物名等　）		全部・一部・未利用

農地又は採草放牧地として現に利用している借受代替農地等の面積の合計……②＿＿＿＿＿＿㎡
（注）ここでの「借受代替農地等の面積の合計」には、現に農業の用に供されていない部分は除かれますのでご注意ください。

3　借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書
（注）借受代替農地等に異動がない場合、この欄について記載する必要はありません。

借受代替農地等の合計面積（上記②）＿＿＿＿㎡／貸付特例適用農地等の合計面積（上記①）＿＿＿＿㎡＝＿＿＿＿％（≧80%）
（小数点以下切捨）

（注）　上記1 及び2 について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－７５－Ａ４統一）

改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書

税務署受付印

平成____年____月____日

_____税務署長　殿

〒
届出者住所_____

氏名_____印
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法第70条の４第１項又は第70条の６第１項の規定の適用を受けている農地等について、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の８第１項又は第３項の規定の適用を受けるため、同条第２項又は第４項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与／相続（遺贈）を受けた年月日	昭和／平成　年　月　日		
贈与者／被相続人	住所	氏名	

1　収用交換等により譲渡した農地等の明細

（1）　所在場所 …… _____
（2）　地　　目 …… _____
（3）　面　　積 …… _____㎡
（注）この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

2　農地等の譲渡をした日 …… 平成____年____月____日

3　農地等の譲渡先 …… 所在地_____

名　称_____

4　その他参考事項

※　添付書類
○　公共事業施行者の証明書　　○
○　　○

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－５６－Ａ４統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

納税猶予の適用を受けている農地等について収用交換等による譲渡を行った場合の利子税の軽減の特例の適用を受けるための届出書

平成____年____月____日

_____税務署長　殿

〒
届出者住所_____

氏名_____印
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法第70条の４第１項又は第70条の６第１項の規定の適用を受けている農地等について、次のとおり収用交換等による譲渡をしたので、納付すべき利子税について同法第70条の８第１項又は第３項の規定の適用を受けるため、同条第２項又は第４項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与／相続（遺贈）を受けた年月日	昭和／平成　年　月　日		
贈与者／被相続人	住所	氏名	

1　収用交換等により譲渡した農地等の明細

（1）　所在場所 …… _____
（2）　地　　目 …… _____
（3）　面　　積 …… _____㎡
（注）この欄に書ききれない場合には「届出書（付表）」に記載してください。

2　農地等の譲渡をした日 …… 平成____年____月____日

3　農地等の譲渡先 …… 所在地_____

名　称_____

4　その他参考事項

※　添付書類
○　公共事業施行者の証明書　　○
○　　○

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－５６－Ａ４統一）

改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

贈与税の納税猶予取りやめ届出書

猶予整理簿	検　算
※	※

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿税務署長 殿

〒

届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

贈与税の納税猶予を受けている税額及びその利子税を納付し、納税猶予の適用を受けることを取りやめたいので、その旨届け出ます。

記

1　受贈年月日　　昭和 平成＿＿年＿＿月＿＿日

2　納付した猶予税額----------＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　2の税額とともに納付した利子税の額----------＿＿＿＿＿＿＿＿円

4　納付年月日　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

関与税理士	印	電話番号	

（資12－17－A4統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

贈与税の納税猶予取りやめ届出書

猶予整理簿	検　算
※	※

※印欄は記入しないでください。

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿税務署長 殿

〒

届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

贈与税の納税猶予を受けている税額及びその利子税を納付し、納税猶予の適用を受けることを取りやめたいので、その旨届け出ます。

記

1　受贈年月日　　昭和 平成＿＿年＿＿月＿＿日

2　納付した猶予税額----------＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　2の税額とともに納付した利子税の額----------＿＿＿＿＿＿＿＿円

4　納付年月日　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

関与税理士	印	電話番号	

（資12－17－A4統一）

改　正　後

代替農地等の取得価額等の明細書

猶予整理簿	検　印
※	※

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

〒
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法施行規則 第23条の7第21項 / 第23条の8第16項 に規定する代替農地等の取得価額等は、次のとおりです。

※印欄は記入しないでください。

譲渡農地等を等しのた明細	所在地番				
	地目等				
	面積	①	㎡	㎡	㎡
	譲渡等の年月日、態様		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	贈与価額 農業投資価格超過額	②	円	円	円
	譲渡の対価の額	③	円	円	円
取得した農地又は採草放牧地の明細	所在地番				
	地目等				
	面積	④	㎡	㎡	㎡
	取得年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日		平成　年　月　日 許可 届出	平成　年　月　日 許可 届出	平成　年　月　日 許可 届出
	取得の態様				
	取得価額	⑤	円	円	円
	買入先　住所又は所在地				
	買入先　氏名又は名称				
譲渡あったが等分	② × (③ − ⑤) / ③	⑥	円	円	円
譲渡なかったが等分	① × ⑤ / ③（1を超えるときは1とする。）	⑦	㎡	㎡	㎡
	② × ⑤ / ③（1を超えるときは1とする。）	⑧	円	円	円
摘要					

関与税理士	印	電話番号	

（資12－20－A4統一）

改　正　前

代替農地等の取得価額等の明細書

猶予整理簿	検　印
※	※

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

〒
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法施行規則 第23条の7第21項 / 第23条の8第16項 に規定する代替農地等の取得価額等は、次のとおりです。

※印欄は記入しないでください。

譲渡農地等を等しのた明細	所在地番				
	地目等				
	面積	①	㎡	㎡	㎡
	譲渡等の年月日、態様		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	贈与価額 農業投資価格超過額	②	円	円	円
	譲渡の対価の額	③	円	円	円
取得した農地又は採草放牧地の明細	所在地番				
	地目等				
	面積	④	㎡	㎡	㎡
	取得年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日		平成　年　月　日 許可 届出	平成　年　月　日 許可 届出	平成　年　月　日 許可 届出
	取得の態様				
	取得価額	⑤	円	円	円
	買入先　住所又は所在地				
	買入先　氏名又は名称				
譲渡あったが等分	② × (③ − ⑤) / ③	⑥	円	円	円
譲渡なかったが等分	① × ⑤ / ③（1を超えるときは1とする。）	⑦	㎡	㎡	㎡
	② × ⑤ / ③（1を超えるときは1とする。）	⑧	円	円	円
摘要					

関与税理士	印	電話番号	

（資12－20－A4統一）

改　正　後	改　正　前
（裏） **記載方法等** この明細書は、特例農地等の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その譲渡等の日から1年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。 なお、この明細書は、代替農地等の取得後遅滞なく税務署長に提出してください。 1　本文の「租税特別措置法施行規則 第23条の7第21項 / 第23条の8第16項 」は、この明細書を提出する人が、贈与税の納税猶予を受けている場合は、「 第23条の8第16項 」の文字を、相続税の納税猶予を受けている場合は「 第23条の7第21項 」の文字を横線で抹消してください。 2　「譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。この場合、次の欄は次により記載してください。 (1)　「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地又は準農地と記載してください。なお、特例農地等が耕作権である場合には(「耕作権」)と併記してください。 (2)　「譲渡年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載するとともに譲渡等の態様に応じ、譲渡、贈与、転用、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。 3　「取得した農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。 4　「譲渡等があった分」欄と「譲渡等がなかった分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。	（裏） **記載方法等** この明細書は、特例農地等の譲渡等につき代替農地等を取得するため税務署長の承認を受けていた場合において、その譲渡等の日から1年を経過する日までに代替農地等を取得した場合に、その代替農地等に関する事項を税務署長に提出する場合に使用してください。 なお、この明細書は、代替農地等の取得後遅滞なく税務署長に提出してください。 1　本文の「租税特別措置法施行規則 第23条の7第21項 / 第23条の8第16項」は、この明細書を提出する人が、贈与税の納税猶予を受けている場合は、「第23条の8第17項」の文字を、相続税の納税猶予を受けている場合は「第23条の7第22項」の文字を横線で抹消してください。 2　「譲渡等をした特例農地等の明細」の各欄には、譲渡等をした特例農地等に関する事項を記載してください。この場合、次の欄は次により記載してください。 (1)　「地目等」欄は、特例農地等の地目等に応じ、田、畑、採草放牧地又は準農地と記載してください。なお、特例農地等が耕作権である場合には(「耕作権」)と併記してください。 (2)　「譲渡年月日、態様」欄は、譲渡年月日を記載するとともに譲渡等の態様に応じ、譲渡、贈与、転用、設定、耕作の放棄、消滅と記載してください。 3　「取得した農地又は採草放牧地の明細」の各欄には、取得した代替農地等に関する事項を記載してください。 4　「譲渡等があった分」欄と「譲渡等がなかった分」欄は、上記2及び3により記載した事項に基づいて記載してください。

改　正　後

猶予整理簿	検　印
※	※

買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

〒
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法施行規則 第23条の7第22項 / 第23条の8第17項 に規定する代替農地等の取得価額等は、次のとおりです。

譲渡等をした特例農地等の明細	農地等の所在地				
	農地等の地目				
	農地等の面積	①	㎡	㎡	㎡
	買取りの申出等の内容				
	買取りの申出等の年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	譲渡等の年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	譲渡等の態様				
	譲渡の対価の額	②	円	円	円
	贈与価額 農業投資価格超過額	③	円	円	円
取得した農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地				
	地目等				
	面積	④	㎡	㎡	㎡
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日		平成　年　月　日 許可 届出	平成　年　月　日 許可 届出	平成　年　月　日 許可 届出
	取得の態様				
	取得年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	取得価額	⑤	円	円	円
	買入先　住所又は所在地				
	買入先　氏名又は名称				
買がる取あ部りっ分のた申と出さ等れ	① × (② − ⑤)/②	⑥	㎡	㎡	㎡
	③ × (② − ⑤)/②	⑦	円	円	円
買がれ取なるりか部のっ分申た出と等き	①×⑤/② （1を超えるときは1とする。）	⑧	㎡	㎡	㎡
	③×⑤/② （1を超えるときは1とする。）	⑨	円	円	円

（注）　代替農地等として取得した農地又は採草放牧地が平成3年1月1日において租税特別措置法第70条の4第2項第3号イからハまでに掲げる区域内にある場合には、その農地又は採草放牧地が同法第70条の4第1項に規定する農地又は採草放牧地に該当するものであることについての市長、区長の証明が必要となります。

関与税理士	印	電話番号	

（資12－36－A4統一）

改　正　前

猶予整理簿	検　印
※	※

買取りの申出等に伴う代替農地等の取得価額等に関する明細書

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

〒
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法施行規則 第23条の7第22項 / 第23条の8第17項 に規定する代替農地等の取得価額等は、次のとおりです。

譲渡等をした特例農地等の明細	農地等の所在地				
	農地等の地目				
	農地等の面積	①	㎡	㎡	㎡
	買取りの申出等の内容				
	買取りの申出等の年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	譲渡等の年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	譲渡等の態様				
	譲渡の対価の額	②	円	円	円
	贈与価額 農業投資価格超過額	③	円	円	円
取得した農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地				
	地目等				
	面積	④	㎡	㎡	㎡
	農地法の規定による許可又は届出の受理年月日		平成　年　月　日 許可 届出	平成　年　月　日 許可 届出	平成　年　月　日 許可 届出
	取得の態様				
	取得年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	取得価額	⑤	円	円	円
	買入先　住所又は所在地				
	買入先　氏名又は名称				
買がる取あ部りっ分のた申と出さ等れ	① × (② − ⑤)/②	⑥	㎡	㎡	㎡
	③ × (② − ⑤)/②	⑦	円	円	円
買がれ取なるりか部のっ分申た出と等き	①×⑤/② （1を超えるときは1とする。）	⑧	㎡	㎡	㎡
	③×⑤/② （1を超えるときは1とする。）	⑨	円	円	円

（注）　代替農地等として取得した農地又は採草放牧地が平成3年1月1日において租税特別措置法第70条の4第2項第3号イからハまでに掲げる区域内にある場合には、その農地又は採草放牧地が同法第70条の4第1項に規定する農地又は採草放牧地に該当するものであることについての市長、区長の証明が必要となります。

関与税理士	印	電話番号	

（資12－36－A4統一）

改　正　後

都市営農農地等該当に関する明細書

猶予整理簿	検　印
※	※

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成____年____月____日

_____税務署長 殿

〒
住 所_____

氏 名_____印
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法施行規則 第23条の7第23項 / 第23条の8第18項 に規定する特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農農地等該当に関する明細は、次のとおりです。

告示若しくは事由に係る農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地				
	農地等の地目				
	農地等の面積	①	㎡	㎡	㎡
	告示又は事由の内容				
	告示又は事由が生じた年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	贈与価額 農業投資価格超過額	②	円	円	円
該当する農地等の明細	都市営農農地等に該当した日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	該当した農地等の面積	③	㎡	㎡	㎡
買取りあるのっ部申出と等さ	（①－③）の面積	④	㎡	㎡	㎡
	② × (①－③)/①	⑤	円	円	円
買取りなのかっ部申出と等さ	③の面積	⑥	㎡	㎡	㎡
	② × ③/①	⑦	円	円	円

（注）　特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当したことを証する市長、区長の証明書が必要となります。

関与税理士	印	電話番号	

（資12－37－A4統一）

改　正　前

都市営農農地等該当に関する明細書

猶予整理簿	検　印
※	※

※印欄は記入しないでください。

平成____年____月____日

_____税務署長 殿

〒
住 所_____

氏 名_____印
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法施行規則 第23条の7第23項 / 第23条の8第18項 に規定する特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地の都市営農農地等該当に関する明細は、次のとおりです。

告示若しくは事由に係る農地又は採草放牧地の明細	農地等の所在地				
	農地等の地目				
	農地等の面積	①	㎡	㎡	㎡
	告示又は事由の内容				
	告示又は事由が生じた年月日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	贈与価額 農業投資価格超過額	②	円	円	円
該当する農地等の明細	都市営農農地等に該当した日		平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	該当した農地等の面積	③	㎡	㎡	㎡
買取りあるのっ部申出と等さ	（①－③）の面積	④	㎡	㎡	㎡
	② × (①－③)/①	⑤	円	円	円
買取りなのかっ部申出と等さ	③の面積	⑥	㎡	㎡	㎡
	② × ③/①	⑦	円	円	円

（注）　特定市街化区域農地等に係る農地又は採草放牧地が都市営農農地等に該当したことを証する市長、区長の証明書が必要となります。

関与税理士	印	電話番号	

（資12－37－A4統一）

改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

猶予整理簿	審　査
※	※

特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿税務署長 殿

〒

届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

※印欄は記入しないでください。

農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため租税特別措置法第70条の4 第1 項の規定の適用を受けている農地等につき＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に対し使用貸借による権利の設定をしたので届け出ます。

推定相続人	住所		氏名		届出者との続柄	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日		平　成　　年　　月　　日				

1　使用貸借による権利の設定は、租税特別措置法第70条の4 第1 項の規定の適用を受ける農地等のすべてについて行われており、その権利設定の日は、平成＿＿年＿＿月＿＿日です。

2　使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙のとおりです。

3　私は、平成＿＿年＿＿月＿＿日付で農業を営む者でなくなったことの届出又は農業者年金の請求をしております。

4　私は、推定相続人＿＿＿＿＿＿＿＿の営む農業経営に従事しております。

添付書類

○　＿＿＿＿＿＿＿＿が届出者の推定相続人であることを証する書類（戸籍謄本又は抄本）

○　推定相続人の適格証明書（農業委員会の証明書）

○　使用貸借による権利設定の契約書の写しその他その事実を証する書類（農地法第3 条の許可書の写し）

○　農業を営む者でなくなったことの届出書の写しその他その届出がされていることを証する書類
又は
農業者年金経営移譲年金裁定請求書の写しその他その請求がされていることを証する書類（農業協同組合の証明書）

○　届出者が推定相続人の営む農業経営に従事していることを証する書類（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

関与税理士	印	電話番号	

（資12－22－A4統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

猶予整理簿	審　査
※	※

特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿税務署長 殿

〒

届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

※印欄は記入しないでください。

農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため租税特別措置法第70条の4 第1 項の規定の適用を受けている農地等につき＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に対し使用貸借による権利の設定をしたので届け出ます。

推定相続人	住所		氏名		届出者との続柄	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日		平　成　　年　　月　　日				

1　使用貸借による権利の設定は、租税特別措置法第70条の4 第1 項の規定の適用を受ける農地等のすべてについて行われており、その権利設定の日は、平成＿＿年＿＿月＿＿日です。

2　使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙のとおりです。

3　私は、平成＿＿年＿＿月＿＿日付で農業を営む者でなくなったことの届出又は農業者年金の請求をしております。

4　私は、推定相続人＿＿＿＿＿＿＿＿の営む農業経営に従事しております。

添付書類

○　＿＿＿＿＿＿＿＿が届出者の推定相続人であることを証する書類（戸籍謄本又は抄本）

○　推定相続人の適格証明書（農業委員会の証明書）

○　使用貸借による権利設定の契約書の写しその他その事実を証する書類（農地法第3 条の許可書の写し）

○　農業を営む者でなくなったことの届出書の写しその他その届出がされていることを証する書類
又は
農業者年金経営移譲年金裁定請求書の写しその他その請求がされていることを証する書類（農業協同組合の証明書）

○　届出者が推定相続人の営む農業経営に従事していることを証する書類（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

関与税理士	印	電話番号	

（資12－22－A4統一）

改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

猶予整理簿	審　査
※	※

推定相続人の死亡に伴う他の推定相続人等に対する使用貸借による権利の設定に関する届出書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿税務署長 殿

〒

届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

推定相続人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の死亡によりその者に使用させていた農地等につき死亡推定相続人の相続人他の推定相続人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に対し使用貸借による権利の設定をしたので届け出ます。

死亡推定相続人の相続人他の推定相続人	住所		氏名		死亡推定相続人又は届出者との続柄	
死亡した推定相続人	住所		氏名		死亡年月日	平成　年　月　日

1　使用貸借による権利の設定は、推定相続人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の死亡に伴い、他の推定相続人等＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に対し、租税特別措置法第70条の４第１項の適用を受けている農地等のすべてについて行われたものであり、その権利設定の日は、平成＿＿年＿＿月＿＿日です。

2　使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙のとおりです。

添付書類

○　＿＿＿＿＿＿＿＿が届出者の他の推定相続人等であることを証する書類（戸籍謄本又は抄本）

○　他の推定相続人等の適格証明書（農業委員会の証明書）

○　使用貸借による権利設定の契約書の写しその他その事実を証する書類（農地法第３条の許可書の写し）

○　届出者が他の推定相続人等の営む農業経営に従事していることを証する書類（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－２３－Ａ４統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

猶予整理簿	審　査
※	※

推定相続人の死亡に伴う他の推定相続人等に対する使用貸借による権利の設定に関する届出書

※印欄は記入しないでください。

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿税務署長 殿

〒

届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

推定相続人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の死亡によりその者に使用させていた農地等につき死亡推定相続人の相続人他の推定相続人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に対し使用貸借による権利の設定をしたので届け出ます。

死亡推定相続人の相続人他の推定相続人	住所		氏名		死亡推定相続人又は届出者との続柄	
死亡した推定相続人	住所		氏名		死亡年月日	平成　年　月　日

1　使用貸借による権利の設定は、推定相続人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の死亡に伴い、他の推定相続人等＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に対し、租税特別措置法第70条の４第１項の適用を受けている農地等のすべてについて行われたものであり、その権利設定の日は、平成＿＿年＿＿月＿＿日です。

2　使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙のとおりです。

添付書類

○　＿＿＿＿＿＿＿＿が届出者の他の推定相続人等であることを証する書類（戸籍謄本又は抄本）

○　他の推定相続人等の適格証明書（農業委員会の証明書）

○　使用貸借による権利設定の契約書の写しその他その事実を証する書類（農地法第３条の許可書の写し）

○　届出者が他の推定相続人等の営む農業経営に従事していることを証する書類（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－２３－Ａ４統一）

改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

猶予整理簿	審　査
※	※

推定相続人の死亡に伴う受贈者の農業経営開始の届出書

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿税務署長 殿

〒

届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

推定相続人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の死亡によりその者に使用させていた農地等につき私が農業経営を開始したので届け出ます。

死亡した推定相続人	住所		氏名		死亡年月日	平成　年　月　日
届出者が農地等に係る農業経営を開始した年月日		平成　年　月　日				

添付書類

○　届出者が農業経営を開始したと認められる旨の証明書（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

関与税理士	印	電話番号	

（資12－24－A4統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

猶予整理簿	審　査
※	※

推定相続人の死亡に伴う受贈者の農業経営開始の届出書

※印欄は記入しないでください。

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿税務署長 殿

〒

届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

推定相続人＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の死亡によりその者に使用させていた農地等につき私が農業経営を開始したので届け出ます。

死亡した推定相続人	住所		氏名		死亡年月日	平成　年　月　日
届出者が農地等に係る農業経営を開始した年月日		平成　年　月　日				

添付書類

○　届出者が農業経営を開始したと認められる旨の証明書（農地等の所在地の農業委員会の証明書）

関与税理士	印	電話番号	

（資12－24－A4統一）

改　正　後

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

〒

届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　）

平成＿＿年＿＿月＿＿日に使用貸借による権利の設定を受けた「１」の特定農業生産法人が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「２」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農業生産法人に該当するので租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第４項の規定により届け出ます。

1	合併により消滅した特定農業生産法人	所在地		名　称	
2	合併法人	所在地		名　称	

1　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が合併した日は、平成＿＿年＿＿月＿＿日です。

2　合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、平成＿＿年＿＿月＿＿日です。

3　合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」のとおりです。

4　使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人は、農地法第２条第３項に規定する農業生産法人であり、届出者は当該農業生産法人の代表権を有する〔理事／業務執行権を有する社員／取締役〕に就任し、かつ、常時従事者である〔組合員／社員〕（１年間のうち、当該農業生産法人の農業に従事する日数が＿＿＿＿日であり、かつ、農業に農作業に＿＿＿＿＿日従事します。）となっています。

添付書類

○　合併法人又は分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）附則第28号第３項に規定する特定農業生産法人に該当する旨の農業委員会の証明書

○　合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類（使用貸借による権利設定の契約書の写し及び従前の使用貸借契約に基づき合併法人又は分割承継法人に使用収益させている旨を記載した書類）

○　合併又は分割後の法人の登記事項証明書及び合併契約書の写し

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－６１－Ａ４統一）

改　正　前

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

〒

届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　）

平成＿＿年＿＿月＿＿日に使用貸借による権利の設定を受けた「１」の特定農業生産法人が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「２」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農業生産法人に該当するので租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第４項の規定により届け出ます。

1	合併により消滅した特定農業生産法人	所在地		名　称	
2	合併法人	所在地		名　称	

1　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が合併した日は、平成＿＿年＿＿月＿＿日です。

2　合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、平成＿＿年＿＿月＿＿日です。

3　合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」のとおりです。

4　使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人は、農地法第２条第３項に規定する農業生産法人であり、届出者は当該農業生産法人の代表権を有する〔理事／業務執行権を有する社員／取締役〕に就任し、かつ、常時従事者である〔組合員／社員〕（１年間のうち、当該農業生産法人の農業に従事する日数が＿＿＿＿日であり、かつ、農業に農作業に＿＿＿＿＿日従事します。）となっています。

添付書類

○　合併法人又は分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）附則第28号第３項に規定する特定農業生産法人に該当する旨の農業委員会の証明書

○　合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類（使用貸借による権利設定の契約書の写し及び従前の使用貸借契約に基づき合併法人又は分割承継法人に使用収益させている旨を記載した書類）

○　合併又は分割後の法人の登記事項証明書及び合併契約書の写し

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－６１－Ａ４統一）

改　正　後

やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

税務署受付印

平成____年____月____日

_____税務署長　殿

〒

届出者　住所 _____

氏名 _____印

（電話番号　　－　　）

私は、下記１に記したやむを得ない事由により、平成____年____月____日において常時従事者である構成員に該当しないこととなりましたが、引き続き下記２の特定農業生産法人の代表者となっていますので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）附則第28条（第５項／第６項）の規定により届け出ます。

記

１　やむを得ない事由

_____

_____

_____

２　特定農業生産法人の所在地・名称

所在地 _____　　名　称 _____

（注）　この届出書の提出期限は、やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった日から１月を経過する日までです。上記提出期限までにこの届出書が提出できなかったやむを得ない事情があるときは、その事情を記載してください。

（事情の詳細）

_____

_____

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－６３－A4統一）

改　正　前

やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第55号）附則第36条第３項適用分）

平成____年____月____日

_____税務署長　殿

〒

届出者　住所 _____

氏名 _____印

（電話番号　　－　　）

私は、下記１に記したやむを得ない事由により、平成____年____月____日において常時従事者である構成員に該当しないこととなりましたが、引き続き下記２の特定農業生産法人の代表者となっていますので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第158号）附則第28条（第５項／第６項）の規定により届け出ます。

記

１　やむを得ない事由

_____

_____

_____

２　特定農業生産法人の所在地・名称

所在地 _____　　名　称 _____

（注）　この届出書の提出期限は、やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった日から１月を経過する日までです。上記提出期限までにこの届出書が提出できなかったやむを得ない事情があるときは、その事情を記載してください。

（事情の詳細）

_____

_____

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－６３－A4統一）

改　正　後

特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項適用分）

猶予整理簿	※

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿　　〒
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
届出者
＿＿年＿＿月＿＿日提出　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　電話＿＿＿＿＿＿

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第６項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、同条第７項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日		昭和・平成　　年　　月　　日			
2　贈与者	氏名		住所又は居所		
3　一時的道路用地等としての貸付けに係る承認等に関する事項					
(1)　承認申請書の提出年月日		平成　　年　　月　　日			
(2)　(1)の承認申請に対する承認年月日		平成　　年　　月　　日			
※(1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書を提出した日から１月を経過した日を記載してください。					
4　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項					
(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名　称		所在地		
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成　　年　　月　　日			
	貸　付　期　限	平成　　年　　月　　日			
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事　業　名				
	使用目的				
※　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。					

5　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				（　　）㎡ ㎡	有・無
2				（　　）	有・無
3				（　　）	有・無
4				（　　）	有・無
5				（　　）	有・無
6				（　　）	有・無
7				（　　）	有・無
8				（　　）	有・無
9				（　　）	有・無
10				（　　）	有・無
			合　計	（　　）㎡ ㎡	

一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類…（別添のとおり）

関与税理士	印	電話番号	

（資 12－88－A4 統一）

改　正　前

特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項適用分）

猶予整理簿	※

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿　　〒
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
届出者
＿＿年＿＿月＿＿日提出　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　電話＿＿＿＿＿＿

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第６項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、同条第７項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日		昭和・平成　　年　　月　　日			
2　贈与者	氏名		住所又は居所		
3　一時的道路用地等としての貸付けに係る承認等に関する事項					
(1)　承認申請書の提出年月日		平成　　年　　月　　日			
(2)　(1)の承認申請に対する承認年月日		平成　　年　　月　　日			
※(1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書を提出した日から１月を経過した日を記載してください。					
4　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項					
(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名　称		所在地		
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成　　年　　月　　日			
	貸　付　期　限	平成　　年　　月　　日			
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事　業　名				
	使用目的				
※　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。					

5　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				（　　）㎡ ㎡	有・無
2				（　　）	有・無
3				（　　）	有・無
4				（　　）	有・無
5				（　　）	有・無
6				（　　）	有・無
7				（　　）	有・無
8				（　　）	有・無
9				（　　）	有・無
10				（　　）	有・無
			合　計	（　　）㎡ ㎡	

一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類…（別添のとおり）

関与税理士	印	電話番号	

（資 12－88－A4 統一）

改　正　後

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第７項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書

税務署
受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

平成＿＿年＿＿月＿＿日　　〒

届出者　住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　）

私は、下記に記したやむを得ない事情により、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第７項に規定する届出書を期限内に提出することができませんでしたので、別添「特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

○　やむを得ない事情の詳細

関与税理士	印	電話番号	

（資 12－89－Ａ4 統一）

改　正　前

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第７項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

平成＿＿年＿＿月＿＿日　　〒

届出者　住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　）

私は、下記に記したやむを得ない事情により、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第７項に規定する届出書を期限内に提出することができませんでしたので、別添「特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

○　やむを得ない事情の詳細

関与税理士	印	電話番号	

（資 12－89－Ａ4 統一）

改　正　後

特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項適用分）

猶予整理簿	※

税務署受付印

＿＿＿＿＿税務署長　殿　　〒　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

届出者

＿＿年＿＿月＿＿日提出　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　電話＿＿＿＿＿＿

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 36 条第６項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、貸付期限の到来・地上権等の解約により、平成＿＿年＿＿月＿＿日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第 158 号）附則第 28 条第 12 項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日		昭和・平成　年　月　日			
2　贈 与 者	氏名		住所又は居所		
3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項					
(1)　貸付先（事業施行者）の名称等		名称		所在地	
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日			
	貸　付　期　限	平成　年　月　日			
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項		事　業　名			
		使 用 目 的			

4　一時的道路用地等としての貸付け終了後の農地等の明細（この届出書の提出日現在）

(1)　一時的道路用地等として貸し付けていた農地等						(2)(1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等		
番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面　積	地上権等の登記の有無	特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行った日（予定日）	特定農業生産法人の農業の用に供されている（供する）面積	現在（今後）の利用状況
1				（　）㎡ ㎡	有・無	年　月　日	㎡	
2				（　）	有・無			
3				（　）	有・無			
4				（　）	有・無			
5				（　）	有・無			
6				（　）	有・無			
7				（　）	有・無			
8				（　）	有・無			
9				（　）	有・無			
10				（　）	有・無			
			合　計	（　）㎡ ㎡			㎡	

（３）(2)の土地について

① 一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び法附則第 36 条第６項の規定の適用を受けている受贈者が特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をしていること又は遅滞なく設定をする見込みであることを証する農業委員会の書類

② 一時的道路用地等の用に供していた農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類

③ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成７年大蔵第 33 号）附則第 14 条第 13 項第２号及び第３号に掲げる書類

については別添のとおりです。

関与税理士	印	電話番号	

（資 12－90－A4 統一）

改　正　前

特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項適用分）

猶予整理簿	※

＿＿＿＿＿税務署長　殿　　〒　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

届出者

＿＿年＿＿月＿＿日提出　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　電話＿＿＿＿＿＿

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 36 条第６項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、貸付期限の到来・地上権等の解約により、平成＿＿年＿＿月＿＿日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第 158 号）附則第 28 条第 12 項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日		昭和・平成　年　月　日			
2　贈 与 者	氏名		住所又は居所		
3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項					
(1)　貸付先（事業施行者）の名称等		名称		所在地	
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日			
	貸　付　期　限	平成　年　月　日			
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項		事　業　名			
		使 用 目 的			

4　一時的道路用地等としての貸付け終了後の農地等の明細（この届出書の提出日現在）

(1)　一時的道路用地等として貸し付けていた農地等						(2)(1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等		
番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面　積	地上権等の登記の有無	特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行った日（予定日）	特定農業生産法人の農業の用に供されている（供する）面積	現在（今後）の利用状況
1				（　）㎡ ㎡	有・無	年　月　日	㎡	
2				（　）	有・無			
3				（　）	有・無			
4				（　）	有・無			
5				（　）	有・無			
6				（　）	有・無			
7				（　）	有・無			
8				（　）	有・無			
9				（　）	有・無			
10				（　）	有・無			
			合　計	（　）㎡ ㎡			㎡	

（３）(2)の土地について

① 一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び法附則第 36 条第６項の規定の適用を受けている受贈者が特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をしていること又は遅滞なく設定をする見込みであることを証する農業委員会の書類

② 一時的道路用地等の用に供していた農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類

③ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成７年大蔵第 33 号）附則第 14 条第 13 項第２号及び第３号に掲げる書類

については別添のとおりです。

関与税理士	印	電話番号	

（資 12－90－A4 統一）

改　正　後

特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項適用分）

猶予整理簿	※

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿　　〒　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

届出者

＿＿年＿＿月＿＿日提出　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　電話＿＿＿＿＿＿

※印欄には記入しないでください。

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第６項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第 158 号）附則第 28 条第 14 項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日		昭和・平成　　年　　月　　日		
2　贈与者	氏名		住所又は居所	
3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項				
(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名　称		所在地	
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成　　年　　月　　日		
	延長前の貸付期限	平成　　年　　月　　日		
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事　業　名			
	使 用 目 的			

4　貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日

延長の届出をする一時的道路用地等の用に供されている農地等については、平成＿＿年＿＿月＿＿日までに特定農業生産法人の農業の用に供する予定です。

5　貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

(1)　一時的道路用地等として貸し付けている農地等

番号	農地等の所在地番	地目	面積	地上権等の登記の有無	(2) (1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積
1			(　　)㎡ ㎡	有・無	(　　)㎡ ㎡
2			(　　)	有・無	(　　)
3			(　　)	有・無	(　　)
4			(　　)	有・無	(　　)
5			(　　)	有・無	(　　)
6			(　　)	有・無	(　　)
7			(　　)	有・無	(　　)
8			(　　)	有・無	(　　)
9			(　　)	有・無	(　　)
10			(　　)	有・無	(　　)
		合計	(　　)㎡ ㎡		(　　)㎡ ㎡

(3)　(2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成７年大蔵第 33 号）附則第 14 条第 14 項に規定する契約書等の写し…（別添のとおり）

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－91－Ａ４統一）

改　正　前

特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第３項適用分）

猶予整理簿	※

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿　　〒　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

届出者

＿＿年＿＿月＿＿日提出　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　電話＿＿＿＿＿＿

※印欄には記入しないでください。

租税特別措置法の一部を改正する法律（平成７年法律第 55 号）附則第 36 条第６項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成７年政令第 158 号）附則第 28 条第 14 項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日		昭和・平成　　年　　月　　日		
2　贈与者	氏名		住所又は居所	
3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項				
(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名　称		所在地	
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成　　年　　月　　日		
	延長前の貸付期限	平成　　年　　月　　日		
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事　業　名			
	使 用 目 的			

4　貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日

延長の届出をする一時的道路用地等の用に供されている農地等については、平成＿＿年＿＿月＿＿日までに特定農業生産法人の農業の用に供する予定です。

5　貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

(1)　一時的道路用地等として貸し付けている農地等

番号	農地等の所在地番	地目	面積	地上権等の登記の有無	(2) (1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積
1			(　　)㎡ ㎡	有・無	(　　)㎡ ㎡
2			(　　)	有・無	(　　)
3			(　　)	有・無	(　　)
4			(　　)	有・無	(　　)
5			(　　)	有・無	(　　)
6			(　　)	有・無	(　　)
7			(　　)	有・無	(　　)
8			(　　)	有・無	(　　)
9			(　　)	有・無	(　　)
10			(　　)	有・無	(　　)
		合計	(　　)㎡ ㎡		(　　)㎡ ㎡

(3)　(2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成７年大蔵第 33 号）附則第 14 条第 14 項に規定する契約書等の写し…（別添のとおり）

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－91－Ａ４統一）

改　正　後

税務署受付印

特定農業生産法人に対する特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

平成＿＿年＿＿月＿＿日　　〒

届出者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　）

※　該当するものにレ印を記入してください。

□１．租税特別措置法第 70 条の４第１項の規定の適用を受けている農地等のすべてにつき、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第３項各号に掲げる要件を満たす農業生産法人（以下「特定農業生産法人」といいます。）に対し、使用貸借による権利の設定をしたので、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第３項の規定により届け出ます。

□２．租税特別措置法第 70 条の４第８項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてにつき、特定農業生産法人（上記１の届出をする場合には、上記１と同一の特定農業生産法人）に対し、使用貸借による権利の設定をしたので、法附則第 55 条第５項の規定により届け出ます。

権利の設定を受けた特定農業生産法人	名称		所在地		区分	□ 認定農業生産法人 □ 認定特定農業法人
贈　与　者	氏名		住所又は居所			
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日		（昭和・平成）　＿＿年＿＿月＿＿日				
届出者の特定農業生産法人における地位等		（代表権の有無）　□　有　　□　無 （地　　位）　□理事　□業務執行権を有する社員　□取締役				
届出者が特定農業生産法人の行う農業に従事する日数等の状況		農業に従事する日数　＿＿＿＿日 農作業に従事する日数　＿＿＿＿日				

①　使用貸借による権利の設定の日は、平成＿＿年＿＿月＿＿日です。

②　使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙「使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」のとおりです。

③　使用貸借による権利の設定については、令附則第 33 条第４項又は第７項若しくは第８項に規定する要件（裏面参照）を満たしています。

④　借受代替農地等のすべてに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日（平成＿年＿月＿日）は、当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間の満了の日（平成＿年＿月＿日）以後の日となっています。

（注）④は、法附則第 55 条第５項の規定の適用を受ける場合のみ記載してください。

（添付書類）

○　使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が、令附則第 33 条第３項各号に掲げる要件のすべてに該当することを証する農業委員会の書類

○　使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で、当該設定が行われたことを明らかにする書類

○　次に掲げる農業生産法人の区分に応じそれぞれ次に定める事項を証する市町村長の書類

イ　認定農業生産法人である場合　当該認定農業生産法人に係る令附則第 33 条第５項第２号に規定する農業経営改善計画の認定の日及び当該計画の有効期間の満了の日

ロ　認定特定農業法人である場合　当該認定特定農業法人に係る令附則第 33 条第５項第３号に規定する特定農用地利用規程の認定の日及び当該規程の有効期間の満了の日

○　法附則第 55 条第５項の規定の適用を受けようとする場合には、令附則第 33 条第７項第３号に規定する特定農業生産法人の同意を得ていることを明らかにする書類

関与税理士	印	電話番号	

（資 12－92－A4 統一）

改　正　前

特定農業生産法人に対する特例農地等についての使用貸借による権利の設定に関する届出書

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

平成＿＿年＿＿月＿＿日　　〒

届出者　住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　）

※　該当するものにレ印を記入してください。

□１．租税特別措置法第 70 条の４第１項の規定の適用を受けている農地等のすべてにつき、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第３項各号に掲げる要件を満たす農業生産法人（以下「特定農業生産法人」といいます。）に対し、使用貸借による権利の設定をしたので、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第３項の規定により届け出ます。

□２．租税特別措置法第 70 条の４第８項の規定の適用を受ける貸付特例適用農地等に係る借受代替農地等のすべてにつき、特定農業生産法人（上記１の届出をする場合には、上記１と同一の特定農業生産法人）に対し、使用貸借による権利の設定をしたので、法附則第 55 条第５項の規定により届け出ます。

権利の設定を受けた特定農業生産法人	名称		所在地		区分	□ 認定農業生産法人 □ 認定特定農業法人
贈　与　者	氏名		住所又は居所			
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日		（昭和・平成）　＿＿年＿＿月＿＿日				
届出者の特定農業生産法人における地位等		（代表権の有無）　□　有　　□　無 （地　　位）　□理事　□業務執行権を有する社員　□取締役				
届出者が特定農業生産法人の行う農業に従事する日数等の状況		農業に従事する日数　＿＿＿＿日 農作業に従事する日数　＿＿＿＿日				

①　使用貸借による権利の設定の日は、平成＿＿年＿＿月＿＿日です。

②　使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙「使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」のとおりです。

③　使用貸借による権利の設定については、令附則第 33 条第４項又は第７項若しくは第８項に規定する要件（裏面参照）を満たしています。

④　借受代替農地等のすべてに係る使用貸借による権利の存続期間の満了の日（平成＿年＿月＿日）は、当該借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等に係る賃借権等の存続期間の満了の日（平成＿年＿月＿日）以後の日となっています。

（注）④は、法附則第 55 条第５項の規定の適用を受ける場合のみ記載してください。

（添付書類）

○　使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が、令附則第 33 条第３項各号に掲げる要件のすべてに該当することを証する農業委員会の書類

○　使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で、当該設定が行われたことを明らかにする書類

○　次に掲げる農業生産法人の区分に応じそれぞれ次に定める事項を証する市町村長の書類

イ　認定農業生産法人である場合　当該認定農業生産法人に係る令附則第 33 条第５項第２号に規定する農業経営改善計画の認定の日及び当該計画の有効期間の満了の日

ロ　認定特定農業法人である場合　当該認定特定農業法人に係る令附則第 33 条第５項第３号に規定する特定農用地利用規程の認定の日及び当該規程の有効期間の満了の日

○　法附則第 55 条第５項の規定の適用を受けようとする場合には、令附則第 33 条第７項第３号に規定する特定農業生産法人の同意を得ていることを明らかにする書類

関与税理士	印	電話番号	

（資 12－92－A4 統一）

改　正　後

やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則 第55条第3項又は第5項適用分）

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

平成＿＿年＿＿月＿＿日　　〒

届出者　住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　）

私は、下記1に記したやむを得ない事由により、平成＿＿年＿＿月＿＿日において常時従事者である構成員に該当しないこととなりましたが、引き続き下記2の所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第4項第1号に規定する特定農業生産法人の理事等となっていますので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第5項第1号の規定により届け出ます。

記

1　やむを得ない事由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　特定農業生産法人の所在地・名称

所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　名　称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

関与税理士	印	電話番号	

（資12－94－A4統一）

改　正　前

やむを得ない事由により常時従事者である構成員に該当しないこととなった旨の届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則 第55条第3項又は第5項適用分）

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

平成＿＿年＿＿月＿＿日　　〒

届出者　住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　）

私は、下記1に記したやむを得ない事由により、平成＿＿年＿＿月＿＿日において常時従事者である構成員に該当しないこととなりましたが、引き続き下記2の所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第4項第1号に規定する特定農業生産法人の理事等となっていますので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第5項第1号の規定により届け出ます。

記

1　やむを得ない事由

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　特定農業生産法人の所在地・名称

所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　名　称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

関与税理士	印	電話番号	

（資12－94－A4統一）

改　正　後

被設定者が特定農業生産法人に該当することとなった旨の届出書

税務署
受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

平成＿＿年＿＿月＿＿日　　〒

届出者　住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　）

※　該当するものにレ印を記入してください。

□１．認定農業生産法人に係る農業経営基盤強化促進法第 12 条第１項の認定を受けた同項の農業経営改善計画（同法第 12 条の２第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）の有効期間が満了し、当該認定農業生産法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに同法第 12 条第１項の認定を受け、同法第 12 条の２第１項に規定する認定農業者となりましたので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第５項第２号の規定により届け出ます。

□２．認定特定農業法人に係る農業経営基盤強化促進法第 23 条第１項の認定を受けた同条第７項に規定する特定農用地利用規程（同法第 23 条の２第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後の農用地利用規程で同法第 23 条第７項に規定する特定農用地利用規程に該当するもの。次の３において同じです。）の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに同条第１項の認定を受け、当該認定に係る特定農用地利用規程において同条第４項に規定する特定農業法人として定められたので、令附則第 33 条第５項第３号の規定により届け出ます。

□３．認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第 12 条第１項の認定を受け、同法第 12 条の２第１項に規定する認定農業者となりましたので、令附則第 33 条第５項第４号の規定により届け出ます。

特定農業生産法人の名称		所在地	
農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の有効期間満了年月日		新たに認定を受けた農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の認定の日及び有効期間満了年月日	
平成＿＿年＿＿月＿＿日		認定年月日	平成＿＿年＿＿月＿＿日
		有効期間満了日	平成＿＿年＿＿月＿＿日

※　上記３に該当する場合には、次の各欄にも記入してください。

認定農業者である特定農業生産法人の名称		所在地	
届出書の特定農業生産法人における地位等	（代表権の有無）□　有　□　無 （種　　類）□理事　□業務執行権を有する社員　□取締役		
届出者が特定農業生産法人の行う農業に従事する日数等の状況	農業に従事する日数　＿＿＿＿日 農作業に従事する日数　＿＿＿＿日		

（添付書類）

○上記１に該当する場合

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年財務第 37 号）附則（以下「規附則」といいます。）第 14 条第７項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

○上記２に該当する場合

規附則第 14 条第９項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

○上記３に該当する場合

①　規附則第 14 条第 11 項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

②　特定農業生産法人に係る規附則第 14 条第２項に規定する農業委員会が証明した書類

関与税理士	印	電話番号	

（資 12－95－A4 統一）

改　正　前

被設定者が特定農業生産法人に該当することとなった旨の届出書

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

平成＿＿年＿＿月＿＿日　　〒

届出者　住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　）

※　該当するものにレ印を記入してください。

□１．認定農業生産法人に係る農業経営基盤強化促進法第 12 条第１項の認定を受けた同項の農業経営改善計画（同法第 12 条の２第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）の有効期間が満了し、当該認定農業生産法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに同法第 12 条第１項の認定を受け、同法第 12 条の２第１項に規定する認定農業者となりましたので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第５項第２号の規定により届け出ます。

□２．認定特定農業法人に係る農業経営基盤強化促進法第 23 条第１項の認定を受けた同条第７項に規定する特定農用地利用規程（同法第 23 条の２第１項の規定による変更の認定があったときは、その変更後の農用地利用規程で同法第 23 条第７項に規定する特定農用地利用規程に該当するもの。次の３において同じです。）の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに同条第１項の認定を受け、当該認定に係る特定農用地利用規程において同条第４項に規定する特定農業法人として定められたので、令附則第 33 条第５項第３号の規定により届け出ます。

□３．認定特定農業法人に係る特定農用地利用規程の有効期間が満了し、当該認定特定農業法人が、当該満了の日から２か月を経過する日までに新たに農業経営基盤強化促進法第 12 条第１項の認定を受け、同法第 12 条の２第１項に規定する認定農業者となりましたので、令附則第 33 条第５項第４号の規定により届け出ます。

特定農業生産法人の名称		所在地	
農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の有効期間満了年月日		新たに認定を受けた農業経営改善計画又は特定農用地利用規程の認定の日及び有効期間満了年月日	
平成＿＿年＿＿月＿＿日		認定年月日	平成＿＿年＿＿月＿＿日
		有効期間満了日	平成＿＿年＿＿月＿＿日

※　上記３に該当する場合には、次の各欄にも記入してください。

認定農業者である特定農業生産法人の名称		所在地	
届出書の特定農業生産法人における地位等	（代表権の有無）□　有　□　無 （種　　類）□理事　□業務執行権を有する社員　□取締役		
届出者が特定農業生産法人の行う農業に従事する日数等の状況	農業に従事する日数　＿＿＿＿日 農作業に従事する日数　＿＿＿＿日		

（添付書類）

○上記１に該当する場合

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年財務第 37 号）附則（以下「規附則」といいます。）第 14 条第７項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

○上記２に該当する場合

規附則第 14 条第９項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

○上記３に該当する場合

①　規附則第 14 条第 11 項各号に規定する事項について市町村長が証明した書類

②　特定農業生産法人に係る規附則第 14 条第２項に規定する農業委員会が証明した書類

関与税理士	印	電話番号	

（資 12－95－A4 統一）

改　正　後

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第５項に規定する届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

平成＿＿年＿＿月＿＿日　　〒

届出者　住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　）

私は、下記に記したやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第５項に規定する届出書を期限内に提出することができませんでしたので、別添の「被設定者が特定農業生産法人に該当することとなった旨の届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

○　やむを得ない事情の詳細

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

関与税理士	印	電話番号	

（資 12－96－Ａ4 統一）

改　正　前

租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第５項に規定する届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

平成＿＿年＿＿月＿＿日　　〒

届出者　住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　）

私は、下記に記したやむを得ない事情により、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第５項に規定する届出書を期限内に提出することができませんでしたので、別添の「被設定者が特定農業生産法人に該当することとなった旨の届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

○　やむを得ない事情の詳細

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

関与税理士	印	電話番号	

（資 12－96－Ａ4 統一）

改　正　後

税務署
受付印

特定農業生産法人に対する貸付特例適用農地等についての
使用貸借による権利の設定に関する届出書

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

平成＿＿年＿＿月＿＿日　　〒

届出者　住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　―　　）

※　**該当するものにレ印を記入してください。**

□１．所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第５項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等のすべてについて使用貸借による権利の設定をしたので租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第 12 項及び第 14 項の規定により届け出ます。

□２．法附則第 55 条第５項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等のすべてについて使用貸借による権利の設定をしたので令附則第 33 条第 17 項の規定により届け出ます。

権利の設定を受けた特定農業生産法人	名称		所在地	
贈　与　者	氏名		住所又は居所	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日		（昭和・平成）　＿＿年＿＿月＿＿日		
貸付特例適用農地等であった農地等に係る賃借権等の存続期間の満了年月日（又は解約年月日）		平成＿＿年＿＿月＿＿日		
法附則第 55 条第５項の規定により借受代替農地等について使用貸借による権利の設定を行った特定農業生産法人の名称及び所在地				
名　称			所在地	

①　貸付特例適用農地等であった農地等に係る使用貸借による権利の設定の日は、平成＿＿年＿＿月＿＿日です。

②　使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」のとおりです。

③　貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細は、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書」のとおりです。（上記１に該当する場合のみ提出が必要です。）

（添付書類）

特定農業生産法人に対して行われた使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で、当該設定が行われたことを明らかにするもの

（注）上記２に該当する場合には、上記書類の他に、貸付特例適用農地等のすべてについて賃借権等が解約されたこと及び当該解約年月日が明らかになるものも併せて提出しなければなりません。

関与税理士	印	電話番号	

（資 12－97－A4 統一）

改　正　前

特定農業生産法人に対する貸付特例適用農地等についての
使用貸借による権利の設定に関する届出書

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

平成＿＿年＿＿月＿＿日　　〒

届出者　住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　―　　）

※　**該当するものにレ印を記入してください。**

□１．所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第５項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等の存続期間が満了し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等のすべてについて使用貸借による権利の設定をしたので租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則（以下「令附則」といいます。）第 33 条第 12 項及び第 14 項の規定により届け出ます。

□２．法附則第 55 条第５項の規定により特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をした借受代替農地等に係る貸付特例適用農地等についての賃借権等を解約し、当該特定農業生産法人に対し当該貸付特例適用農地等であった農地等のすべてについて使用貸借による権利の設定をしたので令附則第 33 条第 17 項の規定により届け出ます。

権利の設定を受けた特定農業生産法人	名称		所在地	
贈　与　者	氏名		住所又は居所	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日		（昭和・平成）　＿＿年＿＿月＿＿日		
貸付特例適用農地等であった農地等に係る賃借権等の存続期間の満了年月日（又は解約年月日）		平成＿＿年＿＿月＿＿日		
法附則第 55 条第５項の規定により借受代替農地等について使用貸借による権利の設定を行った特定農業生産法人の名称及び所在地				
名　称			所在地	

①　貸付特例適用農地等であった農地等に係る使用貸借による権利の設定の日は、平成＿＿年＿＿月＿＿日です。

②　使用貸借による権利の設定をした農地等の明細は、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等について使用貸借による権利の設定をした農地等の明細書」のとおりです。

③　貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細は、別紙「貸付特例適用農地等であった農地等に係る借受代替農地等の明細書」のとおりです。（上記１に該当する場合のみ提出が必要です。）

（添付書類）

特定農業生産法人に対して行われた使用貸借による権利の設定に係る契約書の写しその他の書類で、当該設定が行われたことを明らかにするもの

（注）上記２に該当する場合には、上記書類の他に、貸付特例適用農地等のすべてについて賃借権等が解約されたこと及び当該解約年月日が明らかになるものも併せて提出しなければなりません。

関与税理士	印	電話番号	

（資 12－97－A4 統一）

改　正　後

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項又は第５項適用分）

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

平成＿＿年＿＿月＿＿日

〒

届出者　住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　）

平成＿＿年＿＿月＿＿日に使用貸借による権利の設定を受けた「１」の特定農業生産法人が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「２」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農業生産法人に該当するので所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第９項の規定により届け出ます。

1	合併又は分割により消滅又は分割した法人	名称		所在地			
2	合併法人又は分割承継法人	名称		所在地		区分	□ 認定農業生産法人 □ 認定特定農業法人
届出者の特定農業生産法人における地位等			（代表権の有無）□ 有　□ 無 （地　　位）□理事　□業務執行権を有する社員　□取締役				
届出者が特定農業生産法人の行う農業に従事する日数等の状況			農業に従事する日数　＿＿＿日 農作業に従事する日数　＿＿＿日				

１　法附則第55条第３項又は第５項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が合併又は分割した日は、平成＿＿年＿＿月＿＿日です。

２　合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、平成＿＿年＿＿月＿＿日です。

３　合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」のとおりです。

（添付書類）

○　合併により消滅し、又は分割をした特定農業生産法人から当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類

○　合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第３項各号に掲げる要件のすべてに該当することを証する当該合併法人又は当該分割承継法人の所在地を管轄する農業委員会の書類

○　合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人の登記事項証明書その他の当該合併法人又は当該分割承継法人に該当することを証する書類

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－１００－Ａ４統一）

改　正　前

使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農業生産法人に該当する旨の届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第３項又は第５項適用分）

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

平成＿＿年＿＿月＿＿日

〒

届出者　住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　）

平成＿＿年＿＿月＿＿日に使用貸借による権利の設定を受けた「１」の特定農業生産法人が合併又は分割により消滅又は分割しましたが、「２」の合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継ぎ、かつ、特定農業生産法人に該当するので所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則（以下「法附則」といいます。）第55条第９項の規定により届け出ます。

1	合併又は分割により消滅又は分割した法人	名称		所在地			
2	合併法人又は分割承継法人	名称		所在地		区分	□ 認定農業生産法人 □ 認定特定農業法人
届出者の特定農業生産法人における地位等			（代表権の有無）□ 有　□ 無 （地　　位）□理事　□業務執行権を有する社員　□取締役				
届出者が特定農業生産法人の行う農業に従事する日数等の状況			農業に従事する日数　＿＿＿日 農作業に従事する日数　＿＿＿日				

１　法附則第55条第３項又は第５項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農業生産法人が合併又は分割した日は、平成＿＿年＿＿月＿＿日です。

２　合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ日は、平成＿＿年＿＿月＿＿日です。

３　合併又は分割により消滅又は分割した特定農業生産法人から合併法人又は分割承継法人が使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細は別紙「使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」のとおりです。

（添付書類）

○　合併により消滅し、又は分割をした特定農業生産法人から当該合併に係る合併法人又は当該分割に係る分割承継法人が使用貸借による権利の全部を引き継いだことを証する書類

○　合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人が租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第３項各号に掲げる要件のすべてに該当することを証する当該合併法人又は当該分割承継法人の所在地を管轄する農業委員会の書類

○　合併に係る合併法人又は分割に係る分割承継法人の登記事項証明書その他の当該合併法人又は当該分割承継法人に該当することを証する書類

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－１００－Ａ４統一）

改　正　後

特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第３項適用分）

猶予整理簿	※

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

〒
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
届出者
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　電話＿＿＿＿＿＿

＿＿年＿＿月＿＿日提出

※印欄は記入しないでください。

所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 10 項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、同条第 11 項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日	昭和・平成　年　月　日			
2　贈与者	氏名		住所又は居所	
3　一時的道路用地等としての貸付けに係る承認等に関する事項				
(1)　承認申請書の提出年月日	平成　年　月　日			
(2)　(1)の承認申請に対する承認年月日	平成　年　月　日			
※(1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書を提出した日から１月を経過した日を記載してください。				
4　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項				
(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名　称		所在地	
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日		
	貸　付　期　限	平成　年　月　日		
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事　業　名			
	使用目的			
※　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。				

5　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				（　　）㎡ ㎡	有・無
2				（　　）	有・無
3				（　　）	有・無
4				（　　）	有・無
5				（　　）	有・無
6				（　　）	有・無
7				（　　）	有・無
8				（　　）	有・無
9				（　　）	有・無
10				（　　）	有・無
			合　計	（　　）㎡ ㎡	

一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類…（別添のとおり）

関与税理士	印	電話番号	

（資 12－103－A4 統一）

改　正　前

特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第３項適用分）

猶予整理簿	※

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

〒
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
届出者
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　電話＿＿＿＿＿＿

＿＿年＿＿月＿＿日提出

※印欄は記入しないでください。

所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 10 項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、同条第 11 項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日	昭和・平成　年　月　日			
2　贈与者	氏名		住所又は居所	
3　一時的道路用地等としての貸付けに係る承認等に関する事項				
(1)　承認申請書の提出年月日	平成　年　月　日			
(2)　(1)の承認申請に対する承認年月日	平成　年　月　日			
※(1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書を提出した日から１月を経過した日を記載してください。				
4　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項				
(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名　称		所在地	
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日		
	貸　付　期　限	平成　年　月　日		
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事　業　名			
	使用目的			
※　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。				

5　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				（　　）㎡ ㎡	有・無
2				（　　）	有・無
3				（　　）	有・無
4				（　　）	有・無
5				（　　）	有・無
6				（　　）	有・無
7				（　　）	有・無
8				（　　）	有・無
9				（　　）	有・無
10				（　　）	有・無
			合　計	（　　）㎡ ㎡	

一時的道路用地等の用に供されている農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類…（別添のとおり）

関与税理士	印	電話番号	

（資 12－103－A4 統一）

改　正　後

所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 11 項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

平成＿＿年＿＿月＿＿日　　〒

届出者　住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　）

私は、下記に記したやむを得ない事情により、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 11 項に規定する届出書を期限内に提出することができませんでしたので、別添「特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

○　やむを得ない事情の詳細

関与税理士	印	電話番号	

（資 12－104－A4 統一）

改　正　前

所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 11 項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出できなかった旨の届出書

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

平成＿＿年＿＿月＿＿日　　〒

届出者　住所　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　）

私は、下記に記したやむを得ない事情により、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 11 項に規定する届出書を期限内に提出することができませんでしたので、別添「特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

○　やむを得ない事情の詳細

関与税理士	印	電話番号	

（資 12－104－A4 統一）

改　正　後

特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第３項適用分）

猶予整理簿	※

税務署受付印

＿＿＿＿＿税務署長　殿　　〒　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

届出者

＿＿年＿＿月＿＿日提出　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　電話＿＿＿＿＿＿

※印欄は記入しないでください。

所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 10 項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、貸付期限の到来・地上権等の解約により、平成＿＿年＿＿月＿＿日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 24 項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日	昭和・平成　年　月　日			
2　贈 与 者	氏名		住所又は居所	
3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項				
(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名称		所在地	
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日		
	貸　付　期　限	平成　年　月　日		
(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事　業　名			
	使 用 目 的			

4　一時的道路用地等としての貸付け終了後の農地等の明細（この届出書の提出日現在）

(1)　一時的道路用地等として貸し付けていた農地等						(2) (1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等		
番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面　積	地上権等の登記の有無	特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行った日（予定日）	特定農業生産法人の農業の用に供されている（供する）面積	現在（今後）の利用状況
1				(　　)㎡ ㎡	有・無	年　月　日	㎡	
2				(　　)	有・無			
3				(　　)	有・無			
4				(　　)	有・無			
5				(　　)	有・無			
6				(　　)	有・無			
7				(　　)	有・無			
8				(　　)	有・無			
9				(　　)	有・無			
10				(　　)	有・無			
			合　計	(　　)㎡ ㎡			㎡	

（３）(2)の土地について

① 一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び法附則第 55 条第 10 項の規定の適用を受けている受贈者が特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をしていること又は遅滞なく設定をする見込みであることを証する農業委員会の書類

② 一時的道路用地等の用に供していた農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類

③ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年財務第 37 号）附則第 14 条第 28 項第２号及び第３号に掲げる書類

については別添のとおりです。

関与税理士	印	電話番号	

（資 12－105－A4 統一）

改　正　前

特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第３項適用分）

猶予整理簿	※

＿＿＿＿＿税務署長　殿　　〒　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

届出者

＿＿年＿＿月＿＿日提出　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　電話＿＿＿＿＿＿

※印欄は記入しないでください。

所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則（以下「法附則」といいます。）第 55 条第 10 項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等については、貸付期限の到来・地上権等の解約により、平成＿＿年＿＿月＿＿日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 24 項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日	昭和・平成　年　月　日			
2　贈 与 者	氏名		住所又は居所	
3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項				
(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名称		所在地	
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日		
	貸　付　期　限	平成　年　月　日		
(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事　業　名			
	使 用 目 的			

4　一時的道路用地等としての貸付け終了後の農地等の明細（この届出書の提出日現在）

(1)　一時的道路用地等として貸し付けていた農地等						(2) (1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等		
番号	農地等の所在地番	地目	貸付け直前の利用状況	面　積	地上権等の登記の有無	特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行った日（予定日）	特定農業生産法人の農業の用に供されている（供する）面積	現在（今後）の利用状況
1				(　　)㎡ ㎡	有・無	年　月　日	㎡	
2				(　　)	有・無			
3				(　　)	有・無			
4				(　　)	有・無			
5				(　　)	有・無			
6				(　　)	有・無			
7				(　　)	有・無			
8				(　　)	有・無			
9				(　　)	有・無			
10				(　　)	有・無			
			合　計	(　　)㎡ ㎡			㎡	

（３）(2)の土地について

① 一時的道路用地等の用に供されていた土地が農地等に復したこと及び法附則第 55 条第 10 項の規定の適用を受けている受贈者が特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定をしていること又は遅滞なく設定をする見込みであることを証する農業委員会の書類

② 一時的道路用地等の用に供していた農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類

③ 租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年財務第 37 号）附則第 14 条第 28 項第２号及び第３号に掲げる書類

については別添のとおりです。

関与税理士	印	電話番号	

（資 12－105－A4 統一）

改　正　後

特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）

猶予整理簿	※

税務署受付印

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿　　〒　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

届出者

＿＿年＿＿月＿＿日提出　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　電話＿＿＿＿＿＿＿＿

※印欄には記入しないでください。

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第26項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日		昭和・平成　　年　　月　　日		
2　贈与者	氏名		住所又は居所	
3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項				
(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名称		所在地	
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成　　年　　月　　日		
	延長前の貸付期限	平成　　年　　月　　日		
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事　業　名			
	使用目的			

4　貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日

延長の届出をする一時的道路用地等の用に供されている農地等については、平成＿＿年＿＿月＿＿日までに特定農業生産法人の農業の用に供する予定です。

5　貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

(1)　一時的道路用地等として貸し付けている農地等

番号	農地等の所在地番	地目	面積	地上権等の登記の有無	(2) (1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積
1			（　　）㎡ ㎡	有・無	（　　）㎡ ㎡
2			（　　）	有・無	（　　）
3			（　　）	有・無	（　　）
4			（　　）	有・無	（　　）
5			（　　）	有・無	（　　）
6			（　　）	有・無	（　　）
7			（　　）	有・無	（　　）
8			（　　）	有・無	（　　）
9			（　　）	有・無	（　　）
10			（　　）	有・無	（　　）
		合計	（　　）㎡ ㎡		（　　）㎡ ㎡

(3)　(2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務第37号）附則第14条第30項に規定する契約書等の写し…（別添のとおり）

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－１０６－Ａ４統一）

改　正　前

特定農業生産法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書

（所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第3項適用分）

猶予整理簿	※

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿　　〒　住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

届出者

＿＿年＿＿月＿＿日提出　　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞　電話＿＿＿＿＿＿＿＿

※印欄には記入しないでください。

所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）附則第55条第10項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第26項の規定により届け出ます。

1　贈与により農地等を取得した年月日		昭和・平成　　年　　月　　日		
2　贈与者	氏名		住所又は居所	
3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた貸付先等に関する事項				
(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	名称		所在地	
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成　　年　　月　　日		
	延長前の貸付期限	平成　　年　　月　　日		
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事　業　名			
	使用目的			

4　貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた農地等を特定農業生産法人の農業の用に供する予定年月日

延長の届出をする一時的道路用地等の用に供されている農地等については、平成＿＿年＿＿月＿＿日までに特定農業生産法人の農業の用に供する予定です。

5　貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている農地等の明細

(1)　一時的道路用地等として貸し付けている農地等

番号	農地等の所在地番	地目	面積	地上権等の登記の有無	(2) (1)のうち貸付期限を延長する農地等の面積
1			（　　）㎡ ㎡	有・無	（　　）㎡ ㎡
2			（　　）	有・無	（　　）
3			（　　）	有・無	（　　）
4			（　　）	有・無	（　　）
5			（　　）	有・無	（　　）
6			（　　）	有・無	（　　）
7			（　　）	有・無	（　　）
8			（　　）	有・無	（　　）
9			（　　）	有・無	（　　）
10			（　　）	有・無	（　　）
		合計	（　　）㎡ ㎡		（　　）㎡ ㎡

(3)　(2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務第37号）附則第14条第30項に規定する契約書等の写し…（別添のとおり）

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－１０６－Ａ４統一）

改　正　後

（平成３年分：１・２号共通）

共同住宅の建設工事の着手に関する届出書

転用整理簿	審査
※	※

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長 殿

申請者 住所 〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　）

※印欄は記入しないでください。

下記1 の特定市街化区域農地等の共同住宅の敷地への転用に関し、下記2 のとおり 租税特別措置法の一部を改正する法律（ 平成3 年法律第16号）附則第19条第6 項 第1 号 第2 号 の転用の要件に該当する共同住宅の建設工事に着手しとことを確認したので、その旨届出ます。

1　共同住宅の敷地として転用した特定市街化区域農地等の明細

番号	所在場所	地目	面積	番号	所在場所	地目	面積
1			㎡	7			㎡
2				8			
3				9			
4				10			
5				11			
6				12			

2　新築又は取得する共同住宅に関する事項　　添付書類　共同住宅に関する次のもの（ 貸付契約書・工事請負契約書又は売買契約書・ 共同住宅及び附属設備ごとの費用の明細の見積書・ 共同住宅の構造、床面積等の明細書）

区分＼棟別	Ⅰ.	Ⅱ.
新築又は取得の別	新築・取得	新築・取得
構造	造り	造り
地上階数	階	階
独立部分の数	戸	戸
共同住宅の床面積	㎡	㎡
独立部分の床面積	最高　㎡・最低　㎡	最高　㎡・最低　㎡
台所、浴室、便所、洗面設備の有無	有・無	有・無
独立部分3.3㎡当たりの取得予定価額	円	円
建設工事の着手日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
建設工事の完成予定日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
各棟ごとの敷地の明細		
転用に関する届出年月日	平成　年　月　日	平成　年　月　日

3　共同住宅を特定法人に貸し付ける場合の明細（１号該当分）

貸付け先特定法人	所在地	名称	
貸付けに係る契約締結日	平成　年　月　日		
貸付け期間			
権利の設定の対価の取得	有・無		
貸付けの条件の明細			

4　共同住宅を自ら賃貸する場合の明細（２号該当分）

共同住宅の取得の場合	独立行政法人都市再生機構からの取得予定年月日　平成　年　月　日
共同住宅の新築の場合	住宅金融公庫・農業協同組合等からの融資額　円
	融資の条件

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－４７－Ａ４統一）

改　正　前

（平成３年分：１・２号共通）

共同住宅の建設工事の着手に関する届出書

転用整理簿	審査
※	※

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長 殿

申請者 住所 〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（電話番号　　－　　）

※印欄は記入しないでください。

下記1 の特定市街化区域農地等の共同住宅の敷地への転用に関し、下記2 のとおり 租税特別措置法の一部を改正する法律（ 平成3 年法律第16号）附則第19条第6 項 第1 号 第2 号 の転用の要件に該当する共同住宅の建設工事に着手しとことを確認したので、その旨届出ます。

1　共同住宅の敷地として転用した特定市街化区域農地等の明細

番号	所在場所	地目	面積	番号	所在場所	地目	面積
1			㎡	7			㎡
2				8			
3				9			
4				10			
5				11			
6				12			

2　新築又は取得する共同住宅に関する事項　　添付書類　共同住宅に関する次のもの（ 貸付契約書・工事請負契約書又は売買契約書・ 共同住宅及び附属設備ごとの費用の明細の見積書・ 共同住宅の構造、床面積等の明細書）

区分＼棟別	Ⅰ.	Ⅱ.
新築又は取得の別	新築・取得	新築・取得
構造	造り	造り
地上階数	階	階
独立部分の数	戸	戸
共同住宅の床面積	㎡	㎡
独立部分の床面積	最高　㎡・最低　㎡	最高　㎡・最低　㎡
台所、浴室、便所、洗面設備の有無	有・無	有・無
独立部分3.3㎡当たりの取得予定価額	円	円
建設工事の着手日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
建設工事の完成予定日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
各棟ごとの敷地の明細		
転用に関する届出年月日	平成　年　月　日	平成　年　月　日

3　共同住宅を特定法人に貸し付ける場合の明細（１号該当分）

貸付け先特定法人	所在地	名称	
貸付けに係る契約締結日	平成　年　月　日		
貸付け期間			
権利の設定の対価の取得	有・無		
貸付けの条件の明細			

4　共同住宅を自ら賃貸する場合の明細（２号該当分）

共同住宅の取得の場合	独立行政法人都市再生機構からの取得予定年月日　平成　年　月　日
共同住宅の新築の場合	住宅金融公庫・農業協同組合等からの融資額　円
	融資の条件

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－４７－Ａ４統一）

改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

〒
届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法第70条の４第８項の規定の適用を受けるため、同条第１項の規定の適用を受けている農地等（特例適用農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例適用農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の４第９項の規定により届け出ます。

なお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

贈与者	住所		氏名	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	昭和 平成　　年　　月　　日			
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の内容	公告年月日	平成　　年　　月　　日		
	公告番号			
	賃借権等の存続期間（始期～終期）	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日		
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細） （注）この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上であることが必要です。	（借受代替農地等の合計面積）（別紙の②）　㎡ ／ （貸付特例適用農地等の合計面積）（別紙の①）　㎡ ＝ ＿＿＿％ ≧80%（小数点以下切捨）			

（提出書類）

1　農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

2　農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

3　貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第８条第１項に規定する農地保有合理化法人である場合には、当該農地保有合理化法人から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用集積計画の写し

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－７６－１－Ａ４統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

贈与税の特例適用農地等について農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた旨の届出書

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

〒
届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法第70条の４第８項の規定の適用を受けるため、同条第１項の規定の適用を受けている農地等（特例適用農地等）について、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき特例適用農地等を貸し付けたので、租税特別措置法第70条の４第９項の規定により届け出ます。

なお、農業経営基盤強化促進法第20条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき貸し付けた特例適用農地等（貸付特例適用農地等）の明細及び貸付特例適用農地等に代わるものとして同条に規定する農用地利用集積計画の定めるところによる賃借権等の設定に基づき借り受けた農地等（借受代替農地等）の明細は、別紙のとおりです。

贈与者	住所		氏名	
届出者が贈与者から農地等を取得した年月日	昭和 平成　　年　　月　　日			
貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の内容	公告年月日	平成　　年　　月　　日		
	公告番号			
	賃借権等の存続期間（始期～終期）	平成　年　月　日　～　平成　年　月　日		
貸付特例適用農地等に対する借受代替農地等の面積の割合（計算の明細） （注）この特例の適用を受けるには、ここでの計算の割合が80%以上であることが必要です。	（借受代替農地等の合計面積）（別紙の②）　㎡ ／ （貸付特例適用農地等の合計面積）（別紙の①）　㎡ ＝ ＿＿＿％ ≧80%（小数点以下切捨）			

（提出書類）

1　農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された貸付特例適用農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

2　農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

3　貸付特例適用農地等を借り受けた者が農業経営基盤強化促進法第８条第１項に規定する農地保有合理化法人である場合には、当該農地保有合理化法人から当該貸付特例適用農地等を借り受けた方が確認できる農用地利用集積計画の写し

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－７６－１－Ａ４統一）

改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

貸付特例適用農地等の変更届出書

（再借受代替農地等を借り受けた場合）

猶予整理簿	検　算
※	※

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

〒
届出者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の4 第8項／第70条の6 第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成　　年　　月　　日届出分）については、同条第10項第1号／第12項第1号に該当することとなりましたが、同条第8項／第10項の規定の適用を受けたいので、再借受代替農地等に係る賃借権等の設定に関する事項等について同条第11項／第13項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた／相続（遺贈）があった年月日	昭和／平成　　年　　月　　日

贈与者／被相続人	住所		氏名	

① 農業の用に供されていない借受代替農地等の明細

番号	借受代替農地等の所在地番	地目	面積	農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日
1			㎡	（　・　・　）
2				（　・　・　）
3				（　・　・　）
農業の用に供されていない借受代替農地等の合計面積			(A)　㎡	

② 再借受代替農地等の明細

番号	再借受代替農地等の所在地番			貸付者の氏名	貸付者の住所
	地目	面積	賃借権等の種類	公告年月日	賃借権等の存続期間（始期～終期）
1					
		㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
2					
			使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
3					
			使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
再借受代替農地等の合計面積				(B)　㎡	

（注）上記①及び②について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

③ 借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書

イ　当該変更届出書の直近に届け出ている借受代替農地等の合計面積 …… (O＿＿＿＿＿㎡

ロ　当該変更届出書の提出による借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算の明細

（イ）　変更届出後の借受代替農地等の合計面積（ａ）

（上記(O)の面積＿＿＿＿㎡）－（上記(A)の面積＿＿＿＿㎡）＋（上記(B)の面積＿＿＿＿㎡）＝（ａ）＿＿＿＿㎡

（ロ）　貸付特例適用農地等に係る土地の面積 …… （ｂ）＿＿＿＿㎡

（ハ）　当該変更届出書の提出による借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合

（上記(a)の面積＿＿＿＿㎡）／（上記(b)の面積＿＿＿＿㎡）＝＿＿＿＿＿＿＿＿％（≧８０％）
（小数点以下切捨）

（添付書類）
・　農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された再借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－７８－Ａ４統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

貸付特例適用農地等の変更届出書

（再借受代替農地等を借り受けた場合）

猶予整理簿	検　算
※	※

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

〒
届出者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法第70条の4 第8項／第70条の6 第10項の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成　　年　　月　　日届出分）については、同条第10項第1号／第12項第1号に該当することとなりましたが、同条第8項／第10項の規定の適用を受けたいので、再借受代替農地等に係る賃借権等の設定に関する事項等について同条第11項／第13項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた／相続（遺贈）があった年月日	昭和／平成　　年　　月　　日

贈与者／被相続人	住所		氏名	

① 農業の用に供されていない借受代替農地等の明細

番号	借受代替農地等の所在地番	地目	面積	農業の用に供さなくなった事由及びその事実が生じた年月日
1			㎡	（　・　・　）
2				（　・　・　）
3				（　・　・　）
農業の用に供されていない借受代替農地等の合計面積			(A)　㎡	

② 再借受代替農地等の明細

番号	再借受代替農地等の所在地番			貸付者の氏名	貸付者の住所
	地目	面積	賃借権等の種類	公告年月日	賃借権等の存続期間（始期～終期）
1					
		㎡	使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
2					
			使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
3					
			使用貸借・賃貸借	・　・	・　・　～　・　・
再借受代替農地等の合計面積				(B)　㎡	

（注）上記①及び②について書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

③ 借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算明細書

イ　当該変更届出書の直近に届け出ている借受代替農地等の合計面積 …… (O＿＿＿＿＿㎡

ロ　当該変更届出書の提出による借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合に関する計算の明細

（イ）　変更届出後の借受代替農地等の合計面積（ａ）

（上記(O)の面積＿＿＿＿㎡）－（上記(A)の面積＿＿＿＿㎡）＋（上記(B)の面積＿＿＿＿㎡）＝（ａ）＿＿＿＿㎡

（ロ）　貸付特例適用農地等に係る土地の面積 …… （ｂ）＿＿＿＿㎡

（ハ）　当該変更届出書の提出による借受代替農地等のすべてに係る土地の合計面積の貸付特例適用農地等に係る土地の面積に対する割合

（上記(a)の面積＿＿＿＿㎡）／（上記(b)の面積＿＿＿＿㎡）＝＿＿＿＿＿＿＿＿％（≧８０％）
（小数点以下切捨）

（添付書類）
・　農業経営基盤強化促進法第19条の規定により公告された再借受代替農地等に係る農用地利用集積計画の写し及び当該公告年月日を証する書類

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－７８－Ａ４統一）

改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

貸付特例適用農地等の（変更）届出書

（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）

猶予整理簿	検　算
※	※

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長殿

〒
届出者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法 第70条の４第８項 / 第70条の６第10項 の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成＿＿年＿＿月＿＿日届出分）については、

□　イ．同条 第10項 / 第12項 （１号・３号）に該当することとなりましたが、当該貸付特例適用農地等に係る全部の賃借権等を消滅させたので同条 第11項 / 第13項 の規定により、添付書類とともに届け出ます。

（添付書類）使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類の写し

（注）この場合、賃借権等を消滅させた当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

□　ロ．賃借権等の存続期間が満了したので、同令 第40条の６第25項 / 第40条の７第26項 の規定により届け出ます。

（注）この場合、当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

□　ハ．賃借権等の存続期間満了前に賃借権等を消滅させたので、同令 第40条の６第25項 / 第40条の７第26項 の規定により届け出ます。

（注）この場合、猶予されていた納税猶予の全部又は一部と猶予期間中の利子税の合計額を納付することとなります。

なお、引き続き、納税猶予の特例の適用を受ける場合には、上記イの届出を行ってください。

農地等の贈与を受けた相続（遺贈）があった年月日		昭和 / 平成　年　月　日		
贈与者 / 被相続人	住所		氏名	

○　貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目	面積	農地等の状況及び その状況にあることを知った日	賃借権等解除・停年月日
1			㎡	（　・　・　）	・　・
2				（　・　・　）	・　・
3				（　・　・　）	・　・
4				（　・　・　）	・　・
5				（　・　・　）	・　・

（注）　上欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－７９－Ａ４統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

貸付特例適用農地等の（変更）届出書

（貸付特例適用農地等に設定されている賃借権等が消滅した場合）

猶予整理簿	検　算
※	※

※印欄は記入しないでください。

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長殿

〒
届出者　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法 第70条の４第８項 / 第70条の６第10項 の規定の適用を受けている貸付特例適用農地等（平成＿＿年＿＿月＿＿日届出分）については、

□　イ．同条 第10項 / 第12項 （１号・３号）に該当することとなりましたが、当該貸付特例適用農地等に係る全部の賃借権等を消滅させたので同条 第11項 / 第13項 の規定により、添付書類とともに届け出ます。

（添付書類）使用貸借による権利又は賃借権の消滅年月日を証する書類の写し

（注）この場合、賃借権等を消滅させた当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

□　ロ．賃借権等の存続期間が満了したので、同令 第40条の６第25項 / 第40条の７第26項 の規定により届け出ます。

（注）この場合、当該貸付特例農地等について、再び自ら農業の用に供する必要があります。

□　ハ．賃借権等の存続期間満了前に賃借権等を消滅させたので、同令 第40条の６第25項 / 第40条の７第26項 の規定により届け出ます。

（注）この場合、猶予されていた納税猶予の全部又は一部と猶予期間中の利子税の合計額を納付することとなります。

なお、引き続き、納税猶予の特例の適用を受ける場合には、上記イの届出を行ってください。

農地等の贈与を受けた相続（遺贈）があった年月日		昭和 / 平成　年　月　日		
贈与者 / 被相続人	住所		氏名	

○　貸付特例適用農地等に設定していた賃借権等の解約年月日等の明細は、以下のとおりです。

番号	貸付特例適用農地等の所在地番	地目	面積	農地等の状況及び その状況にあることを知った日	賃借権等解除・停年月日
1			㎡	（　・　・　）	・　・
2				（　・　・　）	・　・
3				（　・　・　）	・　・
4				（　・　・　）	・　・
5				（　・　・　）	・　・

（注）　上欄に書ききれない場合には、適宜の用紙に記載して差し支えありません。

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－７９－Ａ４統一）

改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

整理簿

一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

届出者　〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法第70条の4第17項／第70条の6第21項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、租税特別措置法第70条の4第18項／第70条の6第22項の規定により届け出ます。

1 贈与／相続又は遺贈により特例農地等を取得した年月日		昭和・平成　年　月　日			
2 贈与者／被相続人の住所・氏名		住所		氏名	
3 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認等に関する事項					
(1) 承認申請書の提出年月日		平成　年　月　日			
(2) (1)の承認申請に対する承認年月日　※		平成　年　月　日			
※　(1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書の提出した日から1月を経過した日を記載してください。					
4 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項					
(1) 貸付先（事業施行者）の名称等		住所		名称	
(2) 貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日			
	貸付期限	平成　年　月　日			
(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項		事業名			
		使用目的			
※　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。					

5　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細

番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				(　　)㎡	有・無
2				(　　)㎡	有・無
3				(　　)㎡	有・無
4				(　　)㎡	有・無
5				(　　)㎡	有・無
6				(　　)㎡	有・無
7				(　　)㎡	有・無
8				(　　)㎡	有・無
9				(　　)㎡	有・無
10				(　　)㎡	有・無
			合計	(　　)㎡	

一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類 …… （別添のとおり）

関与税理士	印	電話番号	

（資12－82－A4統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

整理簿

一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

届出者　〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法第70条の4第17項／第70条の6第21項の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等については、同項の規定の適用を引き続き受けたいので、租税特別措置法第70条の4第18項／第70条の6第22項の規定により届け出ます。

1 贈与／相続又は遺贈により特例農地等を取得した年月日		昭和・平成　年　月　日			
2 贈与者／被相続人の住所・氏名		住所		氏名	
3 一時的道路用地等としての貸付けに関する承認等に関する事項					
(1) 承認申請書の提出年月日		平成　年　月　日			
(2) (1)の承認申請に対する承認年月日　※		平成　年　月　日			
※　(1)の承認申請に係る承認通知を受領していない場合には、(1)の承認申請書の提出した日から1月を経過した日を記載してください。					
4 一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項					
(1) 貸付先（事業施行者）の名称等		住所		名称	
(2) 貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日			
	貸付期限	平成　年　月　日			
(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項		事業名			
		使用目的			
※　貸付期間の変更がある場合には、新たな届出書等の提出が必要となりますので、税務署にお尋ねください。					

5　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細

番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無
1				(　　)㎡	有・無
2				(　　)㎡	有・無
3				(　　)㎡	有・無
4				(　　)㎡	有・無
5				(　　)㎡	有・無
6				(　　)㎡	有・無
7				(　　)㎡	有・無
8				(　　)㎡	有・無
9				(　　)㎡	有・無
10				(　　)㎡	有・無
			合計	(　　)㎡	

一時的道路用地等の用に供されている特例農地等について引き続き借り受けている旨及び一時的道路用地等に係る事業を引き続き施行している旨を証する事業施行者の書類 …… （別添のとおり）

関与税理士	印	電話番号	

（資12－82－A4統一）

改　正　後

一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書

整理簿

税務署受付印

平成___年___月___日

_____税務署長 殿

〒
届出者 住所_____

氏名_____印
(電話番号　　－　　)

租税特別措置法 第70条の4第17項 / 第70条の6第21項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための特例農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6第40項 / 第40条の7第45項 の規定により届け出ます。

1	贈与 / 相続又は遺贈 により特例農地等を取得した年月日	昭和・平成　年　月　日	
2	贈与者 / 被相続人 の住所・氏名	住所	氏名

3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項

(1) 貸付先（事業施行者）の名称等	住所	名称	
(2) 貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日	
	当初の貸付期限	平成　年　月　日	
	延長後の貸付期限	平成　年　月　日	
(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名		
	使用目的		

4　貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

延長の届け出をする一時的道路用地等の用に供されている特例農地等については、平成_____年_____月_____日までに自己等の農業の用に供する予定です。

5　貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細

(1) 一時的道路用地等として貸し付けている特例農地等					(2) (1)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積
番号	所在場所	地目	面積	地上権等の登記の有無	
1			(　　)㎡ / ㎡	有・無	(　　)㎡ / ㎡
2			(　　)㎡ / ㎡	有・無	(　　)㎡ / ㎡
3			(　　)㎡ / ㎡	有・無	(　　)㎡ / ㎡
4			(　　)㎡ / ㎡	有・無	(　　)㎡ / ㎡
5			(　　)㎡ / ㎡	有・無	(　　)㎡ / ㎡
6			(　　)㎡ / ㎡	有・無	(　　)㎡ / ㎡
7			(　　)㎡ / ㎡	有・無	(　　)㎡ / ㎡
8			(　　)㎡ / ㎡	有・無	(　　)㎡ / ㎡
9			(　　)㎡ / ㎡	有・無	(　　)㎡ / ㎡
10			(　　)㎡ / ㎡	有・無	(　　)㎡ / ㎡
		合計	(　　)㎡ / ㎡		(　　)㎡ / ㎡

(3) (2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則 第23条の7第29項 / 第23条の8第24項 に規定する契約書等の写し ……　(別紙のとおり)

関与税理士	印	電話番号	

(資12－86－A4統一)

改　正　前

一時的道路用地等としての貸付けに係る貸付期限の延長届出書

整理簿

平成___年___月___日

_____税務署長 殿

〒
届出者 住所_____

氏名_____印
(電話番号　　－　　)

租税特別措置法 第70条の4第17項 / 第70条の6第21項 の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するための特例農地等の貸付けについて、当該一時的道路用地等に係る事業の施行の遅延により、その貸付期限が延長されることとなりましたが、引き続き同項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令 第40条の6第40項 / 第40条の7第45項 の規定により届け出ます。

1	贈与 / 相続又は遺贈 により特例農地等を取得した年月日	昭和・平成　年　月　日	
2	贈与者 / 被相続人 の住所・氏名	住所	氏名

3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸付けを行った貸付先等に関する事項

(1) 貸付先（事業施行者）の名称等	住所	名称	
(2) 貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日	
	当初の貸付期限	平成　年　月　日	
	延長後の貸付期限	平成　年　月　日	
(3) 一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名		
	使用目的		

4　貸付期限延長後の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けた特例農地等を自己等の農業の用に供する予定年月日

延長の届け出をする一時的道路用地等の用に供されている特例農地等については、平成_____年_____月_____日までに自己等の農業の用に供する予定です。

5　貸付期限を延長して一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けている特例農地等の明細

(1) 一時的道路用地等として貸し付けている特例農地等					(2) (1)のうち貸付期限を延長する特例農地等の面積
番号	所在場所	地目	面積	地上権等の登記の有無	
1			(　　)㎡ / ㎡	有・無	(　　)㎡ / ㎡
2			(　　)㎡ / ㎡	有・無	(　　)㎡ / ㎡
3			(　　)㎡ / ㎡	有・無	(　　)㎡ / ㎡
4			(　　)㎡ / ㎡	有・無	(　　)㎡ / ㎡
5			(　　)㎡ / ㎡	有・無	(　　)㎡ / ㎡
6			(　　)㎡ / ㎡	有・無	(　　)㎡ / ㎡
7			(　　)㎡ / ㎡	有・無	(　　)㎡ / ㎡
8			(　　)㎡ / ㎡	有・無	(　　)㎡ / ㎡
9			(　　)㎡ / ㎡	有・無	(　　)㎡ / ㎡
10			(　　)㎡ / ㎡	有・無	(　　)㎡ / ㎡
		合計	(　　)㎡ / ㎡		(　　)㎡ / ㎡

(3) (2)の土地について一時的道路用地等に係る事業及び施設の用地として貸付期限を延長することとなった事情を記載した事業施行者の書面及び租税特別措置法施行規則 第23条の7第29項 / 第23条の8第24項 に規定する契約書等の写し ……　(別紙のとおり)

関与税理士	印	電話番号	

(資12－86－A4統一)

改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書

整理簿

税務署受付印

平成___年___月___日

_____税務署長　殿

〒
届出者　住所_____

氏名_____印
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法　第70条の４第17項 / 第70条の６第21項　の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について　貸付期限の到来 / 地上権等の解約　により平成_____年_____月_____日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令　第40条の６第38項 / 第40条の７第43項　の規定により届け出ます。

1	贈与 / 相続又は遺贈　により特例農地等を取得した年月日	昭和・平成　年　月　日
2	贈与者 / 被相続人　の住所・氏名	住　所　　氏　名

3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた貸付先等に関する事項

(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	住　所	名　称	
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日	
	貸付期限	平成　年　月　日	
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名		
	使用目的		

4　一時的道路用地等としての貸付け終了後の特例農地等の明細（この届出書の提出日現在）

(1)　一時的道路用地等として貸し付けていた特例農地等						(2)　(1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等		
番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無	自己等の農業の用に供した日（予定日）	自己等の農業の用に供した（供する）面積	現在（今後）の利用状況
1				(　　)㎡ / ㎡	有・無	年月日	㎡	
2				(　　)㎡ / ㎡	有・無			
3				(　　)㎡ / ㎡	有・無			
4				(　　)㎡ / ㎡	有・無			
5				(　　)㎡ / ㎡	有・無			
6				(　　)㎡ / ㎡	有・無			
7				(　　)㎡ / ㎡	有・無			
8				(　　)㎡ / ㎡	有・無			
9				(　　)㎡ / ㎡	有・無			
10				(　　)㎡ / ㎡	有・無			
			合　計	(　　)㎡ / ㎡			㎡	

(3)　(2)の土地について
① 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び貸付けを行った者が当該農地等を耕作していること（又は遅滞なく耕作する見込みであること）を証する農業委員会の書類
② 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類
その他の添付書類については別添のとおりです。

関与税理士	印	電話番号	

（資12－85－A4統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

一時的道路用地等としての貸付けに係る地上権等が消滅した旨の届出書

整理簿

平成___年___月___日

_____税務署長　殿

〒
届出者　住所_____

氏名_____印
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法　第70条の４第17項 / 第70条の６第21項　の規定の適用を受けている下記の一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた特例農地等について　貸付期限の到来 / 地上権等の解約　により平成_____年_____月_____日に地上権等が消滅したので、租税特別措置法施行令　第40条の６第38項 / 第40条の７第43項　の規定により届け出ます。

1	贈与 / 相続又は遺贈　により特例農地等を取得した年月日	昭和・平成　年　月　日
2	贈与者 / 被相続人　の住所・氏名	住　所　　氏　名

3　一時的道路用地等の用に供するために地上権等の設定に基づき貸し付けていた貸付先等に関する事項

(1)　貸付先（事業施行者）の名称等	住　所	名　称	
(2)　貸付期間	貸付けを行った日	平成　年　月　日	
	貸付期限	平成　年　月　日	
(3)　一時的道路用地等に係る事業等に関する事項	事業名		
	使用目的		

4　一時的道路用地等としての貸付け終了後の特例農地等の明細（この届出書の提出日現在）

(1)　一時的道路用地等として貸し付けていた特例農地等						(2)　(1)のうち貸付け終了後の土地利用状況等		
番号	所在場所	地目	貸付け直前の利用状況	面積	地上権等の登記の有無	自己等の農業の用に供した日（予定日）	自己等の農業の用に供した（供する）面積	現在（今後）の利用状況
1				(　　)㎡ / ㎡	有・無	年月日	㎡	
2				(　　)㎡ / ㎡	有・無			
3				(　　)㎡ / ㎡	有・無			
4				(　　)㎡ / ㎡	有・無			
5				(　　)㎡ / ㎡	有・無			
6				(　　)㎡ / ㎡	有・無			
7				(　　)㎡ / ㎡	有・無			
8				(　　)㎡ / ㎡	有・無			
9				(　　)㎡ / ㎡	有・無			
10				(　　)㎡ / ㎡	有・無			
			合　計	(　　)㎡ / ㎡			㎡	

(3)　(2)の土地について
① 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等が農地等に復したこと及び貸付けを行った者が当該農地等を耕作していること（又は遅滞なく耕作する見込みであること）を証する農業委員会の書類
② 一時的道路用地等の用に供されていた特例農地等を借り受ける契約が終了したこと及び終了した日を証する事業施行者の書類
その他の添付書類については別添のとおりです。

関与税理士	印	電話番号	

（資12－85－A4統一）

改　正　後

贈与税の免除届出書

猶予整理簿	検　算
※	※

税務署受付印

平成____年____月____日

※印欄は記入しないでください。

_____税務署長 殿

平成　　年　　月　　日に_____

_____したので、租税特別措置法第70条の４第33項

の規定により下記の贈与税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の６第59項の規定により

届け出ます。

届出者

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

記

○ 昭和 平成 _____年分 贈与税

○ 免除を受ける贈与税の額_____円

関与税理士		電話番号	

(資１２－２６－Ａ４統一)

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

贈与税の免除届出書

猶予整理簿	検　算
※	※

※印欄は記入しないでください。

平成____年____月____日

_____税務署長 殿

平成　　年　　月　　日に_____

_____したので、租税特別措置法第70条の４第33項

の規定により下記の贈与税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の６第59項の規定により

届け出ます。

届出者

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

〒
住所 _____ 氏名 _____ 印　贈与者 受贈者 との続柄 _____

記

○ 昭和 平成 _____年分 贈与税

○ 免除を受ける贈与税の額_____円

関与税理士		電話番号	

(資１２－２６－１－Ａ４統一)

改　正　後

相続税の免除届出書

猶予整理簿	検　算
※	※

税務署
受付印

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿税務署長 殿

平成　　年　　月　　日に＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿したので、租税特別措置法第70条の６第38項の規定により下記の相続税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の７第59項の規定により届け出ます。

※印欄は記入しないでください。

届出者

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印　農業相続人との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印　農業相続人との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印　農業相続人との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印　農業相続人との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印　農業相続人との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印　農業相続人との続柄＿＿＿＿

記

○ 平成＿＿＿＿年分相続税

○ 免除を受ける相続税の額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

○ 相続税の一部免除の場合

1　特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の６第38項第３号）

(納税猶予分の相続税額)　(贈与分の農業投資価格超過額)　（免除額）

＿＿＿＿＿＿＿＿円 × ＿＿＿＿＿＿＿＿円／円 ＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿円

（相続(遺贈)による取得分の農業投資価格超過額）　（100円未満は切り捨てて下さい。）

2　相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の６第38項第４号）

(納税猶予分の相続税額)　（市街化区域内農地等(都市営農農地等を除く)である特例農地等の取得の時における農業投資価格超過額）　（市街化区域内農地等(都市営農農地等を除く)である特例農地等について既に措置法第70条の6第7項又は第8項の規定により確定した相続税額）

（＿＿＿＿＿＿＿＿円 × ＿＿＿＿＿＿＿＿円／円） － ＿＿＿＿＿＿＿＿円

（相続(遺贈)による取得分の農業投資価格超過額）

（免除額）

＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿円（100円未満は切り捨てて下さい。）

関与税理士		電話番号	

（資１２－２６－Ａ４統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

相続税の免除届出書

猶予整理簿	検　算
※	※

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿税務署長 殿

平成　　年　　月　　日に＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿したので、租税特別措置法第70条の６第38項の規定により下記の相続税を免除されたいので租税特別措置法施行令第40条の７第59項の規定により届け出ます。

※印欄は記入しないでください。

届出者

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印　農業相続人との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印　農業相続人との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印　農業相続人との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印　農業相続人との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印　農業相続人との続柄＿＿＿＿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印　農業相続人との続柄＿＿＿＿

記

○ 平成＿＿＿＿年分相続税

○ 免除を受ける相続税の額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

○ 相続税の一部免除の場合

1　特例農地等の一部につき農地等を贈与（贈与税の納税猶予の適用を受ける贈与に限ります。）をした場合（措置法第70条の６第38項第３号）

(納税猶予分の相続税額)　(贈与分の農業投資価格超過額)　（免除額）

＿＿＿＿＿＿＿＿円 × ＿＿＿＿＿＿＿＿円／円 ＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿円

（相続(遺贈)による取得分の農業投資価格超過額）　（100円未満は切り捨てて下さい。）

2　相続税の申告書の提出期限の翌日から20年を経過した場合（措置法第70条の６第38項第４号）

(納税猶予分の相続税額)　（市街化区域内農地等(都市営農農地等を除く)である特例農地等の取得の時における農業投資価格超過額）　（市街化区域内農地等(都市営農農地等を除く)である特例農地等について既に措置法第70条の6第7項又は第8項の規定により確定した相続税額）

（＿＿＿＿＿＿＿＿円 × ＿＿＿＿＿＿＿＿円／円） － ＿＿＿＿＿＿＿＿円

（相続(遺贈)による取得分の農業投資価格超過額）

（免除額）

＝ ＿＿＿＿＿＿＿＿円（100円未満は切り捨てて下さい。）

関与税理士		電話番号	

（資１２－２６－２－Ａ４統一）

改　正　後

贈与税の納期限延長事案に係る継続届出書

延長整理簿	検　算
※	※

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

〒
届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法第70条の4 第1 項（昭和50年改正前）の規定による贈与税の納期限の延長を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第5 項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日	昭和　　年　　月　　日			
農地等の贈与をした者	住所		氏名	（　年　月　日生）

(1) 農地等の贈与を受けた日の属する年分の贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿＿＿円

(2) (1)のうち農地等の贈与に係るものとして納期限の延長の特例を受けた贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿＿＿円

(3) (2)のうちこの届出書の提出期限までに農地等の譲渡をしたために、既に納期限が確定し納付した贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿＿＿円

(4) (1)のうち届出日現在において納期限の延長の特例を受けている贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿＿＿円

（注）1　この届出書には、贈与により取得した農地等に係る農業経営を引き続いて行っている旨の農業委員会の証明書、及びこの届出書を提出する年前3 年間に農地等の異動があった場合には、その明細書などを添付する必要があります。

2　この届出書は、農地等の贈与を受けた日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限（一般的には3 月15日）の翌日から、毎3 年を経過するごとの日（一般的には毎3 年目の3 月15日）までに、納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

3　この届出書が期限までに提出されないときは、納期限延長の特例が受けられなくなり、その提出期限をもって納期限が確定することになりますから、ご注意ください。

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－３１－Ａ４統一）

改　正　前

贈与税の納期限延長事案に係る継続届出書

延長整理簿	検　算
※	※

※印欄は記入しないでください。

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

〒
届出者住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　）

租税特別措置法第70条の4 第1 項（昭和50年改正前）の規定による贈与税の納期限の延長を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第5 項の規定により関係書類を添付して届け出ます。

農地等の贈与を受けた年月日	昭和　　年　　月　　日			
農地等の贈与をした者	住所		氏名	（　年　月　日生）

(1) 農地等の贈与を受けた日の属する年分の贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿＿＿円

(2) (1)のうち農地等の贈与に係るものとして納期限の延長の特例を受けた贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿＿＿円

(3) (2)のうちこの届出書の提出期限までに農地等の譲渡をしたために、既に納期限が確定し納付した贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿＿＿円

(4) (1)のうち届出日現在において納期限の延長の特例を受けている贈与税額 …… ＿＿＿＿＿＿＿＿円

（注）1　この届出書には、贈与により取得した農地等に係る農業経営を引き続いて行っている旨の農業委員会の証明書、及びこの届出書を提出する年前3 年間に農地等の異動があった場合には、その明細書などを添付する必要があります。

2　この届出書は、農地等の贈与を受けた日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限（一般的には3 月15日）の翌日から、毎3 年を経過するごとの日（一般的には毎3 年目の3 月15日）までに、納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

3　この届出書が期限までに提出されないときは、納期限延長の特例が受けられなくなり、その提出期限をもって納期限が確定することになりますから、ご注意ください。

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－３１－Ａ４統一）

改　正　後

納期限延長の適用を受けている贈与税の免除届出書

延長整理簿
※

税務署受付印

※印欄は記入しないでください。

平　成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

農地等の受贈者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が租税特別措置法第70条の4 第1 項（ 昭和50年改正前）の規定により納期限の延長を受けていた贈与税については、同条第9 項の規定により免除を受けたいので届け出ます。

届　出　者

〒
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　農地等の受贈者との続柄＿＿＿＿

〒
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　農地等の受贈者との続柄＿＿＿＿

〒
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　農地等の受贈者との続柄＿＿＿＿

〒
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　農地等の受贈者との続柄＿＿＿＿

〒
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　農地等の受贈者との続柄＿＿＿＿

農地等の受贈者

〒
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　平成＿＿年＿＿月＿＿日死亡

免除を受ける贈与税の額

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

その他参考事項

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－３２－Ａ４統一）

改　正　前

納期限延長の適用を受けている贈与税の免除届出書

延長整理簿
※

※印欄は記入しないでください。

平　成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長　殿

農地等の受贈者＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が租税特別措置法第70条の4 第1 項（ 昭和50年改正前）の規定により納期限の延長を受けていた贈与税については、同条第9 項の規定により免除を受けたいので届け出ます。

届　出　者

〒
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　農地等の受贈者との続柄＿＿＿＿

〒
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　農地等の受贈者との続柄＿＿＿＿

〒
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　農地等の受贈者との続柄＿＿＿＿

〒
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　農地等の受贈者との続柄＿＿＿＿

〒
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　農地等の受贈者との続柄＿＿＿＿

〒
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印　農地等の受贈者との続柄＿＿＿＿

農地等の受贈者

〒
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　平成＿＿年＿＿月＿＿日死亡

免除を受ける贈与税の額

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

その他参考事項

関与税理士	印	電話番号	

（資１２－３２－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
（通知用）	（新規）

非上場株式等の 贈与税 相続税 の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書

＿＿＿＿第＿＿＿＿＿号

平成＿＿年＿＿月＿＿日

〒

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様

＿＿＿＿＿＿＿税務署長

あなたは＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿から 贈与 相続(遺贈) により取得した非上場株式等の 贈与税 相続税 について、租税特別措置法 第70条の7第1項 第70条の7の2第1項 第70条の7の4第1項 に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により申告された猶予税額の一部について納税の猶予が認められませんので通知します。

なお、納税猶予が認められないこととなった 贈与税 相続税 の額＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円は、至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。

○　納税の猶予が認められない金額

	イ 申告に係る税額	ロ 正当な税額	ハ 納税の猶予が認められない金額（イ－ロ）
A 差引税額（納付すべき税額）	円	円	
B 納税猶予税額			円
C 申告期限までに納付すべき税額（A－B）			

○　納税の猶予が認められない理由

（12②－5－2－A4統一）

改　正　後	改　正　前
非上場株式等の 贈与税 相続税 の申告された納税猶予税額の一部について納税猶予が認められない旨の通知書 **使用目的** 　この通知書は、納税猶予の申請者に対し、申告された納税猶予税額の一部について納税猶予の規定に該当しない旨を通知するために使用するものである。	（新規）

改　正　後	改　正　前
非上場株式等の贈与税/相続税の納税猶予が認められない旨の通知書 （通知用） ＿＿＿第＿＿＿＿号 平成＿＿年＿＿月＿＿日 〒 住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様 ＿＿＿＿＿税務署長 あなたは＿＿＿＿＿＿＿＿殿から贈与/相続（遺贈）により取得した非上場株式等の贈与税/相続税について、租税特別措置法第70条の７第１項/第70条の７の２第１項/第70条の７の４第１項に規定する納税の猶予を受ける旨の申告書を提出されましたが、次の理由により、その納税の猶予は認められませんので通知します。 なお、納税猶予が認められないこととなった贈与税/相続税の額＿＿＿＿＿＿＿円は、至急同封の納付書により、日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。 ○納税の猶予が認められない理由 （12②－7－2－Ａ４統一）	（新規）

改　正　後	改　正　前
非上場株式等の 贈与税 相続税 の納税猶予が認められない旨の通知書 **使用目的** 　この通知書は、納税猶予の適用申請者に対し、納税猶予が認められない旨を通知するために使用するものである。	（新規）

改　正　後	改　正　前
（通知用） ＿＿＿＿＿第＿＿＿＿＿号 〒　　平成＿＿年＿＿月＿＿日 住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様 ＿＿＿＿＿税務署長 **非上場株式等の 贈与税／相続税 の更正に係る納税猶予税額の担保提供通知書** あなたが＿＿＿＿＿＿殿から 贈与／相続（遺贈） により取得した非上場株式等の 贈与税／相続税 については、更正通知書をもって納税猶予税額が増加する旨通知しましたが、これにより増加する額について納税猶予の適用を受けるためには、担保の提供をしていただくことが必要です。 つきましては、増加する納税猶予税額＿＿＿＿＿＿＿＿円とこれに附帯する利子税との合計額に相当する担保を平成＿＿年＿＿月＿＿日までに提供してください。 なお、御不明の点がございましたら当署資産課税（担当）部門まで御連絡ください。 **※この文書による行政指導の責任者は、＿＿＿＿＿税務署長です。** （12②－9－2－Ａ４統一）	（新規）

改　正　後	改　正　前
非上場株式等の 贈与税 相続税 の更正に係る納税猶予額の担保提供通知書 **使用目的** 　この通知書は、更正により納税猶予額が増加したもののうち、増担保を要する場合に納税者に対し、担保提供の通知を行うために使用するものである。	（新規）

改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

入　力	確　認
※	※

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予の継続届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長殿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法 第70条の7第1項 / 第70条の7の2第1項 / 第70条の7の4第1項 の規定による 贈与税 / 相続税 の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条 第10項 / 第10項 / 第8項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

非上場株式等の	贈与を受けた相続(遺贈)があった年月日	平成　年　月　日		
贈与者 被相続人	住所		氏名	

この届出書は、認定(贈与・相続)承継会社、贈与者ごとに作成してください。

1　経営(贈与・相続)報告基準日（以下「基準日」といいます。）　平成＿＿年＿＿月＿＿日

2　1の基準日における猶予中 贈与税 / 相続税 額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　1の基準日において有する特例(受贈・相続)非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の数又は金額　＿＿＿＿＿＿株(口・円)

4　認定（贈与・相続）承継会社の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿

5　1の基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【 添付書類 】　認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類

1　定款の写し
2　登記事項証明書（基準日以後に作成されたものに限ります。）
3　株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
4　基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に終了する各事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書
5　認定(贈与・相続)承継会社の従業員数証明書(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」といいます。)施行規則第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。)
6　基準日が経営(贈与・相続)承継期間内である場合には、円滑化法施行規則第12条第13項の確認書の写し及び同条第2項又は第4項の報告書の写し
7　基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
8　基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の5の書類も併せて提出してください。

関与税理士		電話番号	

（資12②　－　13　－　A4統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

入　力	確　認
※	※

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予の継続届出書

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長殿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

※印欄は記入しないでください。

租税特別措置法 第70条の7第1項 / 第70条の7の2第1項 / 第70条の7の4第1項 の規定による 贈与税 / 相続税 の納税の猶予を引き続いて受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条 第10項 / 第10項 / 第8項 の規定により関係書類を添付して届け出ます。

非上場株式等の	贈与を受けた相続(遺贈)があった年月日	平成　年　月　日		
贈与者 被相続人	住所		氏名	

この届出書は、認定(贈与・相続)承継会社、贈与者ごとに作成してください。

1　経営(贈与・相続)報告基準日（以下「基準日」といいます。）　平成＿＿年＿＿月＿＿日

2　1の基準日における猶予中 贈与税 / 相続税 額　＿＿＿＿＿＿＿＿円

3　1の基準日において有する特例(受贈・相続)非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の数又は金額　＿＿＿＿＿＿株(口・円)

4　認定（贈与・相続）承継会社の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿

5　1の基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間において、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【 添付書類 】　認定(贈与・相続)承継会社に係る基準日における次に掲げる書類

1　定款の写し
2　登記事項証明書（基準日以後に作成されたものに限ります。）
3　株主名簿の写しその他の書類で認定(贈与・相続)承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類
4　基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までに終了する事業年度の認定(贈与・相続)承継会社の貸借対照表及び損益計算書
5　認定(贈与・相続)承継会社の従業員数証明書(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」といいます。)施行規則第1条第6項に規定する従業員数証明書をいいます。)
6　基準日が経営(贈与・相続)承継期間内である場合には、円滑化法施行規則第12条第13項の確認書の写し及び同条第2項又は第4項の報告書の写し
7　基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までに会社分割又は組織変更をした場合には、当該会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は当該組織変更に係る組織変更計画書の写し
8　基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の4の書類も併せて提出してください。

関与税理士		電話番号	

（資12②　－　13　－　A4統一）

改　正　後

（裏）

《 届出をする必要のある方 》

次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税又は相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

1　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方

イ　経営贈与承継期間(注1)の場合　　第一種贈与基準日(注2)の翌日から５か月を経過する日
ロ　経営贈与承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間
　第二種贈与基準日(注3)の翌日から３か月を経過する日

(注1)　「経営贈与承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日又は贈与者の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(注2)　「第一種贈与基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過するごとの日をいいます。
(注3)　「第二種贈与基準日」とは、経営贈与承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

2　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例(租税特別措置法第70条の７の２第１項)の適用を受けている方

イ　経営承継期間(注4)の場合　　第一種基準日(注5)の翌日から５か月を経過する日
ロ　経営承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間
　第二種基準日(注6)の翌日から３か月を経過する日

(注4)　「経営承継期間」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日又は経営承継相続人等(被相続人から相続又は遺贈により認定承継会社(円滑化法第２条に規定する中小企業者のうち経済産業大臣認定を受けた会社で一定のものをいいます。)の非上場株式等の取得をした個人をいいます。)の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(注5)　「第一種基準日」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から１年を経過するごとの日をいいます。
(注6)　「第二種基準日」とは、経営承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

3　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例(租税特別措置法第70条の７の４第１項)の適用を受けている方

イ　経営相続承継期間(注7)の場合　　第一種相続基準日(注8)の翌日から５か月を経過する日
ロ　経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間
　第二種相続基準日(注9)の翌日から３か月を経過する日

(注7)　「経営相続承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日までの間に贈与者について相続が開始した場合における相続の開始の日からこの５年を経過する日又は受贈者の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(注8)　「第一種相続基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して、１年を経過するごとの日をいいます。
(注9)　「第二種相続基準日」とは、経営相続承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

4　「経営承継者」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

5　基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次の書類も併せて提出してください。なお、経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には、次の②のニに掲げる書類の提出は不要です。
(提出書類)
①　合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し
②　次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。)
イ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる直前における合併承継会社及び合併により消滅する会社(認定(贈与・相続)承継会社を除きます。)又は交換等承継会社の従業員数証明書
ロ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書
ハ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社のすべての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）
ニ　合併又は株式交換等に係る円滑化法施行規則第12条第13項の確認書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し

改　正　前

（裏）

《 届出をする必要のある方 》

次に掲げる方は、それぞれ次に掲げる提出期限までに贈与税又は相続税の納税猶予を引き続き受けたい旨税務署長に届け出る必要があります。

1　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方

イ　経営贈与承継期間(注1)の場合　　第一種贈与基準日(注2)の翌日から５か月を経過する日
ロ　経営贈与承継期間の末日の翌日から猶予中贈与税額に相当する贈与税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間
　第二種贈与基準日(注3)の翌日から３か月を経過する日

(注1)　「経営贈与承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日又は贈与者の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(注2)　「第一種贈与基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過するごとの日をいいます。
(注3)　「第二種贈与基準日」とは、経営贈与承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

2　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例(租税特別措置法第70条の７の２第１項)の適用を受けている方

イ　経営承継期間(注4)の場合　　第一種基準日(注5)の翌日から５か月を経過する日
ロ　経営承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間
　第二種基準日(注6)の翌日から３か月を経過する日

(注4)　「経営承継期間」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日又は経営承継相続人等(被相続人から相続又は遺贈により認定承継会社(円滑化法第２条に規定する中小企業者のうち経済産業大臣認定を受けた会社で一定のものをいいます。)の非上場株式等の取得をした個人をいいます。)の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(注5)　「第一種基準日」とは、相続税の申告書の提出期限の翌日から１年を経過するごとの日をいいます。
(注6)　「第二種基準日」とは、経営承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

3　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例(租税特別措置法第70条の７の４第１項)の適用を受けている方

イ　経営相続承継期間(注7)の場合　　第一種相続基準日(注8)の翌日から５か月を経過する日
ロ　経営相続承継期間の末日の翌日から猶予中相続税額に相当する相続税の全部についてその猶予期限が確定するまでの期間
　第二種相続基準日(注9)の翌日から３か月を経過する日

(注7)　「経営相続承継期間」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後５年を経過する日までの間に贈与者について相続が開始した場合における相続の開始の日からこの５年を経過する日又は受贈者の死亡の日のいずれか早い日までの期間をいいます。
(注8)　「第一種相続基準日」とは、贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限の翌日から起算して、１年を経過するごとの日をいいます。
(注9)　「第二種相続基準日」とは、経営相続承継期間の末日の翌日から３年を経過するごとの日をいいます。

4　基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次の書類も併せて提出してください。なお、経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には、次の②のニに掲げる書類の提出は不要です。
(提出書類)
①　合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し
②　次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。)
イ　合併又は株式交換等がその効果を生ずる直前における合併承継会社及び合併により消滅する会社(認定(贈与・相続)承継会社を除きます。)又は交換等承継会社の従業員数証明書
ロ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書
ハ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社のすべての株主又は社員の氏名又は名称及び住所地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類
ニ　合併又は株式交換等に係る円滑化法施行規則第12条第13項の確認書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し

改　正　後

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入　力 ※	確　認 ※

租税特別措置法施行令 第40条の８第34項（旧第33項）／第40条の８の２第40項 の規定による継続届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)

	A	Aの直前の事業年度	Aの２期前の事業年度
この届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する各事業年度における総収入金額（注１）	円	円	円

経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。)の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	・　・
	事　由	

申告期限の翌日又は直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間において、租税特別措置法施行令第40条の８第23項（旧第21項）又は同法第40条の８の２第29項（旧第28項）に規定する資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しておりません。　左記に該当する場合には□内にレ印を付してください → □

※　今回の基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後である場合には、今回の基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社の次に掲げる事項も記載してください。

①　直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額			円
②　直前の事業年度末における準備金の額			円
③　直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額			円
④　直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注２)		帳簿価額	運用収入
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円	j 円
有価証券	特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く）	b 円	k 円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円	l 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d 円	m 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円	n 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f 円	o 円
現金、預貯金等	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g 円	p 円
⑤　剰余金の配当等の額（基準日の直前の事業年度末以前５年間に支払われたもの)(注３)	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h 円	
	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i 円	
⑥　上記④及び⑤の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g+h+i）		円	
⑦　上記④の特定資産の運用収入の合計額（j+k+l+m+n+o+p）			円

⑧　特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合（⑥/③）	%	⑨　特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑦/A）	%
⑩　基準日における常時使用従業員の数			人

（資12②－14－Ａ４統一）

※欄には記載しないでください。

この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

改　正　前

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入　力 ※	確　認 ※

租税特別措置法施行令 第40条の８第33項／第40条の８の２第40項 の規定による継続届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)

当該届出書を提出する日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額	A	円

経営(贈与・相続)報告基準日(以下「基準日」といいます。)の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	・　・
	事　由	

申告期限の翌日又は直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から今回の基準日までの間において、租税特別措置法施行令第40条の８第21項又は同法第40条の８の２第28項に規定する資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しておりません。　左記に該当する場合には□内にレ印を付してください → □

※　今回の基準日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後である場合には、今回の基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社の次に掲げる事項も記載してください。

①　直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額			円
②　直前の事業年度末における準備金の額			円
③　直前の事業年度末における資産の帳簿価額の総額			円
④　直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注1)		帳簿価額	運用収入
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円	j 円
有価証券	特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く）	b 円	k 円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円	l 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d 円	m 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円	n 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金	f 円	o 円
現金、預貯金等	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金	g 円	p 円
⑤　剰余金の配当等の額（基準日の直前の事業年度末以前５年間に支払われたもの)(注2)	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h 円	
	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i 円	
⑥　上記④及び⑤の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g+h+i）		円	
⑦　上記④の特定資産の運用収入の合計額（j+k+l+m+n+o+p）			円

⑧　特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合（⑥/③）	%	⑨　特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑦/A）	%
⑩　基準日における常時使用従業員の数			人

（資12②－14－Ａ４統一）

※欄には記載しないでください。

この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

改　正　後	改　正　前
（裏） 1　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。 ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。 2　「経営（贈与・相続）承継期間」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営贈与承継期間」をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営承継期間」をいいます。 ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第5号に規定する「経営相続承継期間」をいいます。 3　「資産保有型会社」及び「資産運用型会社」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第8号及び同項第9号に定めるものをいいます。 4　「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。 5　「経営承継者」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。 ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。 6　「経営承継者と特別の関係がある者」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第10項（旧第9項）に定める特別の関係がある者をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 7　「常時使用従業員」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項に定める者をいいます。 （注1）　経営（贈与・相続）承継期間の場合は、この届出書を提出する日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額のみを「A」欄に記載し、経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、この届出書を提出する日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日までに終了する事業年度以前3期分の各総収入金額を記載してください。 （注2）　「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。 （注3）　会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。	（裏） 1　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第7号に規定する「経営報告基準日」をいいます。 ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。 2　「経営（贈与・相続）承継期間」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営贈与承継期間」をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第6号に規定する「経営承継期間」をいいます。 ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第5号に規定する「経営相続承継期間」をいいます。 3　「資産保有型会社」及び「資産運用型会社」とは、租税特別措置法第70条の7第2項第8号及び同項第9号に定めるものをいいます。 4　「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第1条第12項第2号イに定めるものをいいます。 5　「経営承継者」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。 ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は、同条第2項第3号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。 6　「経営承継者と特別の関係がある者」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7第1項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第40条の8第9項に定める特別の関係がある者をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項）の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の4第1項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。 7　「常時使用従業員」とは、租税特別措置法施行規則第23条の9第4項に定める者をいいます。 （注1）　「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表上に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。 （注2）　租税特別措置法第70条の7第1項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第70条の7の2第1項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

改　正　後

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入　力	確　認
		※	※

租税特別措置法施行令 第40条の８第34項（旧第33項） 第40条の８の２第40項 の規定による経営（贈与・相続）報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間に経営承継者につき期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

※欄には記載しないでください。

番号	期限の到来した事由（該当する事由にレ点を付してください。）	事由が生じた年　月　日	期限が到来した株(口)数等	期限が到来した猶予中贈与税・相続税の額
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円

（資12②－15－Ａ４統一）

改　正　前

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入　力	確　認
		※	※

租税特別措置法施行令 第40条の８第33項 第40条の８の２第40項 の規定による経営（贈与・相続）報告基準日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から当該基準日までの間において期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

※欄には記載しないでください。

番号	期限の到来した事由（該当する事由にレ点を付してください。）	事由が生じた年　月　日	期限が到来した株(口)数等	期限が到来した猶予中贈与税・相続税の額
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円

（資12②－15－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
（裏） 1　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営報告基準日」をいいます。 ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。 2　「期限の到来した事由」中 イ　「適格合併・適格交換等」とは、租税特別措置法第 70 条の７第５項又は同法第 70 条の７の２第４項(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ロ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第 70 条の７第６項第２号又は同法第 70 条の７の２第５項第２号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ハ　「合併により消滅」とは、同法第 70 条の７第６項第３号又は同法第 70 条の７の２第５項第３号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第 70 条の７第６項第４号又は同法第 70 条の７の２第５項第４号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ホ　「会社分割」とは、同法第 70 条の７第６項第５号又は同法第 70 条の７の２第５項第５号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ヘ　「組織変更」とは、同法第 70 条の７第６項第６号又は同法第 70 条の７の２第５項第６号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 3　「事由が生じた年月日」とは、 イ　「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。 ロ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。 ハ　「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。 ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。 ホ　「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。 ヘ　「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。 4　「経営承継者」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。 ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。	（裏） 1　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、 イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。 ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営報告基準日」をいいます。 ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。 2　「期限の到来した事由」中 イ　「適格合併・適格交換等」とは、租税特別措置法第 70 条の７第５項又は同法第 70 条の７の２第４項(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ロ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第 70 条の７第６項第２号又は同法第 70 条の７の２第５項第２号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ハ　「合併により消滅」とは、同法第 70 条の７第６項第３号又は同法第 70 条の７の２第５項第３号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第 70 条の７第６項第４号又は同法第 70 条の７の２第５項第４号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ホ　「会社分割」とは、同法第 70 条の７第６項第５号又は同法第 70 条の７の２第５項第５号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 ヘ　「組織変更」とは、同法第 70 条の７第６項第６号又は同法第 70 条の７の２第５項第６号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。 3　「事由が生じた年月日」とは、 イ　「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。 ロ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。 ハ　「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。 ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。 ホ　「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。 ヘ　「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

改　正　後	改　正　前
	（新規）

N N N - N N N N
住　　所　ＮＮＮＮＮＮ（１８文字）ＮＮＮＮＮＮ
ＮＮＮＮＮＮ（１８文字）ＮＮＮＮＮＮ
ＮＮＮＮＮＮ（１８文字）ＮＮＮＮＮＮ
ＮＮＮＮＮＮ（１８文字）ＮＮＮＮＮＮ
ＮＮＮＮＮＮ（１８文字）ＮＮＮＮＮＮ
ＮＮＮＮＮＮ（１５文字）ＮＮＮ
氏　　名　ＮＮＮＮＮＮ（１５文字）ＮＮＮ　様

＿＿＿第＿＿＿号

ＮＮＺ９年Ｚ９月Ｚ９日

ＮＮＮＮＮ税務署長

猶予期限が確定した非上場株式等についての　ＮＮＮ　額の通知書（通知用）

あなたがＮＮ（１０文字）ＮＮ様からＮＮＮＮＮＮにより取得した非上場株式等のＮＮＮについては、租税特別措置法　ＮＮＮ（１１文字）ＮＮ　の規定により、納税の猶予がなされていましたが、次のとおりその猶予期限が確定しましたので通知します。

１　認定（贈与・相続）承継会社の名称　・・・・・・・　ＮＮＮＮＮＮ（１５）ＮＮＮＮＮ
ＮＮＮＮＮＮ（１５）ＮＮＮＮＮ

２　納税の猶予がなされていたＮＮＮの額　・・・・・・・・・・・　ＺＺＺ，ＺＺＺ，ＺＺＺ，ＺＺＺ円

３　猶予期限が確定したＮＮＮの額　・・・・・・・・・・・・・・　ＺＺＺ，ＺＺＺ，ＺＺＺ，ＺＺＺ円

ほか利子税の額　ＺＺＺ，ＺＺＺ，ＺＺＺ，ＺＺＺ円

４　引き続き納税の猶予がされるＮＮＮの額　・・・・・・・・・・　ＺＺＺ，ＺＺＺ，ＺＺＺ，ＺＺＺ円

５　確定したＮＮＮの猶予期限　・・・・・・・・・・・・・・　ＮＮＺＺ年ＺＺ月ＺＺ日

６　猶予期限が確定した理由

ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ（４０文字）ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ
ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ（４０文字）ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ
ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ（４０文字）ＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮＮ

猶予期限が確定したＮＮＮの額及び利子税の額は、上記５の猶予期限までに至急同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（ゆうちょ銀行を含む。））又は当税務署へ納付してください。

なお、上記５の猶予期限までに納付しなかった場合には、上記３の猶予確定税額に、上記５の猶予期限の翌日から完納の日まで、延滞税が加算されますので、猶予確定税額、利子税の額と併せて納付してください。

改　正　後	改　正　前
猶予期限が確定した非上場株式等についての贈与税・相続税額の通知書（通知用） **1　出力対象** 「確定・免除等事績の起案入力」を行った事績について、通知書を出力する。 ただし、納税猶予処理区分が「免除（死亡免除）」の場合又は納税猶予処理区分が「免除（特例免除）」で免除後の確定税額が０の場合には、出力されない。 **2　出力時期等** 「確定・免除等事績の起案入力」処理後、出力可能となる。 **3　出力順序等** 「確定・免除等事績の起案入力」を行う都度、出力する。 **4　出力内容等** ⑴　帳票の左上には送付対象者の郵便番号、住所及び氏名を表示する。 ⑵　帳票の右上には送付年月日、税務署名を表示する。 ⑶　標題には相続税又は贈与税と表示する。 ⑷　本文には被相続人又は贈与者の氏名、取得原因、猶予した根拠条文、税目を表示する。 ⑸　以下の項目については、「確定・免除等事績の決裁入力」画面で入力した内容等を表示する。 イ　認定（贈与・相続）承継会社の名称 ロ　納税の猶予がなされていた贈与税・相続税の額 ハ　猶予期限が確定した贈与税・相続税の額 ニ　利子税の額 ホ　引き続き納税の猶予がされる贈与税・相続税の額 ヘ　確定した贈与税・相続税の猶予期限 ト　猶予期限が確定した理由	（新規）

改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

入　力	確　認
※	※

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書（死亡免除）

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿税務署長 殿

平成　　年　　月　　日に 贈与者 受贈者 相続人等 （氏名　　）

（住所：　　）が死亡し、租税特別措置法 第70条の７第16項 第70条の７の２第16項第１号 第70条の７の４第12項 の規定により次の 贈与税 相続税 を免除されたいので届け出ます。

届出者

〒

住所＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　印　贈与者 受贈者との続柄 相続人等 ＿＿＿＿

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

1　特例（受贈・相続）非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の 贈与を受けた 相続（遺贈）があった 年月日　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

2　死亡日における猶予中 贈与税 相続税 額　　＿＿＿＿＿＿円

3　免除を受ける 贈与税 相続税 額　　＿＿＿＿＿＿円

4　死亡日において有する非上場株式等の数又は金額　　＿＿＿＿＿＿株（口・円）

5　贈与者 被相続人 の住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

6　死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日（注）の翌日から死亡日までの間に経営承継者につき納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】　死亡日における認定（贈与・相続）承継会社に係る次に掲げる書類

1　定款の写し
2　登記事項証明書（死亡日以後に作成されたものに限ります。）
3　株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限ります。）
4　死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日（注）の翌日から死亡日までの間に終了する各事業年度の認定（贈与・相続）承継会社の貸借対照表及び損益計算書
5　認定（贈与・相続）承継会社の従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」といいます。）施行規則第１条第６項に規定する従業員数証明書をいいます。）
6　死亡日が経営贈与承継期間内である場合には、円滑化法施行規則第12条第13項の確認書の写し及び同条第６項又は第12項の報告書の写し、死亡日が経営（相続）承継期間内である場合には、同規則第12条第13項の確認書の写し及び同条第８項の報告書の写し
7　死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日（注）の翌日から死亡日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
8　死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日（注）の翌日から死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の３の書類も併せて提出してください。

※印欄は記入しないでください。

関与税理士		電話番号	

（資12②－16－Ａ４統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

入　力	確　認
※	※

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予の免除届出書（死亡免除）

平成　　年　　月　　日

＿＿＿＿＿＿税務署長 殿

平成　　年　　月　　日に 贈与者 受贈者 相続人等 （氏名　　）

（住所：　　）が死亡し、租税特別措置法 第70条の７第16項 第70条の７の２第16項第１号 第70条の７の４第12項 の規定により次の 贈与税 相続税 を免除されたいので届け出ます。

届出者

〒

住所＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　印　贈与者 受贈者との続柄 相続人等 ＿＿＿＿

〒

住所＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿　印　贈与者 受贈者との続柄 相続人等 ＿＿＿＿

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

1　特例（受贈・相続）非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の 贈与を受けた 相続（遺贈）があった 年月日　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

2　死亡日における猶予中 贈与税 相続税 額　　＿＿＿＿＿＿円

3　免除を受ける 贈与税 相続税 額　　＿＿＿＿＿＿円

4　死亡日において有する非上場株式等の数又は金額　　＿＿＿＿＿＿株（口・円）

5　贈与者 被相続人 の住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

6　死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までの間において、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出してください。

【添付書類】　死亡日における認定（贈与・相続）承継会社に係る次に掲げる書類

1　定款の写し
2　登記事項証明書（死亡日以後に作成されたものに限ります。）
3　株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類
4　死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までに終了する事業年度の認定（贈与・相続）承継会社の貸借対照表及び損益計算書
5　認定（贈与・相続）承継会社の従業員数証明書（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（以下「円滑化法」といいます。）施行規則第１条第６項に規定する従業員数証明書をいいます。）
6　死亡日が経営贈与承継期間内である場合には、円滑化法施行規則第12条第13項の確認書の写し及び同条第２項の報告書の写し、死亡日が経営（相続）承継期間内である場合には、同規則第12条第４項の報告書の写し
7　死亡日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から死亡日までに会社分割又は組織変更をした場合には、当該会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は当該組織変更に係る組織変更計画書の写し

※印欄は記入しないでください。

関与税理士		電話番号	

（資12②－16－Ａ４統一）

改　正　後

（裏）

1　届出書を提出する人

贈与者、経営承継受贈者及び経営承継相続人等が死亡したときには、その死亡した人の相続人(包括受遺者を含みます。)はこの届出書を提出する必要があります。
なお、この届出書は、死亡した日から６か月以内に提出する必要があります。

2　記載方法等

(1)　標題の「贈与税／相続税」や本文の「第70条の７第16項／第70条の７の２第16項第１号」、「第70条の７の４第12項」、「贈与者／受贈者／相続人等」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

(2)　本文の「平成　　年　　月　　日に受贈者(贈与者／相続人等)(氏名　　)(住所　　)」欄には、死亡年月日と住所、氏名を記載してください。

(3)　「受贈者(贈与者／相続人等)との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

(4)　「認定（贈与・相続）承継会社」は、租税特別措置法第70条の７第２項第１号、租税特別措置法第70条の７の２第２項第１号及び租税特別措置法第70条の７の４第２項第１号に定める会社をいいます。

(5)　「贈与者」とは、租税特別措置法第70条の７第１項に定める「贈与者」をいいます。

(6)　「受贈者」とは、租税特別措置法第70条の７第２項第３号に定める「経営承継受贈者」をいいます。

(7)　「相続人等」とは、租税特別措置法第70条の７の２第２項第３号に定める「経営承継相続人等」及び租税特別措置法第70条の７の４第２項第３号に定める「経営相続承継受贈者」をいいます。

(8)　「経営承継者」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

3　基準日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から当該基準日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次の書類も併せて提出してください。なお、経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には、次の②のニに掲げる書類の提出は不要です。
(提出書類)
①　合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し
②　次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。)
イ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる直前における合併承継会社及び合併により消滅する会社(認定(贈与・相続)承継会社を除きます。)又は交換等承継会社の従業員数証明書
ロ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書
ハ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社のすべての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）
ニ　合併又は株式交換等に係る円滑化法施行規則第12条第13項の確認書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し

(注)　経営承継者等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡等の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告書の提出期限」となります。

改　正　前

（裏）

記　載　方　法　等

1　届出書を提出する人

贈与者、経営承継受贈者及び経営承継相続人等が死亡したときには、その死亡した人の相続人(包括受遺者を含みます。)はこの届出書を提出する必要があります。

2　記載方法等

(1)　標題の「贈与税／相続税」や本文の「第70条の７第16項／第70条の７の２第16項第１号」、「第70条の７の４第12項」、「贈与者／受贈者／相続人等」などの箇所については、該当する部分以外の文字を横線で抹消してください。

(2)　本文の「平成　　年　　月　　日に受贈者(贈与者／相続人等)(氏名　　)(住所　　)」欄には、死亡年月日と住所、氏名を記載してください。

(3)　「受贈者(贈与者／相続人等)との続柄」欄は、届出書を提出する人の続柄を記載してください。

(4)　「認定（贈与・相続）承継会社」は、租税特別措置法第70条の７第２項第１号、租税特別措置法第70条の７の２第２項第１号及び租税特別措置法第70条の７の４第２項第１号に定める会社をいいます。

(5)　「贈与者」とは、租税特別措置法第70条の７第１項に定める「贈与者」をいいます。

(6)　「受贈者」とは、租税特別措置法第70条の７第２項第３号に定める「経営承継受贈者」をいいます。

(7)　「相続人等」とは、租税特別措置法第70条の７の２第２項第３号に定める「経営承継相続人等」及び租税特別措置法第70条の７の４第２項第３号に定める「経営相続承継受贈者」をいいます。

改　正　後

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書
（免除届出用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力	確認
		※	※

租税特別措置法施行令 第40条の８第35項(旧第34項)／第40条の８の２第41項 の規定による免除届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)

死亡等の日の属する事業年度の直前の各事業年度における総収入金額（注１）	A	Aの直前の事業年度	Aの２期前の事業年度
	円	円	円

死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日（注２）の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	・　・
	事　由	

申告期限の翌日又は死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間において、租税特別措置法施行令第40条の８第23項（旧第21項）又は同法第40条の８の２第29項（旧第28項）に規定する資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しておりません。

左記に該当する場合には□内にレ印を付してください ☐

※　死亡等の日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後である場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社の次に掲げる事項も記載してください。

① 死亡等の日の直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額	円
② 死亡等の日の直前の事業年度末における準備金の額	円
③ 死亡等の日の直前の事業年度末における会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額	円

④ 死亡等の日の直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注３)		帳簿価額	運用収入
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円	j 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く）	b 円	k 円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円	l 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d 円	m 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円	n 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	f 円	o 円
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	g 円	p 円
⑤ 剰余金の配当等の額（死亡等の日の直前の事業年度末以前５年間に支払われたもの）（注４）	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h 円	
	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i 円	
⑥ 上記④及び⑤の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g+h+i）		円	
⑦ 上記④の特定資産の運用収入の合計額（j+k+l+m+n+o+p）			円

⑧ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合（⑥/③）	%	⑨ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑦/A）	%
⑩ 死亡等の日における常時使用従業員の数	人		

（資12②－17－Ａ４統一）

※欄には記載しないでください。

この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書と一緒に提出してください。

改　正　前

認定(贈与・相続)承継会社に関する明細書
（免除届出用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力	確認
		※	※

租税特別措置法施行令 第40条の８第34項／第40条の８の２第41項 の規定による免除届出書の提出における認定(贈与・相続)承継会社に関する明細は、次のとおりです。

認定(贈与・相続)承継会社の名称	(変更前)	本店の所在地	(変更前)

死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額	A	円

死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間に、商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、他の会社の株式交換完全子会社等となった、会社分割、組織変更又は解散の事実がある場合には、その事由及びその事実の発生日	事実発生日	・　・
	事　由	

申告期限の翌日又は死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間において、租税特別措置法施行令第40条の８第~~21~~項又は同法第40条の８の２第~~28~~項に規定する資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しておりません。

左記に該当する場合には□内にレ印を付してください ☐

※　死亡等の日が経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後である場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度末における認定(贈与・相続)承継会社の次に掲げる事項も記載してください。

① 死亡等の日の直前の事業年度末における資本金の額又は出資の総額	円
② 死亡等の日の直前の事業年度末における準備金の額	円
③ 死亡等の日の直前の事業年度末における資産の帳簿価額の総額	円

④ 死亡等の日の直前の事業年度(末)における特定資産の帳簿価額及び運用収入(注1)		帳簿価額	運用収入
有価証券	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分	a 円	j 円
	特別子会社の株式又は持分以外のもの（上記株式又は持分を除く）	b 円	k 円
不動産	現に自ら使用しているもの以外	c 円	l 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの以外	d 円	m 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの以外	e 円	n 円
現金、預貯金等	現金及び預貯金	f 円	o 円
	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者に対する貸付金及び未収金	g 円	p 円
⑤ 剰余金の配当等の額（死亡等の日の直前の事業年度末以前５年間に支払われたもの）（注2）	経営承継者及び当該経営承継者と特別の関係がある者が会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額	h 円	
	会社から支給された給与の額のうち、法人税法第34条又は第36条の規定により損金の額に算入されない金額	i 円	
⑥ 上記④及び⑤の帳簿価額の合計額（a+b+c+d+e+f+g+h+i）		円	
⑦ 上記④の特定資産の運用収入の合計額（j+k+l+m+n+o+p）			円

⑧ 特定資産の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の総額に占める割合（⑥/③）	%	⑨ 特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合（⑦/A）	%
⑩ 死亡等の日における常時使用従業員の数	人		

（資12②－17－Ａ４統一）

※欄には記載しないでください。

この明細書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の免除届出書と一緒に提出してください。

改　正　後

（裏）

租税特別措置法第 70 条の７の２第 16 項第２号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等のすべてを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください。

１　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

２　「経営（贈与・相続）承継期間」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営贈与承継期間」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営承継期間」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第５号に規定する「経営相続承継期間」をいいます。

３　「資産保有型会社」及び「資産運用型会社」とは、租税特別措置法第 70 条の７第２項第８号及び同項第９号に定めるものをいいます。

４　「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第１条第 12 項第２号イに定めるものをいいます。

５　「経営承継者」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

６　「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の８第 10 項（旧第９項）に定める特別の関係がある者をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第 40 条の８の２第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。

７　「常時使用従業員」とは、租税特別措置法施行規則第 23 条の９第４項に定める者をいいます。

８　「死亡等の日」とは、租税特別措置法施行令第 40 条の８第 35 項（旧第 34 項）の経営承継受贈者又は経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した日及び租税特別措置法施行令第 40 条の８の２第 41 項の経営承継相続人等が死亡した日又は経営承継相続人等が租税特別措置法第 70 条の７第１項の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

（注１）　死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度における総収入金額のみを「A」欄に記載し、死亡等の日が経営（贈与・相続）承継期間経過後の場合には、死亡等の日の属する事業年度の直前の事業年度以前３期分の各総収入金額を記載してください。

（注２）　経営承継人等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過する日までの間に死亡した場合には、贈与税又は相続税の申告書の提出期限をいいます。

（注３）　「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

（注４）　会社から支給された給与には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含み、租税特別措置法第 70 条の７第１項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第 70 条の７の２第１項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

改　正　前

（裏）

租税特別措置法第 70 条の７の２第 16 項第２号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等のすべてを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください。

１　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

２　「経営（贈与・相続）承継期間」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営贈与承継期間」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営承継期間」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第５号に規定する「経営相続承継期間」をいいます。

３　「資産保有型会社」及び「資産運用型会社」とは、租税特別措置法第 70 条の７第２項第８号及び同項第９号に定めるものをいいます。

４　「資産保有型子会社」及び「資産運用型子会社」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第１条第 12 項第２号イに定めるものをいいます。

５　「経営承継者」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

６　「経営承継者と特別の関係がある者」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、租税特別措置法施行令第 40 条の８第９項に定める特別の関係がある者をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方及び非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は租税特別措置法施行令第 40 条の８の２第 11 項に定める特別の関係がある者をいいます。

７　「常時使用従業員」とは、租税特別措置法施行規則第 23 条の９第４項に定める者をいいます。

８　「死亡等の日」とは、租税特別措置法施行令第 40 条の８第 34 項の経営承継受贈者又は経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した日及び租税特別措置法施行令第 40 条の８の２第 41 項の経営承継相続人等が死亡した日又は経営承継相続人等が租税特別措置法 70 条の７第１項の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

（注１）　「特定資産の帳簿価額」とは事業年度末における会社の貸借対照表上に計上されている帳簿価額をいい、「特定資産の運用収入」とは、事業年度における運用収入をいいます。

（注２）　租税特別措置法第 70 条の７第１項の規定の適用に係る贈与の時前及び同法第 70 条の７の２第１項の規定の適用に係る相続の開始前に支給されたものを除きます。

改　正　後

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書
（免除届出用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力	確認
		※	※

※欄には記載しないでください。

租税特別措置法施行令 第40条の８第35項(旧第34項) 第40条の８の２第41項 の規定による死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日（注）の翌日から死亡等の日までの間に経営承継者につき期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

番号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付してください。)	事由が生じた 年　月　日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税の額
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円

（資12②－18－Ａ４統一）

改　正　前

納税の猶予に係る期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細書
（免除届出用）

受贈者、相続人（受遺者）の氏名		入力	確認
		※	※

※欄には記載しないでください。

租税特別措置法施行令 第40条の８第34項 第40条の８の２第41項 の規定による死亡等の日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡等の日までの間において期限が到来した猶予中 贈与税 相続税 額の明細は、次のとおりです。

番号	期限の到来した事由 (該当する事由にレ点を付してください。)	事由が生じた 年　月　日	期限が到来した 株(口)数等	期限が到来した猶予中 贈与税・相続税の額
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円
	□ 適格合併・適格交換等 □ 特例(贈与・相続)非上場株式等の一部譲渡等 □ 合併により消滅 □ 株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当 □ 会社分割 □ 組織変更	・　・	株(口)円	円

（資12②－18－Ａ４統一）

改　正　後

（裏）

租税特別措置法第 70 条の７の２第 16 項第２号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等のすべてを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください。

１　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

２　「期限の到来した事由」中
イ　「適格合併・適格交換等」とは、租税特別措置法第 70 条の７第５項又は同法第 70 条の７の２第４項(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
ロ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第 70 条の７第６項第２号又は同法第 70 条の７の２第５項第２号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
ハ　「合併により消滅」とは、同法第 70 条の７第６項第３号又は同法第 70 条の７の２第５項第３号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第 70 条の７第６項第４号又は同法第 70 条の７の２第５項第４号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
ホ　「会社分割」とは、同法第 70 条の７第６項第５号又は同法第 70 条の７の２第５項第５号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
ヘ　「組織変更」とは、同法第 70 条の７第６項第６号又は同法第 70 条の７の２第５項第６号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

３　「事由が生じた年月日」とは、
イ　「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
ロ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
ハ　「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
ホ　「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
ヘ　「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

４　「死亡等の日」とは、租税特別措置法施行令第 40 条の８第 35 項（旧第 34 項）の経営承継受贈者又は経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した日及び租税特別措置法施行令第 40 条の８の２第 41 項の経営承継相続人等が死亡した日又は経営承継相続人等が租税特別措置法第 70 条の７第１項の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

５　「経営承継者」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

（注）　経営承継人等が贈与税又は相続税の申告書の提出期限の翌日から起算して１年を経過する日までの間に死亡した場合には、表面の「死亡等の日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日」は、「贈与税又は相続税の申告期限」となります。

改　正　前

（裏）

租税特別措置法第 70 条の７の２第 16 項第２号に係る免除届出書を提出する場合においては、特例非上場株式等のすべてを贈与した場合に限りこの明細書を提出してください

１　「経営（贈与・相続）報告基準日」とは、
イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営贈与報告基準日」をいいます。
ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第７号に規定する「経営報告基準日」をいいます。
ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第 70 条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第６号に規定する「経営相続報告基準日」をいいます。

２　「期限の到来した事由」中
イ　「適格合併・適格交換等」とは、租税特別措置法 70 条の７第５項又は同法第 70 条の７の２第４項(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
ロ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」とは、同法第 70 条の７第６項第２号又は同法第 70 条の７の２第５項第２号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
ハ　「合併により消滅」とは、同法第 70 条の７第６項第３号又は同法第 70 条の７の２第５項第３号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」とは、同法第 70 条の７第６項第４号又は同法第 70 条の７の２第５項第４号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
ホ　「会社分割」とは、同法第 70 条の７第６項第５号又は同法第 70 条の７の２第５項第５号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。
ヘ　「組織変更」とは、同法第 70 条の７第６項第６号又は同法第 70 条の７の２第５項第６号(同法第 70 条の７の４第３項により準用する場合を含みます。)に該当した場合をいいます。

３　「事由が生じた年月日」とは、
イ　「適格合併・適格交換等」に該当する場合は、その合併又は株式交換等の効力が生じた日をいいます。
ロ　「特例（贈与・相続）非上場株式等の一部譲渡等」に該当する場合は、その譲渡等をした日をいいます。
ハ　「合併により消滅」に該当する場合は、その合併の効力が生じた日をいいます。
ニ　「株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等に該当」に該当する場合は、その株式交換等の効力が生じた日をいいます。
ホ　「会社分割」に該当する場合は、その会社分割の効力が生じた日をいいます。
ヘ　「組織変更」に該当する場合は、その組織変更の効力が生じた日をいいます。

４　「死亡等の日」とは、租税特別措置法施行令第 40 条の８第 34 項の経営承継受贈者又は経営承継受贈者に係る贈与者が死亡した日及び租税特別措置法施行令第 40 条の８の２第 41 項の経営承継相続人等が死亡した日又は経営承継相続人等が租税特別措置法 70 条の７第１項の規定の適用に係る贈与をした日をいいます。

改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

入　力	確　認
※	※

非上場株式等についての相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除）

税務署
受付印

平成____年____月____日

※印欄は記入しないでください。

_____税務署長 殿

私は、租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与をし、同法第70条の７の２第16項第２号の規定により次の相続税を免除されたいので届け出ます。

届 出 者

〒
住 所 _____ 氏 名 _____ 印

認定承継会社の商号 _____

1　特例非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の贈与をした年月日　平成____年____月____日

2　非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名・続柄

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との続柄 _____

3　贈与の直前において経営承継相続人等(届出者)が有する非上場株式等の数又は金額 _____株(口・円)

4　贈与をした非上場株式等の数又は金額 _____株(口・円)

5　贈与の直前における猶予中相続税額 _____円

6　免除を受ける相続税額
(裏面の「２記載方法等の(２)」により計算した免除税額) _____円

7　経営承継相続人等(届出者)が非上場株式等の相続(遺贈)をした年月日　平成____年____月____日

8　被相続人の住所 _____ 氏名 _____

9　贈与をした日の直前の経営報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に経営承継者につき、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出(非上場株式等のすべてを贈与した場合に限ります。)してください。

【 添付書類 】　※　非上場株式等のすべてを贈与していない場合には、添付書類の提出は必要ありません。
非上場株式等のすべてを贈与した日における認定承継会社に係る次に掲げる書類

1　定款の写し
2　登記事項証明書（贈与をした日以後に作成されたものに限ります。）
3　株主名簿の写しその他の書類で認定承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定承継会社が証明したものに限ります。）
4　贈与をした日の直前の経営報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に終了する各事業年度の認定承継会社の貸借対照表及び損益計算書
5　認定承継会社の従業員数証明書(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」といいます。)施行規則第１条第６項に規定する従業員数証明書をいいます。)
6　贈与をした日の直前の経営報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に会社分割又は組織変更があった場合には、会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は組織変更に係る組織変更計画書の写し
7　贈与をした日の直前の経営（贈与・相続）報告基準日の翌日から贈与をした日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、裏面の４の書類も併せて提出してください。

関与税理士		電 話 番 号	

(資12②－19－Ａ４統一)

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

入　力	確　認
※	※

非上場株式等についての相続税の納税猶予の免除届出書（特例免除）

平成____年____月____日

※印欄は記入しないでください。

_____税務署長 殿

私は、租税特別措置法第70条の７第１項の規定の適用に係る贈与をし、同法第70条の７の２第16項第２号の規定により次の相続税を免除されたいので届け出ます。

届 出 者

〒
住 所 _____ 氏 名 _____ 印

認定承継会社の商号 _____

1　特例非上場株式等（以下「非上場株式等」といいます。）の贈与をした年月日　平成____年____月____日

2　非上場株式等の贈与を受けた人の住所・氏名・続柄

住所 _____ 氏名 _____ 贈与者との続柄 _____

3　贈与の直前において経営承継相続人等(届出者)が有する非上場株式等の数又は金額 _____株(口・円)

4　贈与をした非上場株式等の数又は金額 _____株(口・円)

5　贈与の直前における猶予中相続税額 _____円

6　免除を受ける相続税額
(裏面の「２記載方法等の(２)」により計算した免除税額) _____円

7　経営承継相続人等(届出者)が非上場株式等の相続(遺贈)をした年月日　平成____年____月____日

8　被相続人の住所 _____ 氏名 _____

9　贈与をした日の直前の経営報告基準日の翌日から贈与をした日までの間において、納税の猶予に係る期限が到来した猶予中相続税額がある場合には、その明細を「納税の猶予に係る期限が到来した猶予中贈与税・相続税額の明細書（免除届出用）」に記載の上、この届出書に添付して提出(非上場株式等のすべてを贈与した場合に限ります。)してください。

【 添付書類 】　※　非上場株式等のすべてを贈与していない場合には、添付書類の提出は必要ありません。
非上場株式等のすべてを贈与した日における認定承継会社に係る次に掲げる書類

1　定款の写し
2　登記事項証明書（贈与をした日以後に作成されたものに限ります。）
3　株主名簿の写しその他の書類で認定承継会社の株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該認定承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類
4　贈与をした日の直前の経営報告基準日の翌日から贈与をした日までに終了する各事業年度の認定承継会社の貸借対照表及び損益計算書
5　認定承継会社の従業員数証明書(中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「円滑化法」といいます。)施行規則第１条第６項に規定する従業員数証明書をいいます。)
6　贈与をした日の直前の経営報告基準日の翌日から贈与をした日までに会社分割又は組織変更をした場合には、当該会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は当該組織変更に係る組織変更計画書の写し

関与税理士		電 話 番 号	

(資12②－19－Ａ４統一)

改　正　後

（裏）

記 載 方 法 等

1　届出書を提出する人

経営承継相続人等（租税特別措置法第70条の７の２第２項第３号に規定する者をいいます。）が経営承継期間（同法第70条の７の２第２項第６号に規定する期間をいいます。）の末日の翌日以後に同法第７０条の７第１項の規定の適用に係る贈与をしたときには、届出書を提出する必要があります。

なお、この届出書は、原則として贈与をした日から６か月以内に提出する必要があります。

2　記載方法等

(1)　届出者の欄には、経営承継相続人等の住所、氏名及び認定承継会社(租税特別措置法第70条の７の２第１項に定める会社)の商号を記載してください。

(2)　「６　免除を受ける相続税額」欄には、次の算式により計算した金額を記載してください。

$$\text{猶予中相続税額} \times \frac{\text{措置法第70条の７の２第16項第２号に係る贈与をした特例非上場株式等（措置法第70条の７第１項の適用を受けるものに限る。）の数又は金額}}{\text{措置法第70条の７の２第16項第２号に係る贈与の直前における当該特例非上場株式等の数又は金額}}$$

(注)　計算した金額に百円未満の端数があるとき又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

(3)　「経営承継相続人等(届出者)が非上場株式等の相続(遺贈)をした年月日」欄には届出者が非上場株式等を相続(遺贈)により取得をした年月日を記載してください。

(4)　「被相続人の住所、氏名」欄には、非上場株式等に係る被相続人の住所、氏名を記載してください。

3　「経営承継者」とは、

イ　非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」をいいます。

ロ　非上場株式等についての相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７の２第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営承継相続人等」をいいます。

ハ　非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けている方は、同条第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。

4　死亡日の直前の経営(贈与・相続)報告基準日の翌日から死亡日までの間に合併又は株式交換等があった場合には、次の書類も併せて提出してください。なお、経営(贈与・相続)承継期間の末日の翌日以後に合併又は株式交換等があった場合には、次の②のニに掲げる書類の提出は不要です。

(提出書類)

①　合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し

②　次に掲げる書類(合併又は株式移転により合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除きます。)

イ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる直前における合併承継会社及び合併により消滅する会社(認定(贈与・相続)承継会社を除きます。)又は交換等承継会社の従業員数証明書

ロ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書

ハ　合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で合併承継会社又は交換等承継会社のすべての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定(贈与・相続)承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限ります。）

ニ　合併又は株式交換等に係る円滑化法施行規則第12条第13項の確認書の写し及び同条第9項又は第10項の報告書の写し

改　正　前

（裏）

記　載　方　法　等

1　届出書を提出する人

経営承継相続人等（租税特別措置法第70条の７の２第２項第３号に規定する者をいいます。）が経営承継期間（同法第70条の７の２第２項第６号に規定する期間をいいます。）の末日の翌日以後に同法第７０条の７第１項の規定の適用に係る贈与をしたときには、届出書を提出する必要があります。

2　記載方法等

(1)　届出者の欄には、経営承継相続人等の住所、氏名及び認定承継会社(租税特別措置法第70条の７の２第１項に定める会社)の商号を記載してください。

(2)　「６　免除を受ける相続税額」欄には、次の算式により計算した金額を記載してください。

$$\text{猶予中相続税額} \times \frac{\text{措置法第70条の７の２第16項第２号に係る贈与をした特例非上場株式等（措置法第70条の７第１項の適用を受けるものに限る。）の数又は金額}}{\text{措置法第70条の７の２第16項第２号に係る贈与の直前における当該特例非上場株式等の数又は金額}}$$

(注)　計算した金額に百円未満の端数があるとき又はその金額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。

(3)　「経営承継相続人等(届出者)が非上場株式等の相続(遺贈)をした年月日」欄には届出者が非上場株式等を相続(遺贈)により取得をした年月日を記載してください。

(4)　「被相続人の住所、氏名」欄には、非上場株式等に係る被相続人の住所、氏名を記載してください。

改　正　後	改　正　前
	（新規）

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

入　力	確　認
※	※

非上場株式等についての納税猶予の 贈与税 相続税 の免除申請書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長殿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法 第70条の７第17項 / 第70条の７の２第17項 / 第70条の７の４第12項 の規定により納税の猶予に係る猶予中の 贈与税 相続税 について、

次のとおり免除を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

※印欄は記入しないでください。

１　この申請に係る事由の別

認定（贈与・相続）承継会社の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※該当する事由にレ点を付してください。

☐　①　租税特別措置法（第70条の７第17項第１号・第70条の７の２第17項第１号）に該当

（譲渡先の氏名又は名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（譲渡先の住所又は所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☐　②　租税特別措置法（第70条の７第17項第２号・第70条の７の２第17項第２号）に該当

（破産手続開始の決定、特別清算開始の命令があった日）平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

（解散をした日）　平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

☐　③　租税特別措置法（第70条の７第17項第３号・第70条の７の２第17項第３号）に該当

（吸収合併存続会社等（注１）の名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（吸収合併存続会社等の所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☐　④　租税特別措置法（第70条の７第17項第４号・第70条の７の２第17項第４号）に該当

（株式交換完全親会社等（注２）の名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（株式交換完全親会社等の所在地）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　１の事情が生じた年月日　平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

３　１の事情の詳細

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※　書ききれない場合は適宜の用紙に記載してください。

４　免除を受けようとする贈与税・相続税額の計算

※上記１の②の事由に該当する場合には、次の②欄～④欄は記載を要しません。

①　猶予中贈与税・相続税額（注３）・・・・・・・・・・・・・・・・・①　＿＿＿＿＿＿＿＿円

②　特例（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額（注４）・・・②　＿＿＿＿＿＿＿＿円

③　特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額（注５）・・③　＿＿＿＿＿＿＿＿円

④　②と③のいずれか大きい金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・④　＿＿＿＿＿＿＿＿円

⑤　剰余金の配当等の額（イ＋ロの金額）（注６）・・・・・・・・・・⑤　＿＿＿＿＿＿＿＿円

イ　経営承継者（注７）及び経営承継者と生計を一にする者が
会社から受けた剰余金の配当又は利益の配当の額・・・・・・・・・・（イ＿＿＿＿＿＿＿＿円）

ロ　会社から支給された給与（注８）の額のうち、法人税法第
34条又は第36条の規定により損金の額に参入されない金額・・・・・（ロ＿＿＿＿＿＿＿＿円）

⑥　免除を受けようとする贈与税・相続税額（①－（④＋⑤））・・・・⑥　＿＿＿＿＿＿＿＿円

※　この申請に必要な書類については、裏面をご覧下さい。

関与税理士		電話番号	

（資12②－25－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
（裏） 《　添付書類等　》 この申請書は、経営（贈与・相続）承継期間の末日の翌日以後、譲渡等一定の事由が生じた場合において、納税の猶予に係る猶予中の贈与税・相続税について免除申請を行う場合に使用します。 なお、免除申請を行う場合には、譲渡等の事由の生じた日から２か月以内（譲渡等一定の事由の生じた日から２か月以内に経営承継者が死亡した場合には、経営承継者の相続人が経営承継者の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から６か月以内）にこの申請書に関係書類を添付して提出する必要があります。 1　租税特別措置法（第70条の７第17項第１号・第70条の７の２第17項第１号）に該当する場合とは、 ①　経営承継者と特別の関係がある者以外の一定の者のうち一人の者に対して認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡をした場合 （注）　上記「一定の者」とは、租税特別措置法施行令第40条の８第36項及び租税特別措置法施行規則第23条の９第32項に定める者をいいます。 ②　民事再生法の規定による再生計画若しくは会社更生法の規定による更生計画の認可の決定を受け、再生計画若しくは更生計画に基づき非上場株式等を消却するために認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の全部の譲渡をした場合をいいます。 【①に該当する場合の添付書類】 １　譲渡等があったことを明らかにする書類 ２　譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の登記事項証明書（譲渡等後に作成されたものに限ります。） ３　譲渡等後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社のすべての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する認定（贈与・相続）承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。） ４　その他参考となる書類 【②に該当する場合の添付書類】 １　認定（贈与・相続）承継会社に係る再生計画の写し及び再生計画の認可の決定があったことを証する書類又は認定（贈与・相続）承継会社に係る更生計画の写し及び更生計画の認可の決定があったことを証する書類 ２　譲渡後の認定（贈与・相続）承継会社の株主名簿の写しその他の書類で認定（贈与・相続）承継会社のすべての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地が確認できる書類（認定（贈与・相続）承継会社が証明したものに限られます。） ３　その他参考となる書類 2　租税特別措置法（第70条の７第17項第２号・第70条の７の２第17項第２号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があった場合をいいます。 【添付書類】 １　破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったことを証する書類 ２　その他参考となる書類 3　租税特別措置法（第70条の７第17項第３号・第70条の７の２第17項第３号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社が合併により消滅した場合をいいます。 【添付書類】 １　合併があったことを明らかにする書類 ２　その他参考となる書類 4　租税特別措置法（第70条の７第17項第４号・第70条の７の２第17項第４号）に該当する場合とは、認定（贈与・相続）承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社等（注２）となった場合をいいます。 【添付書類】 １　株式交換等があったことを明らかにする書類 ２　その他参考となる書類 （注１）　「吸収合併存続会社等」とは、会社法第749条第１項に規定する吸収合併存続会社又は同法第753条第１項に規定する新設合併設立会社をいいます。 （注２）　「株式交換完全親会社等」とは、会社法第768条第１項第１号に規定する株式交換完全親会社（株式交換完全子会社）又は同法第773条第１項第５号に規定する株式移転完全親会社（株式移転完全子会社）をいいます。 （注３）　認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等の直前、認定（贈与・相続）承継会社の解散の直前、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる直前の猶予中贈与税額・相続税額をいいます。 （注４）　特例（受贈・相続）非上場株式等の譲渡等の対価の額、合併対価の額（吸収合併存続会社等が合併に際して消滅する認定（贈与・相続）承継会社の株主又は社員に対して交付する財産をいいます。）、交換等対価の額（他の会社が株式交換等に際して株式交換完全子会社等となった認定（贈与・相続）承継会社の株主に対して交付する財産をいいます。）をいいます。 （注５）　「特例（受贈・相続）非上場株式等の時価に相当する金額」とは、租税特別措置法施行規則第23条の９第33項に定める金額をいいます。 （注６）　認定（贈与・相続）承継会社の非上場株式等の譲渡等があった日以前５年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の解散前５年間に支払われたもの、認定（贈与・相続）承継会社の合併及び株式交換等がその効力を生ずる日以前５年間に支払われたものをいいます。 （注７）　「経営承継者」とは、租税特別措置法第70条の７第２項第３号に規定する「経営承継受贈者」、同法第70条の７の２第２項第３号に規定する「経営承継相続人」及び同法第70条の７の４第２項第３号に規定する「経営相続承継受贈者」をいいます。 （注８）　「給与」には、債務の免除による利益その他の経済的な利益を含みます。	（新規）

改　正　後	改　正　前
	（新規）

N N N - N N N N

住　所　NNNNNN（18文字）NNNNNN
NNNNNN（18文字）NNNNNN
NNNNNN（18文字）NNNNNN
NNNNNN（18文字）NNNNNN
NNNNNN（18文字）NNNNNN

氏　名　NNNNNN（15文字）NNN
NNNNNN（15文字）NNN　様

＿＿＿＿第＿＿＿＿号

NNZ9年Z9月Z9日

NNNNN税務署長　＿＿＿＿＿＿　印

非上場株式等についての NNN 額の免除申請に対する NNNN 通知書（通知用）

NNZ9年Z9月Z9日付で提出があった租税特別措置法 NNN（12文字）NNN の規定に基づく免除申請をNNNNします。

1　認定（贈与・相続）承継会社の名称　・・・・・・・　NNNNNN（15）NNNNN NNNNNN（15）NNNNN

2　免除申請があったNNNの額　・・・・・・・・・・・・・・・・　ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9円

3　免除したNNNの額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9円

4　却下したNNNの額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9円

ほか利子税の額　ZZZ,ZZZ,ZZZ,ZZ9円

5　却下したNNNの納付期限　・・・・・・・・・・・・・・・・　NNZ9年Z9月Z9日

6　却下した理由

NNNNNNNNNNNNNNN（40文字）NNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNN（40文字）NNNNNNNNNNNNNNNNN
NNNNNNNNNNNNNNN（40文字）NNNNNNNNNNNNNNNNN

却下したNNNの額及び利子税の額は、上記５の納付期限までに（至急）同封の納付書により日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（ゆうちょ銀行を含む。））又は当税務署へ納付してください。

なお、上記５の納付期限までに納付しなかった場合には、上記４の却下した税額に、上記５の納付期限の翌日から完納の日まで、延滞税が加算されますので、却下した税額、利子税の額と併せて納付してください。

改　正　後	改　正　前
非上場株式等についての贈与税・相続税額の免除申請に対する通知書（通知用） **使用目的** 　この通知書は、「非上場株式等についての贈与税・相続税額の免除申請書」が提出された場合において、その申請に対して承認、却下又は一部却下の通知を行う場合に使用します。	（新規）

改　正　後

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

入　力	確　認
※	※

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予取りやめ届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長 殿

〒

届出者住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

※印欄は記入しないでください。

第70条の７第１項
私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の７の２第１項　の規定に基づく非上場株式等
第70条の７の４第１項

についての納税猶予の特例について、この特例の適用を受けることを取りやめたいので、

その旨届け出ます。

記

1　贈与者又は被相続人の住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

2　特例（受贈・相続）非上場株式等

の　贈与を受けた / 相続(遺贈)があった　年月日　平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

3　認定(贈与・相続)承継会社の所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　名称＿＿＿＿＿＿＿＿

4　猶予中贈与税額（相続税額） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（注）この届出書を提出した日から２か月を経過する日（当該２か月を経過する日までの間に届出書を提出した者（経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者をいいます。以下「届出者」といいます。）が死亡した場合には、届出者の相続人（包括受遺者を含みます。）が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から６か月を経過する日）が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税（相続税）及び利子税を納付する必要があります。

関与税理士		電話番号	

（資12②－20－Ａ４統一）

改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

入　力	確　認
※	※

非上場株式等についての 贈与税 相続税 の納税猶予取りやめ届出書

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長 殿

〒

届出者住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

※印欄は記入しないでください。

第70条の７第１項
私は、下記に係る租税特別措置法 第70条の７の２第１項　の規定に基づく非上場株式等
第70条の７の４第１項

についての納税猶予の特例について、この特例の適用を受けることを取りやめたいので、

その旨届け出ます。

記

1　贈与者又は被相続人の住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

2　特例（受贈・相続）非上場株式等

の　贈与を受けた / 相続(遺贈)があった　年月日　平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

3　認定(贈与・相続)承継会社の所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　名称＿＿＿＿＿＿＿＿

4　猶予中贈与税額（相続税額） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

（注）この届出書を提出した日から２か月を経過する日（当該２か月を経過する日までの間に届出書を提出した者（経営承継受贈者、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者をいいます。以下「届出者」といいます。）が死亡した場合には、届出者の相続人（包括受遺者を含みます。）が届出者の死亡による相続の開始のあったことを知った日の翌日から６か月を経過する日）が納税の猶予に係る期限となりますので、当該納税の猶予に係る期限までに、猶予中の贈与税（相続税）及び利子税を納付する必要があります。

関与税理士		電話番号	

（資12②－20－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
（裏） 使用目的 　この届出書は、非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の特例の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の特例の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用します。	（裏） 使用目的 　この届出書は、贈与税・相続税の納税猶予の適用を受けた者が税務署長に納税猶予の適用を受けることを取りやめる旨の届出をするために使用するものである。

改　正　後	改　正　前
	（新規）

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

入　力	確　認
※	※

贈与者が死亡した場合の非上場株式等についての相続税の納税猶予の報告書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

＿＿＿＿＿＿税務署長殿

〒
住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
（電話番号　　－　　－　　）

租税特別措置法第70条の７の４第１項の規定による相続税の納税の猶予を受けたいので、次に掲げる税額等について確認し、同条第７項第２号の規定により報告します。

※印欄は記入しないでください。

1　特例受贈非上場株式等の贈与を受けた年月日　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

2　相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日
（以下「基準日」といいます。）（注１）　　平成＿＿年＿＿月＿＿日

3　２の基準日における猶予中贈与税額　　＿＿＿＿＿＿＿＿円

4　２の基準日において有する特例相続非上場株式等の数又は金額　　＿＿＿＿＿＿株（口・円）

5　認定相続承継会社の明細

認定相続承継会社	名　称	
		（変更前）
	本店の所在地	
		（変更前）

相続税の申告書を提出する日の直前の基準日までに終了する各事業年度における総収入金額（注２）

直前の事業年度	２期前の事業年度	３期前の事業年度
円	円	円

認定相続承継会社が商号の変更、本店所在地の変更、合併による消滅、株式交換若しくは株式移転により他の会社の株式交換完全子会社等となった場合又は解散の事実がある場合には、その事由

事　由	

基準日における資本金の額又は出資の総額	円
基準日における準備金の額	円
基準日における常時使用従業員の数（注３）	人

この報告書は相続税の申告書と一緒に提出してください。

関与税理士		電話番号	

（資12②－28－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
（裏） 《 この報告書の提出をする必要のある方 》 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の７の４第１項）の適用を受けようとする経営相続承継受贈者（注４）であって、特例受贈非上場株式等に係る贈与者の死亡の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から５月（贈与者が経営相続承継受贈者に係る租税特別措置法第70条の７第２項第６号に規定する経営贈与承継期間の末日の翌日以後に死亡した場合には３月）を経過する日が贈与者の死亡に係る相続税の申告書の提出期限までに到来する場合には、相続税の申告書と一緒にこの報告書を提出する必要があります。 （注１）　「経営相続報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の７の４第２項第６号に定める日をいいます。 （注２）　相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度が経営相続承継期間（注５）内である場合は、相続税の申告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度における総収入金額のみを「直前の事業年度」欄に記載し、また、その事業年度が、経営相続承継期間経過後である場合は、この報告書を提出する日の直前の経営相続報告基準日までに終了する事業年度以前３期分の各総収入金額を記載してください。 なお、その事業年度が経営相続報告基準日の直前の租税特別措置法第70条の７第２項第７号に規定する経営贈与報告基準日までに終了する場合にはこの欄への記載を要しません。 （注３）　「常時使用従業員」とは、租税特別措置法施行規則第23条の９第４項に定める者をいいます。 （注４）　「経営相続承継受贈者」とは、租税特別措置法第70条の７の４第２項第３号に定める者をいいます。 （注５）　「経営相続承継期間」とは、租税特別措置法第70条の７の４第２項第５号に定める期間をいいます。	（新規）

改　正　後

整理簿		通信日付印	・・ 確認者　印

租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書

第1表（共同提出の代表者用／単独提出者用）

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

国　税　庁　長　官　殿

〒

申請者　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

フリガナ
氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

生年月日（明・大・昭・平　年　月　日）

職　業 ＿＿＿＿＿＿ 電話番号＿＿＿－＿＿＿－＿＿＿

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による所得税の非課税の承認申請をいたします。

寄附年月日	平成　年　月　日	寄附の態様	□贈与　□ 法人を設立するための財産提供
財産の寄附を受けた法人 所在地 電話番号	〒　（電話番号　－　－　）		
名称		フリガナ 代表者氏名	
財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類	第２表から第 18 表までの記載及び添付書類のとおりです。		

作成税理士　事務所所在地（電話番号）　署名押印　㊞

私は、上記の法人に財産の寄附をした次の者の代表者として、これらの者の承認申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類についても、この承認申請書に記載及び添付しております。

住所	氏名	私との続柄又は関係	承認申請書を提出した税務署名
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			

（資 13－1－1－Ａ４統一）（23.7）

改　正　前

整理簿		通信日付印	・・ 確認者　印

租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書

第1表（共同提出の代表者用／単独提出者用）

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

国　税　庁　長　官　殿

〒

申請者　住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

フリガナ
氏　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

生年月日（明・大・昭・平　年　月　日）

職　業 ＿＿＿＿＿＿ 電話番号＿＿＿－＿＿＿－＿＿＿

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による所得税の非課税の承認申請をいたします。

寄附年月日	平成　年　月　日	寄附の態様	□贈与　□ 法人を設立するための財産提供
財産の寄附を受けた法人 所在地 電話番号	〒　（電話番号　－　－　）		
名称		フリガナ 代表者氏名	
財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類	第２表から第 18 表までの記載及び添付書類のとおりです。		

作成税理士　事務所所在地（電話番号）　署名押印　㊞

私は、上記の法人に財産の寄附をした次の者の代表者として、これらの者の承認申請書に記載すべき事項及び添付すべき書類についても、この承認申請書に記載及び添付しております。

住所	氏名	私との続柄又は関係	承認申請書を提出した税務署名
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			
〒			

（資 13－1－1－Ａ４統一）

改　正　後

〔第１表（単独提出者・共同提出の代表者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

○　贈与した者が単独で申請書を提出するとき

○　２人以上の贈与した者が共同して申請書を提出する場合でそれらの者の代表者が申請書を提出するとき

（注）１　共同して申請書を提出する場合について

同じ法人に財産を贈与した者が２人以上いる場合は、それらの者が共同して申請書を提出することができます。

この場合には、それらの者が代表者を選び、代表者が、申請書の第２表から第18表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実に相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類をまとめて提出することとし、代表者以外の者については、申請書の第１表＜共同提出の代表者以外の者用＞だけを提出してください。

２　租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第１項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する寄附者の租税特別措置法第40条第１項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

１　「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

(1)　既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日

(2)　法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日

（注）１　農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。

２　「法人の設立年月日」とは、原則として、法人の設立登記年月日をいいます。

２　「申請書」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

３　この表を使用する者が共同提出の代表者でない場合には、この表を共同提出の代表者以外の者の住所、氏名等を記載する欄（第１表の下部の欄）を斜線で抹消してください。

４　「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社○○取締役」のように具体的に記載してください。

改　正　前

〔第１表（単独提出者・共同提出の代表者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

○　贈与した者が単独で申請書を提出するとき

○　２人以上の贈与した者が共同して申請書を提出する場合でそれらの者の代表者が申請書を提出するとき

（注）１　共同して申請書を提出する場合について

同じ法人に財産を贈与した者が２人以上いる場合は、それらの者が共同して申請書を提出することができます。

この場合には、それらの者が代表者を選び、代表者が、申請書の第２表から第18表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実に相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類をまとめて提出することとし、代表者以外の者については、申請書の第１表＜共同提出の代表者以外の者用＞だけを提出してください。

２　租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第１項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する寄附者の租税特別措置法第40条第１項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

１　「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

(1)　既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日

(2)　法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日

（注）１　農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。

２　「法人の設立年月日」とは、次の法人については、それぞれ次の日をいいます。

特定一般法人・学校法人・社会福祉法人・宗教法人・更生保護法人・医療法人・特定非営利活動法人	法人の設立登記年月日

２　「申請書」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

３　この表を使用する者が共同提出の代表者でない場合には、この表を共同提出の代表者以外の者の住所、氏名等を記載する欄（第１表の下部の欄）を斜線で抹消してください。

４　「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社○○取締役」のように具体的に記載してください。

改　正　後

整理簿		通信日付印	・・ 確認者　印

租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書

第1表（共同提出の代表者以外の者用）

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

国　税　庁　長　官　殿

〒

申請者 住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名（フリガナ） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

生年月日（明・大・昭・平　年　月　日）

職　業 ＿＿＿＿＿＿ 電話番号 ＿＿－＿＿－＿＿

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による所得税の非課税の承認申請をいたします。

寄　附　年　月　日		平成　年　月　日	寄附の態様	□ 贈　与　□ 法人を設立するための財産提供
財産の寄附を受けた法人	所在地 電話番号	〒 （電　話　番　号　－　－　）		
	名称（フリガナ）		代表者氏名（フリガナ）	
財産の寄附を受けた法人の事業目的その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類		下記の申請の代表者が提出する承認申請にまとめて記載及び添付してあります。		

作成税理士　事務所所在地（電話番号）　署名押印　㊞

寄附財産の明細

種　類	細目（地目・構造等）	所　在　地	数　量	共有持分

申請の代表者に関する事項

住　所	氏　名	申請者との続柄又は関係	申請の代表者が承認申請書を提出した税務署名

（資 13－1－2－Ａ４統一）（23.7）

改　正　前

整理簿		通信日付印	・・ 確認者　印

租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書

第1表（共同提出の代表者以外の者用）

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

国　税　庁　長　官　殿

〒

申請者 住　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名（フリガナ） ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞

生年月日（明・大・昭・平　年　月　日）

職　業 ＿＿＿＿＿＿ 電話番号 ＿＿－＿＿－＿＿

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による所得税の非課税の承認申請をいたします。

寄　附　年　月　日		平成　年　月　日	寄附の態様	□ 贈　与　□ 法人を設立するための財産提供
財産の寄附を受けた法人	所在地 電話番号	〒 （電　話　番　号　－　－　）		
	名称（フリガナ）		代表者氏名（フリガナ）	
財産の寄附を受けた法人の事業目的その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類		下記の申請の代表者が提出する承認申請にまとめて記載及び添付してあります。		

作成税理士　事務所所在地（電話番号）　署名押印　㊞

寄附財産の明細

種　類	細目（地目・構造等）	所　在　地	数　量	共有持分

申請の代表者に関する事項

住　所	氏　名	申請者との続柄又は関係	申請の代表者が承認申請書を提出した税務署名

（資 13－1－2－Ａ４統一）

改　正　後

〔第１表（共同提出の代表者以外の者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

○　２人以上の贈与した者が共同して申請書を提出する場合の代表者以外の者が申請書を提出するとき

なお、共同して申請書を提出する場合の承認申請書（第２表から第18表）、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実に相違ない旨の確認書」及び添付書類の提出は代表者が行いますので、この申請書を提出する各申請者は、この申請書（第１表）のみをそれぞれの住所地の所轄税務署長に提出してください。

（注）　租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第１項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する寄附者の租税特別措置法第40条の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

１　「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

(1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日

(2)　法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日

（注）１　農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。

２　「法人の設立年月日」とは、原則として、法人の設立登記年月日をいいます。

２　「申請書」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

３　「寄附財産の明細」には、土地は１筆ごとに、建物は１棟ごとに、土地及び建物以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。

また土地及び建物以外の財産については、例えば、幼稚園の園具及び教具は机、いすなどの種類ごとの数量を、美術品は１点ごとの名称及び作者名を記載します。この場合に、記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。

４　「寄附財産の明細」の「共有持分」欄は、寄附財産が共有物である場合の、その共有持分を記載してください。

５　職業欄には、申請者の職業を「株式会社○○取締役」のように具体的に記載してください。

改　正　前

〔第１表（共同提出の代表者以外の者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

○　２人以上の贈与した者が共同して申請書を提出する場合の代表者以外の者が申請書を提出するとき

なお、共同して申請書を提出する場合の承認申請書（第２表から第18表）、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実に相違ない旨の確認書」及び添付書類の提出は代表者が行いますので、この申請書を提出する各申請者は、この申請書（第１表）のみをそれぞれの住所地の所轄税務署長に提出してください。

（注）　租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第１項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する寄附者の租税特別措置法第40条の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

１　「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

(1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日

(2)　法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日

（注）１　農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。

２　「法人の設立年月日」とは、次の法人については、それぞれ次の日をいいます。

特定一般法人・学校法人・社会福祉法人・宗教法人・更生保護法人・医療法人・特定非営利活動法人　　法人の設立登記年月日

２　「申請書」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。

３　「寄附財産の明細」には、土地は１筆ごとに、建物は１棟ごとに、土地及び建物以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。

また土地及び建物以外の財産については、例えば、幼稚園の園具及び教具は机、いすなどの種類ごとの数量を、美術品は１点ごとの名称及び作者名を記載します。この場合に、記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。

４　「寄附財産の明細」の「共有持分」欄は、寄附財産が共有物である場合の、その共有持分を記載してください。

５　職業欄には、申請者の職業を「株式会社○○取締役」のように具体的に記載してください。

改　正　後

整理簿		通信日付印	・　・ 確認者　　印

租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書

第1表（遺贈者死亡した贈与者用）

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

国　税　庁　長　官　殿

寄　附　者

住　　所	氏　名（フリガナ）	死亡年月日（年齢）
		平成　年　月　日 （　　歳）

申　請　者（上記の者の相続人及び包括受遺者）

住　所・電話番号	氏　名（フリガナ）（生年月日）	職　業	上記の者との続柄又は関係
〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		
〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		
〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		
〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		
〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		
〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		
〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		
〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による所得税の非課税の承認申請をいたします。

作成税理士事務所所在地（電話番号）署名押印

寄附年月日	平成　年　月　日	寄附の態様	□ 贈与　□ 遺贈　□ 法人を設立するための財産提供（□ 生前処分　□ 遺言）
財産の寄附を受けた法人	所在地 電話番号	〒 （電話番号　－　－　）	
	名称（フリガナ）		代表者氏名（フリガナ）
財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類	第２表から第 18 表まで記載及び添付のとおりです。		

国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として次の者を指定し届け出ます。

国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名	

（資 13－1－3－Ａ４統一）（23.7）

㊞

改　正　前

整理簿		通信日付印	・　・ 確認者　　印

租税特別措置法第 40 条の規定による承認申請書

第1表（遺贈者死亡した贈与者用）

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

国　税　庁　長　官　殿

寄　附　者

住　　所	氏　名（フリガナ）	死亡年月日（年齢）
		平成　年　月　日 （　　歳）

申　請　者（上記の者の相続人及び包括受遺者）

住　所・電話番号	氏　名（フリガナ）（生年月日）	職　業	上記の者との続柄又は関係
〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		
〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		
〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		
〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		
〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		
〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		
〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		
〒 （　－　－　）	㊞ （明・大・昭・平　・　・　）		

公益を目的とする事業を行う法人に対する財産の寄附について、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による所得税の非課税の承認申請をいたします。

作成税理士事務所所在地（電話番号）署名押印

寄附年月日	平成　年　月　日	寄附の態様	□ 贈与　□ 遺贈　□ 法人を設立するための財産提供（□ 生前処分　□ 遺言）
財産の寄附を受けた法人	所在地 電話番号	〒 （電話番号　－　－　）	
	名称（フリガナ）		代表者氏名（フリガナ）
財産の寄附を受けた法人の事業目的、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類	第２表から第 18 表まで記載及び添付のとおりです。		

国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として次の者を指定し届け出ます。

国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名	

（資 13－1－3－Ａ４統一）

㊞

改　正　後	改　正　前

〔第１表（死亡した贈与者・遺贈者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。
○　贈与した者が申請書を提出する前に死亡したため、贈与した者の相続人及び包括受遺者が申請書を提出するとき
○　被相続人が既に設立されている法人に財産を遺贈したとき
○　被相続人が法人を設立するため遺言により財産を提供したとき

《記載要領》

1　「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
(1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
(2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日
（注）1　農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。
2　「法人の設立年月日」とは、原則として、法人の設立登記年月日をいいます。
(3) 既に設立されている法人に対する財産の遺贈の場合又は法人を設立するための遺言による財産提供の場合には、遺言の効力の生じた年月日（相続開始日）
2　「申請者」の欄には、寄附者の相続人及び包括受遺者のすべての者が所定事項を記載し、押印してください。
3　「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
4　「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第１項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が、国税庁長官の発する寄附者の租税特別措置法第40条第１項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する者の氏名を記載してください。

《添付書類》

1　申請者が寄附者（死亡した者又は遺贈者）の相続人である場合には、申請者及び寄附者の戸籍謄本
2　財産の寄附の態様が、法人を設立するための遺言による財産の提供又は既に設立されている法人に対する遺贈である場合には、遺言書の写し

〔第１表（死亡した贈与者・遺贈者用）の記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。
○　贈与した者が申請書を提出する前に死亡したため、贈与した者の相続人及び包括受遺者が申請書を提出するとき
○　被相続人が既に設立されている法人に財産を遺贈したとき
○　被相続人が法人を設立するため遺言により財産を提供したとき

《記載要領》

1　「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。
(1) 既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日
(2) 法人を設立するための生前の財産提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立年月日
（注）1　農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供について受入れの決議をした場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）に贈与があったものとされます。
2　「法人の設立年月日」とは、次の法人については、それぞれ次の日をいいます。
特定一般法人・学校法人・社会福祉法人・宗教法人・更生保護法人・医療法人・特定非営利活動法人　　法人の設立登記年月日
(3) 既に設立されている法人に対する財産の遺贈の場合又は法人を設立するための遺言による財産提供の場合には、遺言の効力の生じた年月日（相続開始日）
2　「申請者」の欄には、寄附者の相続人及び包括受遺者のすべての者が所定事項を記載し、押印してください。
3　「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた法人」の「所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。
4　「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第１項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が、国税庁長官の発する寄附者の租税特別措置法第40条第１項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する者の氏名を記載してください。

《添付書類》

1　申請者が寄附者（死亡した者又は遺贈者）の相続人である場合には、申請者及び寄附者の戸籍謄本
2　財産の寄附の態様が、法人を設立するための遺言による財産の提供又は既に設立されている法人に対する遺贈である場合には、遺言書の写し

改　正　後

4　法人が寄附を受けた財産の状況　（第３表の「寄附財産の明細及び使用目的等」欄に記入した財産以外の財産について記入します。）

第４表

番号	寄附年月日	寄附財産				寄附者		使用目的
		種類	細目（銘柄等）	数量	価額	住所	氏名	
					千円			
1	・　・							
2	・　・							
3	・　・							
4	・　・							
5	・　・							
6	・　・							
7	・　・							
8	・　・							
9	・　・							
10	・　・							
11	・　・							
12	・　・							
13	・　・							
14	・　・							
15	・　・							
16	・　・							
17	・　・							
18	・　・							
19	・　・							
20	・　・							
21	・　・							
22	・　・							
23	・　・							

（資 13-1-7－Ａ４統一）（23.7）

改　正　前

4　法人が寄附を受けた財産の状況　（第３表の「寄附財産の明細及び使用目的」欄に記入した財産以外の財産について記入します。）

第４表

番号	寄附年月日	寄附財産				寄附者		使用目的
		種類	細目（銘柄等）	数量	価額	住所	氏名	
					千円			
1	・　・							
2	・　・							
3	・　・							
4	・　・							
5	・　・							
6	・　・							
7	・　・							
8	・　・							
9	・　・							
10	・　・							
11	・　・							
12	・　・							
13	・　・							
14	・　・							
15	・　・							
16	・　・							
17	・　・							
18	・　・							
19	・　・							
20	・　・							
21	・　・							
22	・　・							
23	・　・							

（資 13-1-7－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
〔第４表の記載要領〕 《記載要領》 この表は、第１表の寄附年月日以前に法人が寄附を受けた財産及び第３表の「寄附財産の明細及び使用目的等」に記載した財産以外のもの（例えば、譲渡取得の基因とならない現金・預貯金等）について、寄附年月日等の所定の事項を記載してください。 記載に当たっては次の点に留意してください。 １　第１表の寄附年月日に近い日の寄附から、順に記載してください。 ２　寄附年月日並びに種類及び細目を同じくする財産は、まとめて記載してください。 （注）１　記載すべき件数が多く、この表が数枚に及ぶこととなる場合には、上記１及び２による記載を省略して、会計年度ごとの合計金額のみを記載しても差し支えありません。 ただし、次の寄附については、省略せずに記載してください。 ①寄附者及びその親族からの寄附 ②土地、建物、株式、美術品及び立木の寄附 ③過去に非課税の承認を受けた寄附 ２　会計年度ごとの合計金額のみを記載してこの表を提出する場合には、この表の適宜の箇所に「法人が寄附を受けた財産の状況については、各年度ごとの合計金額のみを記載していますが、記載内容を省略していない第４表の提出を求められた場合には、速やかに提出します。」と記載してください。 ３　記載する内容に相当する内容（(注)１及び２による方法で提出する場合を含む。）が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の個所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。	〔第４表の記載要領〕 《記載要領》 この表は、第１表の寄附年月日以前に法人が寄附を受けた財産及び第３表の「寄附財産の明細及び使用目的」に記載した財産以外のもの（例えば、譲渡取得の基因とならない現金・預貯金等）について、寄附年月日等の所定の事項を記載してください。 記載に当たっては次の点に留意してください。 １　第１表の寄附年月日に近い日の寄附から、順に記載してください。 ２　寄附年月日並びに種類及び細目を同じくする財産は、まとめて記載してください。 （注）１　記載すべき件数が多く、この表が数枚に及ぶこととなる場合には、上記１及び２による記載を省略して、会計年度ごとの合計金額のみを記載しても差し支えありません。 ただし、次の寄附については、省略せずに記載してください。 ①寄附者及びその親族からの寄附 ②土地、建物、株式、美術品及び立木の寄附 ③過去に非課税の承認を受けた寄附 ２　会計年度ごとの合計金額のみを記載してこの表を提出する場合には、この表の適宜の箇所に「法人が寄附を受けた財産の状況については、各年度ごとの合計金額のみを記載していますが、記載内容を省略していない第４表の提出を求められた場合には、速やかに提出します。」と記載してください。 ３　記載する内容に相当する内容（(注)１及び２による方法で提出する場合を含む。）が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の個所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。

改　正　後

10－1　法人の事業の規模等－学校法人等

第11表（学校法人等用）

(1)　学校（専修学校及び各種学校を除く。）の規模　（平成　年　月　日現在）

区　分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	短期大学	大　学		合　計
定　員	名	名	名	名	名	名	名	名
在籍者数	名	名	名	名	名	名	名	名
学 級 数	学級	学級	学級	学級			学級	

(2)　専修学校及び各種学校の規模　（平成　年　月　日現在）

課程	部科	部科	部科	部科	部科	部科	部科	部科
昼間夜間の別	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜
定　員	名	名	名	名	名	名	名	名
在籍者数	名	名	名	名	名	名	名	名
修業年限	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月
入学時期	月	月	月	月	月	月	月	月
1年間の授業時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間

(3)　1人当たりの授業料等の明細　（平成　年　月　日現在）

授業料等／学校・課程	授業料又は保育料（月　額）	教材費（月　額）	施設拡充費（月　額）	実習費等（月　額）	1月当たり納入額計	入学金又は入園金等	その他〔　〕
	円	円	円	円	円	円	円

（資 13-1-14-A 4 統一）（23.7）

改　正　前

10－1　法人の事業の規模等－学校法人等

第11表（学校法人等用）

(1)　学校（専修学校及び各種学校を除く。）の規模　（平成　年　月　日現在）

区　分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	短期大学	大　学		合　計
定　員	名	名	名	名	名	名	名	名
在籍者数	名	名	名	名	名	名	名	名
学 級 数	学級	学級	学級	学級			学級	

(2)　専修学校及び各種学校の規模　（平成　年　月　日現在）

課程	部科	部科	部科	部科	部科	部科	部科	部科
昼間夜間の別	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜	昼・夜
定　員	名	名	名	名	名	名	名	名
在籍者数	名	名	名	名	名	名	名	名
修行年限	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月	年　月
入学時期	月	月	月	月	月	月	月	月
1年間の授業時間数	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間

(3)　1人当たりの授業料等の明細　（平成　年　月　日現在）

授業料等／学校・課程	授業料又は保育料（月　額）	教材費（月　額）	施設拡充費（月　額）	実習費等（月　額）	1月当たり納入額計	入学金又は入園金等	その他〔　〕
	円	円	円	円	円	円	円

（資 13-1-14-A 4 統一）

改　正　後

10－6　法人の事業の規模等－宗教法人

（平成　　年　　月　　日現在）

第15表（宗教法人　美術館等を設置運営する法人　用）

包括法人	所在地		包括法人からみた寄附を受けた法人の地位	
	名称			
信者の数	名	宗教事業の開示年月		年　　月

庫裏等に居住する人の状況	氏名	年齢	職業	住職等との関係	氏名	年齢	職業	住職等との関係
		歳				歳		

幼稚園の設置の有無	有　・　無	左において「有」に○を表示した場合 ⇨ 第11表の(1)欄及び(3)欄に記入します。
国宝、重要文化財又は重要美術品の有無	有　・　無	左において「有」に○を表示した場合 ⇨ 下の10-7の表の「国宝、重要文化財又は重要美術品のうち主なもの」欄に記入します。

10－7　法人の事業の規模等－美術館等を設置運営する法人

（平成　　年　　月　　日現在）

館長・学芸員の指名		博物館法の登録に関する事項			美術品の公開に関する事項		
館長		博物館法第10条の登録の有無		有　・　無	1年間の開館（予定）日数	開館・予定　日	
学芸員		登録「有」の場合	登録年月日	.　.	1年間の入館者（予定者）数	入館者・予定者　名	
			登録番号		大人1人当たりの入館料金	一般展	円
		登録「無」の場合	申請中	（申請年月日）.　.		特別展	円
			申請していない。		（注）寄附後3年間における寄附財産の展示計画の説明書を添付します。		

所有する美術品等の状況	種類	日本画	洋画	陶磁器						合計
	数量（（　）内は通常展示しているもの）	（　）点	（　）点	（　）点	（　）点	（　）点	（　）点	（　）点	（　）点	（　）点
	上記のうち、国宝、重要文化財及び重要美術品の数	点	点	点	点	点	点	点	点	点

国宝、重要文化財又は重要美術品のうち主なもの	国宝		重要文化財		重要美術品	
	名称	指定年月日	名称	指定年月日	名称	認定年月日
		.　.		.　.		.　.
		.　.		.　.		.　.
		.　.		.　.		.　.
		.　.		.　.		.　.
		.　.		.　.		.　.

（資13-1-18-A4統一）（23.7）

改　正　前

10－6　法人の事業の規模等－宗教法人

（平成　　年　　月　　日現在）

第15表（宗教法人　美術館を設置運営する法人　用）

包括法人	所在地		包括法人からみた寄附を受けた法人の地位	
	名称			
信者の数	名	宗教事業の開示年月		年　　月

庫裏等に居住する人の状況	氏名	年齢	職業	住職等との関係	氏名	年齢	職業	住職等との関係
		歳				歳		

幼稚園の設置の有無	有　・　無	左において「有」に○を表示した場合 ⇨ 第11表の(1)欄及び(3)欄に記入します。
国宝、重要文化財又は重要美術品の有無	有　・　無	左において「有」に○を表示した場合 ⇨ 下の10-7の表の「国宝、重要文化財又は重要美術品のうち主なもの」欄に記入します。

10－7　法人の事業の規模等－美術館を設置運営する法人

（平成　　年　　月　　日現在）

館長・学芸員の指名		博物館法の登録に関する事項			美術品の公開に関する事項		
館長		博物館法第10条の登録の有無		有　・　無	1年間の開館（予定）日数	開館・予定　日	
学芸員		登録「有」の場合	登録年月日	.　.	1年間の入館者（予定者）数	入館者・予定者　名	
			登録番号		大人1人当たりの入館料金	一般展	円
		登録「無」の場合	申請中	（申請年月日）.　.		特別展	円
			申請していない。		（注）寄附後3年間における寄附財産の展示計画の説明書を添付します。		

所有する美術品等の状況	種類	日本画	洋画	陶磁器						合計
	数量（（　）内は通常展示しているもの）	（　）点	（　）点	（　）点	（　）点	（　）点	（　）点	（　）点	（　）点	（　）点
	上記のうち、国宝、重要文化財及び重要美術品の数	点	点	点	点	点	点	点	点	点

国宝、重要文化財又は重要美術品のうち主なもの	国宝		重要文化財		重要美術品	
	名称	指定年月日	名称	指定年月日	名称	認定年月日
		.　.		.　.		.　.
		.　.		.　.		.　.
		.　.		.　.		.　.
		.　.		.　.		.　.
		.　.		.　.		.　.

（資13-1-18-A4統一）

改　正　後	改　正　前
〔第 15 表の記載要領等〕 《記載要領》 この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。 （注）記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。 《添付書類》 1　美術館等を設置運営する法人が、その設置する美術館等について博物館法第 10 条の登録を受けている場合には、登録通知書の写し 2　美術館等のパンフレット及び入館券（表面に「見本」と朱書したもの） 3　寄附後３年間における事業計画書及び展示計画書	〔第 15 表の記載要領等〕 《記載要領》 この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。 （注）記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。 《添付書類》 1　美術館を設置運営する法人が、その設置する美術館について博物館法第 10 条の登録を受けている場合には、登録通知書の写し 2　美術館のパンフレット及び入館券（表面に「見本」と朱書したもの） 3　寄附後３年間における事業計画書及び展示計画書

改　正　後

10－8　法人の事業の規模等－図書館を設置運営する法人

（平成　　年　　月　　日現在）

館長・司書等の氏名		所有する図書の種類及び数量		図書の公開等に関する事項			
		種　類	数　量				
館長			点	1年間の開館（予定）日数	開館・予定　日		
司書又は司書補				1年間の利用者（予定者）数	利用者・予定者　名		
		その他		入館料の有無	有・無	左で「有」の場合の入館料	大人1人当たり　円
		計	点	（注）1年間の行事予定表を添付します。			

第16表　その他の公益目的事業を行う法人　図書館を設置運営する法人用

10－9　法人の事業の規模等－その他の公益目的事業を行う法人

（平成　　年　　月　　日現在）

(1)　事業の内容
(2)　事業の規模等
(3)　事業活動に関する参考事項

（資 13-1-19-A 4 統一）（23. 7）

改　正　前

10－8　法人の事業の規模等－図書館を設置運営する法人

（平成　　年　　月　　日現在）

館長・司書等の氏名		所有する図書の種類及び数量		図書の公開等に関する事項			
		種　類	数　量				
館長			点	1年間の開館（予定）日数	開館・予定　日		
司書又は司書補				1年間の利用者（予定者）数	利用者・予定者　名		
		その他		入館料の有無	有・無	左で「有」の場合の入館料	大人1人当たり　円
		計	点	（注）1年間の行事予定表を添付します。			

第16表　その他の公益事業を行う法人　図書館を設置運営する法人用

10－9　法人の事業の規模等－その他の公益事業を行う法人

（平成　　年　　月　　日現在）

(1)　事業の内容
(2)　事業の規模等
(3)　事業活動に関する参考事項

（資 13-1-19-A 4 統一）

改　正　後	改　正　前
〔第 16 表の記載要領等〕 《記載要領》 1　この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。 2　10－８((法人の事業の規模等－図書館を設置運営する法人))の「所有する図書の種類及び数量」欄は、例えば、哲学、歴史、社会科学、自然科学、芸術又は文学等の図書の種類で、図書の数量の多いものから順に２種類の図書について記載し、それ以外の種類の図書の数量は、「その他」欄に合計して記載してください。 3　10－９((法人の事業の規模等－その他の公益目的事業を行う法人))には、学校法人、育英事業を行う法人、助成事業を行う法人、社会福祉事業を行う法人、医療事業を行う法人、宗教法人、美術館を設置運営する法人及び図書館を設置運営する法人以外の法人について、その事業の内容、事業の規模等及び事業活動に関する参考事項を具体的に記載してください。 （注）記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。 《添付書類》 1　寄附を受けた法人の事業活動の概要が分かるパンフレット等 2　寄附後３年間の事業計画書	〔第 16 表の記載要領等〕 《記載要領》 1　この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。 2　10－８((法人の事業の規模等－図書館を設置運営する法人))の「所有する図書の種類及び数量」欄は、例えば、哲学、歴史、社会科学、自然科学、芸術又は文学等の図書の種類で、図書の数量の多いものから順に２種類の図書について記載し、それ以外の種類の図書の数量は、「その他」欄に合計して記載してください。 3　10－９((法人の事業の規模等－その他の公益事業を行う法人))には、学校法人、育英事業を行う法人、助成事業を行う法人、社会福祉事業を行う法人、医療事業を行う法人、宗教法人、美術館を設置運営する法人及び図書館を設置運営する法人以外の法人について、その事業の内容、事業の規模等及び事業活動に関する参考事項を具体的に記載してください。 （注）記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表と既存の書類等を提出しても差し支えありません。 《添付書類》 1　寄附を受けた法人の事業活動の概要が分かるパンフレット等 2　寄附後３年間の事業計画書

改　正　後

第17表

11　法人が収益事業を行っている場合の明細

（平成　　年　　月　　日現在）

公益目的事業と収益事業の区分経理の有無		有　・　無			
収益事業の種類				法人税の申告書の提出の有無	
収入金額	自　・　・ 至　・　・	円	円	自　・　・ 至　・　・　期	有・無
所得金額		円	円		
収益事業から公益事業へ繰り入れた金額		円	円	自　・　・ 至　・　・　期	有・無

12　公益目的事業の収支の状況及び備付帳簿書類等

（平成　　年　　月　　日現在）

(1)　公益目的事業の収支の状況等

平成　・　・　～　平成　・　・　期（予算・決算）における収支の状況

経常収入	Ⓐ　円	直接経費	Ⓑ　円	Ⓐ/Ⓑ の割合	%

(2)　帳簿の記帳の担当者氏名等

氏　名		帳簿の記帳事務の経験年数	年

(3)　備え付けられている帳簿書類の明細　（空欄には、法人に備え付けられている帳簿書類で1から13までのもの以外のものの名称を記入します。）

番号	帳簿書類の種類	備付けの有無	番号	帳簿書類の種類	備付けの有無
1	寄附行為、定款又は規則	有・無	10	銀行勘定出納帳	有・無
2	財産目録	有・無	11	総勘定元帳	有・無
3	理事会（責任役員会） 評議員会（信徒総代会）　議事録	有・無	12	給与台帳兼源泉徴収簿	有・無
4	事業計画書	有・無	13	業務（事務）日誌	有・無
5	事業報告書	有・無	14		
6	収支予算書	有・無	15		
7	収支決算書	有・無	16		
8	貸借対照表	有・無	17		
9	現金出納帳	有・無	18		

（第13-1-20-A4統一）（23.7）

改　正　前

第17表

11　法人が収益事業を行っている場合の明細

（平成　　年　　月　　日現在）

公益事業と収益事業の区分経理の有無		有　・　無			
収益事業の種類				法人税の申告書の提出の有無	
収入金額	自　・　・ 至　・　・	円	円	自　・　・ 至　・　・　期	有・無
所得金額		円	円		
収益事業から公益事業へ繰り入れた金額		円	円	自　・　・ 至　・　・　期	有・無

12　公益事業の収支の状況及び備付帳簿書類等

（平成　　年　　月　　日現在）

(1)　公益事業の収支の状況等

平成　・　・　～　平成　・　・　期（予算・決算）における収支の状況

経常収入	Ⓐ　円	直接経費	Ⓑ　円	Ⓐ/Ⓑ の割合	%

(2)　帳簿の記帳の担当者氏名等

氏　名		帳簿の記帳事務の経験年数	年

(3)　備え付けられている帳簿書類の明細　（空欄には、法人に備え付けられている帳簿書類で1から13までのもの以外のものの名称を記入します。）

番号	帳簿書類の種類	備付けの有無	番号	帳簿書類の種類	備付けの有無
1	寄附行為、定款又は規則	有・無	10	銀行勘定出納帳	有・無
2	財産目録	有・無	11	総勘定元帳	有・無
3	理事会（責任役員会） 評議員会（信徒総代会）　議事録	有・無	12	給与台帳兼源泉徴収簿	有・無
4	事業計画書	有・無	13	業務（事務）日誌	有・無
5	事業報告書	有・無	14		
6	収支予算書	有・無	15		
7	収支決算書	有・無	16		
8	貸借対照表	有・無	17		
9	現金出納帳	有・無	18		

（第13-1-20-A4統一）

改　正　後	改　正　前
〔第 17 表の記載要領等〕 《記載要領》 1　この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。 2　11((法人が収益事業を行なっている場合の明細))の「法人税の申告書の提出の有無」欄には、財産の寄附をした日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の内容について記載してください。 3　12((公益目的事業の収支の状況及び備付帳簿書類等))の記載に当たっては、次の点に留意してください。 (1)　「(1)公益目的事業の収支の状況等」の「経常収入」欄には、法人の事業活動による経常的な収入である入学金、授業料、保育料、診察料又は入館料等の収入の合計額を記載してください。 なお、寄附金及び補助金は合計額に含めないでください。 (2)　「(1)公益目的事業の収支の状況等」の「直接経費」欄には、法人の事業活動に直接必要な人件費、管理費等の費用（育英事業及び助成事業を行う法人については、貸付け又は支給する奨学金及び助成金の額を含みます。）の合計額を記載してください。 《添付書類》 1　収益事業を行っている法人については、財産の寄附をした日の属する事業年度の前事業年度（この事業年度に法人税の申告書を提出していない場合には、この事業年度の前事業年度）の法人税の確定申告書及びその添付書類の写し 2　申請書を記載した日現在では収益事業を行っていないが、その日から１年以内に収益事業を開始する予定の法人については、収益事業を開始する日から１年間の収支見積書 3　寄附を受けた日の属する会計年度の前会計年度の収支決算書、事業報告書、賃借対照表及び財産目録（承認申請に係る財産の提供により設立された法人については、法人設立の日における賃借対照表及び財産目録） 4　寄附を受けた日の属する会計年度の収支予算書及び事業計画書 5　寄附を受けた日の属する会計年度の収支計算書、事業報告書、賃借対照表及び財産目録については、決算等終了後直ちに追加提出してください。	〔第 17 表の記載要領等〕 《記載要領》 1　この表は、申請書を提出する日にできるだけ近い日の現況により記載してください。 2　11((法人が収益事業を行なっている場合の明細))の「法人税の申告書の提出の有無」欄には、財産の寄附をした日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の内容について記載してください。 3　12((公益事業の収支の状況及び備付帳簿書類等))の記載に当たっては、次の点に留意してください。 (1)　「(1)公益事業の収支の状況等」の「経常収入」欄には、法人の事業活動による経常的な収入である入学金、授業料、保育料、診察料又は入館料等の収入の合計額を記載してください。 なお、寄附金及び補助金は合計額に含めないでください。 (2)　「(1)公益事業の収支の状況等」の「直接経費」欄には、法人の事業活動に直接必要な人件費、管理費等の費用（育英事業及び助成事業を行う法人については、貸付け又は支給する奨学金及び助成金の額を含みます。）の合計額を記載してください。 《添付書類》 1　収益事業を行っている法人については、財産の寄附をした日の属する事業年度の前事業年度（この事業年度に法人税の申告書を提出していない場合には、この事業年度の前事業年度）の法人税の確定申告書及びその添付書類の写し 2　申請書を記載した日現在では収益事業を行っていないが、その日から１年以内に収益事業を開始する予定の法人については、収益事業を開始する日から１年間の収支見積書 3　寄附を受けた日の属する会計年度の前会計年度の収支決算書、事業報告書、賃借対照表及び財産目録（承認申請に係る財産の提供により設立された法人については、法人設立の日における賃借対照表及び財産目録） 4　寄附を受けた日の属する会計年度の収支予算書及び事業計画書 5　寄附を受けた日の属する会計年度の収支計算書、事業報告書、賃借対照表及び財産目録については、決算等終了後直ちに追加提出してください。 第９−42

改　正　後

租税特別措置法第４０条の規定による承認
申請書を提出した者が死亡した旨の届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

国　税　庁　長　官　殿

下記１の者は、平成　　年　　月　　日付で租税特別措置法第４０条の規定による承認申請書を提出しましたが、平成　　年　　月　　日に死亡しましたので、その旨申請者の相続人等全員の連署をもって届出します。
なお、国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として、下記３の者を指定し、届出します。

１　寄　附　者

住　　所	フリガナ 氏　　名	死亡年月日 （年齢）

２　届　出　者　（上記の相続人及び包括受遺者）

住所・電話番号	フリガナ 氏　　名 （生年月日）	職　業	上記の者との続柄又は関係
〒 （　　―　　―　　）	印 （　．　．　．　）		
〒 （　　―　　―　　）	印 （　．　．　．　）		
〒 （　　―　　―　　）	印 （　．　．　．　）		
〒 （　　―　　―　　）	印 （　．　．　．　）		
〒 （　　―　　―　　）	印 （　．　．　．　）		
〒 （　　―　　―　　）	印 （　．　．　．　）		

３　国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名	

（資 13-14－Ａ４統一）（23.7）

改　正　前

租税特別措置法第４０条の規定による承認
申請書を提出した者が死亡した旨の届出書

平成＿＿年＿＿月＿＿日

国　税　庁　長　官　殿

下記１の者は、平成　　年　　月　　日付で租税特別措置法第４０条の規定による承認申請書を提出しましたが、平成　　年　　月　　日に死亡しましたので、その旨申請者の相続人等全員の連署をもってお届けします。
なお、国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者として、下記３の者を指定し、届出します。

１　寄　附　者

住　　所	フリガナ 氏　　名	死亡年月日 （年齢）

２　届　出　者　（上記の相続人及び包括受遺者）

住所・電話番号	フリガナ 氏　　名 （生年月日）	職　業	上記の者との続柄又は関係
〒 （　　―　　―　　）	印 （　．　．　．　）		
〒 （　　―　　―　　）	印 （　．　．　．　）		
〒 （　　―　　―　　）	印 （　．　．　．　）		
〒 （　　―　　―　　）	印 （　．　．　．　）		
〒 （　　―　　―　　）	印 （　．　．　．　）		
〒 （　　―　　―　　）	印 （　．　．　．　）		

３　国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名	

（資 13-14－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
（裏） ［記載要領等］ 《使用区分》 この届出書は、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときに使用します。 《記載要領》 1　「寄附者」欄には、死亡した申請者の住所、氏名、死亡年月日等を記載してください。 2　「届出者」欄には、死亡した申請者の相続人及び包括受遺者のすべての者が署名又は押印してください。 3　「寄附者」及び「届出者」の「住所」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに「○○市△△区××一丁目２番３号」というように記載してください。 《添付書類》 この届出書には、次の書類を添付してください。 1　承認申請書を提出した者及びその相続人の戸籍謄本 2　相続人の住民票の写し 3　遺言書の写し（包括受遺者がいる場合のみ）	（裏） ［記載要領等］ 《使用区分》 この届出書は、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第 13 条第 1 項の規定により、寄附者の相続人及び包括受遺者が国税庁長官の発する租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときに使用します。 《記載要領》 1　「寄附者」欄には、死亡した申請者の住所、氏名、死亡年月日等を記載してください。 2　「届出者」欄には、死亡した申請者の相続人及び包括受遺者のすべての者が署名又は押印してください。 3　「寄附者」及び「届出者」の「住所」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに「○○市△△区××一丁目２番３号」というように記載してください。 《添付書類》 この届出書には、次の書類を添付してください。 1　承認申請書を提出した者及びその相続人の戸籍謄本 2　相続人の住民票の写し 3　遺言書の写し（包括受遺者がいる場合のみ）

改　正　後

財産等が使用開始されていない場合のやむを得ない事情等の届出書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

国　税　庁　長　官　殿

届出者　〒
住所又は所在
フリガナ
氏名又は名称　　㊞
生年月日（明・大・昭・平　年　月　日）
代表者氏名　　㊞

職　業　　電話番号　　－　　－

(1)　租税特別措置法第 40 条第３項に規定する財産等が使用開始されていない場合

（第３表の「使用開始(予定)日」欄に（予定）と表示した場合や寄附土地上に建物等を新たに建築する場合）

（平成　年　月　日現在）

①　財産等が土地の場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合

建築着工の有無	入札年月日	建築確認申請年月日	請負契約年月日	工事着工年月日	請負契約金額
有　・　無	・　・	・　・	・　・	・　・	千円

建築請負業者に関する事項		
	所在地	
	名称	（電話番号　―　―　）

建築資金の調達方法等	調達(予定)年月日	調達(予定)方法	金額(予定)	調達（予定）先（調達方法が「自己資金」を除く。）	寄附者と調達先との関係
	・　・	借入・寄附・自己資金	千円		
	・　・	借入・寄附・自己資金			
	・　・	借入・寄附・自己資金			
	・　・	借入・寄附・自己資金			
	・　・	借入・寄附・自己資金			
	・　・	借入・寄附・自己資金			
	(注) 請負金額の全額に係る建築資金の調達方法等を記載してください。				

②　①以外の場合

〔使用開始されていない理由を具体的に記入します。〕

(2)　財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から２年以内に使用開始できない場合又は租税特別措置法第 40 条第５項から第９項の規定により取得する財産等が譲渡等の日から１年以内に使用開始できない場合　（平成　年　月　日現在）

〔寄附財産の使用開始が、やむを得ない事情により寄附のあった日から２年以内又は譲渡等の日から１年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情を具体的に記載します。〕

使用開始予定年月日	平成　年　月　日

＊　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

通信日付印	・・ 確認者　印	寄附者所轄署	1 自署 2 他署（自局） 3 他署（他局） 4 不明	送付年月日	署→局 ・・ 確認者　印	局→署 ・・ 確認者　印	(1)	(2)

（資 13-28－Ａ４統一）（23.7）

改　正　前

財産等が使用開始されていない場合のやむを得ない事情等の届出書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

国　税　庁　長　官　殿

届出者　〒
住　所
フリガナ
氏　名　　㊞
生年月日（明・大・昭・平　年　月　日）

職　業　　電話番号　　－　　－

(1)　租税特別措置法第 40 条第３項に規定する財産等が寄附後一定期間内に使用開始されない場合

（承認申請書第３表の「使用開始(予定)日」欄に（予定）と表示した場合や寄附土地上に建物等を新たに建築する場合を含む。）

（平成　年　月　日現在）

①　財産等が土地の場合でその土地の上に建物を建築中又は建築する予定である場合

建築着工の有無	入札年月日	建築確認申請年月日	請負契約年月日	工事着工年月日	請負契約金額
有　・　無	・　・	・　・	・　・	・　・	千円

建築請負業者に関する事項		
	所在地	
	名称	（電話番号　―　―　）

建築資金の調達方法等	調達(予定)年月日	調達(予定)方法	金額(予定)	調達（予定）先（調達方法が「自己資金」を除く。）	寄附者と調達先との関係
	・　・	借入・寄附・自己資金	千円		
	・　・	借入・寄附・自己資金			
	・　・	借入・寄附・自己資金			
	・　・	借入・寄附・自己資金			
	・　・	借入・寄附・自己資金			
	(注) 請負金額の全額に係る建築資金の調達方法等を記載してください。				

作成税理士事務所所在地（電話番号）署名押印

②　①以外の場合

〔使用開始されていない理由を具体的に記入します。〕

(2)　財産等がやむを得ない事情により寄附があった日から２年以内に使用開始できない場合又は租税特別措置法第 40 条第５項から第９項の規定により取得する財産等が譲渡等の日の翌日から１年以内に使用開始できない場合　（平成　年　月　日現在）

〔寄附財産の使用開始が、やむを得ない事情により寄附のあった日から２年以内又は譲渡等の日の翌日から１年以内に使用できない場合には、そのやむを得ない事情を具体的に記載します。〕

使用開始予定年月日	平成　年　月　日

※　税務署整理欄

整理簿		通信日付印	・・ 確認者　印	税務署名	

※の項目は記入する必要がありません。

（資 13-28－Ａ４統一）

改　正　後

租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第３項の規定により代替資産を取得する場合の届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

国　税　庁　長　官　殿

届出者　〒
所 在 地
（フリガナ）
名　　称
（フリガナ）
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏　　名
電話番号　＿＿＿－＿＿＿－＿＿＿

贈与又は遺贈を受けた財産等を租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第３項に規定する理由により譲渡しましたので、同項の規定により代替資産を下記のとおり取得することを届出します。

（平成　年　月　日現在）

(1) 財産等が使用開始されていない場合
別添のとおり（理由書及びその関係書類を添付します。）

(2) 財産等の明細等

番号	契約年月日 引渡年月日	譲受者 住所	譲受者 氏名	寄附者と譲受者との関係	譲渡価額	譲渡代金の預入銀行等 銀行等名	口座名義	口座番号
	・・ ・・				千円			
	・・ ・・							
	・・ ・・							
	・・ ・・							
	・・ ・・							
合計					Ⓐ　千円			

(3) 代替取得資産の明細等

契約年月日 登記年月日	種類	細目	所在地	数量	価額	取得の相手方 住所 氏名	寄附者と取得の相手方との関係	使用開始日	使用目的
・・ ・・					千円			・・	
・・ ・・								・・	
・・ ・・								・・	
・・ ・・								・・	
・・ ・・								・・	
合計					Ⓑ　千円				

(4) 代替資産を取得していない場合又は上記(3)の「Ⓑ」欄の金額が上記(2)の「Ⓐ」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画

別添のとおり（理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。）

作成税理士
事務所所在地
（電話番号）
署名押印

＊　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

通信日付印	・・ 確認者　印	寄附者所轄署	1 自署 2 他署（自局） 3 他署（他局） 4 不明	送付年月日	署→局 ・・ 確認者　印	局→署 ・・ 確認者　印	(1)	(2)

（資 13-29－Ａ４統一）（23.7）

改　正　前

租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第３項の規定により代替資産を取得する場合の届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

国　税　庁　長　官　殿

届出者　〒
所 在 地
（フリガナ）
名　　称
（フリガナ）
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏　　名
電話番号　＿＿＿－＿＿＿－＿＿＿

贈与又は遺贈を受けた財産等を租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第３項に規定する理由により譲渡しましたので、同項の規定により代替資産を下記のとおり取得することを届出します。

（平成　年　月　日現在）

(1) 財産等が使用開始されていない場合
別添のとおり（理由書及びその関係書類を添付します。）

(2) 財産等の明細等

番号	契約年月日 引渡年月日	譲受者 住所	譲受者 氏名	寄附者と譲受者との関係	譲渡価額	譲渡代金の預入銀行等 銀行等名	口座名義	口座番号
	・・ ・・				千円			
	・・ ・・							
	・・ ・・							
	・・ ・・							
	・・ ・・							
合計					Ⓐ　千円			

(3) 代替取得資産の明細等

契約年月日 登記年月日	種類	細目	所在地	数量	価額	取得の相手方 住所 氏名	寄附者と取得の相手方との関係	使用開始日	使用目的
・・ ・・					千円			・・	
・・ ・・								・・	
・・ ・・								・・	
・・ ・・								・・	
・・ ・・								・・	
合計					Ⓑ　千円				

(4) 代替資産を取得していない場合又は上記(3)の「Ⓑ」欄の金額が上記(2)の「Ⓐ」欄の金額に満たない場合のその理由及び代替資産の取得計画

別添のとおり（理由書、取得計画書及びその関係書類を添付します。）

作成税理士
事務所所在地
（電話番号）
署名押印

※　税務署整理欄

整理簿		通信日付印	・・ 確認者　印	税務署名	

※の項目は記入する必要がありません。

（資 13-29－Ａ４統一）

改　正　後

租税特別措置法第 40 条第５項の規定による買換資産の届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

国　税　庁　長　官　殿

届出者　〒
所在地
フリガナ
名　称
フリガナ
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏　名
電話番号　＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿

租税特別措置法第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額をもって取得した買換資産を、譲渡の日の翌日から１年を経過する日までに公益目的事業の用に直接供する予定ですので租税特別措置法第 40 条第５項の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭和・平成　年　月　日	承認年月日	昭和・平成　年　月　日
譲渡しようとする財産等の寄附者	住所 電話番号	（寄附時の住所　　） 〒 （電話番号　　－　　－　　）	
	フリガナ 氏名		

譲渡しようとする財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	譲渡予定価額	譲渡予定年月日	公益目的事業に直接供した日	使用実績
				千円	・・	・・	
					・・	・・	
					・・	・・	
					・・	・・	
					・・	・・	

取得する買換資産の明細

種類	細目	所在地	数量	取得予定価額	取得予定年月日	使用開始予定年月日	使用目的
				千円	・・	・・	
					・・	・・	
					・・	・・	
					・・	・・	
					・・	・・	

その他参考事項（やむを得ない事情により譲渡の日の翌日から１年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含む。）

使用開始予定年月日	平成　年　月　日

作成税理士
事務所所在地
（電話番号）
署名押印

＊　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

通信日付印	・・ 確認者　印	青用者所轄署	1 自署 2 他署（自局） 3 他署（他局） 4 不明	送付年月日	署→局 ・・ 確認者　印	局→署 ・・ 確認者　印	(1)	(2)

（資 13－30－Ａ４統一）（23.7）

改　正　前

租税特別措置法第 40 条第５項の規定による買換資産の届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

国　税　庁　長　官　殿

届出者　〒
所在地
フリガナ
名　称
フリガナ
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏　名
電話番号　＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿

租税特別措置法第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈に係る財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり譲渡し、当該譲渡による収入金額の全部に相当する額をもって取得した買換資産を、譲渡の日の翌日から１年を経過する日までに公益目的事業の用に直接供する予定ですので租税特別措置法第 40 条第５項の規定による届出をします。

贈与又は遺贈を受けた日	昭和・平成　年　月　日	承認年月日	昭和・平成　年　月　日
譲渡しようとする財産等の寄附者	住所 電話番号	（寄附時の住所　　） 〒 （電話番号　　－　　－　　）	
	フリガナ 氏名		

譲渡しようとする財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	譲渡予定価額	譲渡予定年月日	公益目的事業に直接供した日	使用実績
				千円	・・	・・	
					・・	・・	
					・・	・・	
					・・	・・	
					・・	・・	

取得する買換資産の明細

種類	細目	所在地	数量	取得予定価額	取得予定年月日	使用開始予定年月日	使用目的
				千円	・・	・・	
					・・	・・	
					・・	・・	
					・・	・・	
					・・	・・	

その他参考事項（やむを得ない事情により譲渡の日の翌日から１年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含む。）

使用開始予定年月日	平成　年　月　日

作成税理士
事務所所在地
（電話番号）
署名押印

※の項目は記入する必要がありません。

※　税務署整理欄

整理簿		通信日付印	・・ 確認者　印	税務署名		所轄区分	自局	他局	不明

（資 13－30－Ａ４統一）

改　正　後

租税特別措置法第 40 条第 6 項の規定による公益法人等が合併する場合の届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

国　税　庁　長　官　殿

届出者　〒
所在地
フリガナ
名　称
フリガナ
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏　名
電話番号　＿＿＿－＿＿＿－＿＿＿

租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり合併後存続する公益法人等又は合併により設立する公益法人等に移転する予定ですので租税特別措置法第 40 条第 6 項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭和・平成　年　月　日	承認年月日	昭和・平成　年　月　日
公益合併法人に移転する財産等の寄附者	住所 電話番号	（寄附時の住所　　） 〒 （電話番号　　－　　－　　）	
	フリガナ 氏名		

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

公益合併法人【□　存続する法人　□　設立する法人】　　【合併予定年月日　平成　年　月　日】

主たる事務所の所在地	フリガナ 名称	代表者氏名	電話番号
			－　－

公益合併法人に移転する財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始予定年月日	使用目的
				・　・	
				・　・	
				・　・	
				・　・	
				・　・	

その他参考事項（やむを得ない事情により合併の日の翌日から１年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含む。）

使用開始予定年月日	平成　年　月　日

作成税理士
事務所所在地
（電話番号）
署名押印

※　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

通信日付印	・　・ 確認者　印	実所轄税務署	1 自署 2 他署（自局） 3 他署（他局） 4 不明	送付年月日	署→局 ・　・ 確認者　印	局→署 ・　・ 確認者　印	(1)	(2)

（資 13－31－Ａ４統一）（23.7）

改　正　前

租税特別措置法第 40 条第 6 項の規定による公益法人等が合併する場合の届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

国　税　庁　長　官　殿

届出者　〒
所在地
フリガナ
名　称
フリガナ
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏　名
電話番号　＿＿＿－＿＿＿－＿＿＿

租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり合併後存続する公益法人等又は合併により設立する公益法人等に移転する予定ですので租税特別措置法第 40 条第 6 項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭和・平成　年　月　日	承認年月日	昭和・平成　年　月　日
公益合併法人に移転する財産等の寄附者	住所 電話番号	（寄附時の住所　　） 〒 （電話番号　　－　　－　　）	
	フリガナ 氏名		

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

公益合併法人【□　存続する法人　□　設立する法人】　　【合併予定年月日　平成　年　月　日】

主たる事務所の所在地	フリガナ 名称	代表者氏名	電話番号
			－　－

公益合併法人に移転する財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始予定年月日	使用目的
				・　・	
				・　・	
				・　・	
				・　・	
				・　・	

その他参考事項（やむを得ない事情により合併の日の翌日から１年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含む。）

使用開始予定年月日	平成　年　月　日

作成税理士
事務所所在地
（電話番号）
署名押印

※　税務署整理欄

整理簿		通信日付印	・　・ 確認者　印	税務署名		送付区分	自局	他局	不明

※の項目は記入する必要がありません。

（資 13－31－Ａ４統一）

改　正　後

租税特別措置法第 40 条第 7 項の規定による公益法人等が解散する場合の届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

国　税　庁　長　官　殿

届出者　〒
所在地
フリガナ
名　称
フリガナ
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏　名
電話番号　＿＿＿－＿＿＿－＿＿＿

租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり他の公益法人等に対し解散による残余財産の分配若しくは引渡しにより移転する予定ですので租税特別措置法第 40 条第 7 項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭和・平成　年　月　日	承認年月日	昭和・平成　年　月　日
解散引継法人に移転する財産等の寄附者	住所	（寄附時の住所　　）	
	電話番号	〒　（電話番号　－　－　）	
	フリガナ 氏名		

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

解散引継法人　【解散予定年月日　平成　年　月　日】

主たる事務所の所在地	フリガナ 名称	代表者氏名	電話番号
			－　－

解散引継法人に移転する財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始予定年月日	使用目的
				・・	
				・・	
				・・	
				・・	
				・・	

その他参考事項（やむを得ない事情により解散の日の翌日から 1 年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含む。）

使用開始予定年月日	平成　年　月　日

作成税理士事務所所在地（電話番号）署名押印

＊　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

通信日付印	・・ 確認者　印	実地調査等	1 自署 2 他署（自局） 3 他署（他局） 4 不明	送付年月日	署→局 ・・ 確認者　印	局→署 ・・ 確認者　印	(1)	(2)

（資 13－32－Ａ４統一）（23.7）

改　正　前

租税特別措置法第 40 条第 7 項の規定による公益法人等が解散する場合の届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

国　税　庁　長　官　殿

届出者　〒
所在地
フリガナ
名　称
フリガナ
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏　名
電話番号　＿＿＿－＿＿＿－＿＿＿

租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は買換資産を下記のとおり他の公益法人等に対し解散による残余財産の分配若しくは引渡しにより移転する予定ですので租税特別措置法第 40 条第 7 項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭和・平成　年　月　日	承認年月日	昭和・平成　年　月　日
解散引継法人に移転する財産等の寄附者	住所	（寄附時の住所　　）	
	電話番号	〒　（電話番号　－　－　）	
	フリガナ 氏名		

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

解散引継法人　【解散予定年月日　平成　年　月　日】

主たる事務所の所在地	フリガナ 名称	代表者氏名	電話番号
			－　－

解散引継法人に移転する財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始予定年月日	使用目的
				・・	
				・・	
				・・	
				・・	
				・・	

その他参考事項（やむを得ない事情により解散の日の翌日から 1 年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含む。）

使用開始予定年月日	平成　年　月　日

作成税理士事務所所在地（電話番号）署名押印

※　税務署整理欄

整理簿		通信日付印	・・ 確認者　印	税務署名		送付区分	自局	他局	不明

※の項目は記入する必要がありません。

（資 13－32－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前

改正後

租税特別措置法第 40 条第８項の規定による公益法人等が認定の取消し処分を受けた場合の届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

国　税　庁　長　官　殿

届出者　〒
所 在 地 ＿＿＿＿＿＿＿＿
フリガナ
名　　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿
フリガナ
代表者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞
（連絡先）
氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号 ＿＿＿―＿＿＿―＿＿＿

租税特別措置法第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は買換資産に基づく公益目的取得財産額に相当する額の財産を下記のとおり他の公益法人等に贈与する予定ですので、租税特別措置法第 40 条第８項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭和・平成　年　月　日	承認年月日	昭和・平成　年　月　日

引継法人に贈与する財産等の寄附者		
	住所 電話番号	（寄附時の住所　） 〒 （電話番号　―　―　）
	フリガナ 氏名	

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

申請者が特定処分を受けた年月日	特定処分後に特定一般法人に該当することとなった事情の詳細
平成　年　月　日	

引継法人　**【贈与予定年月日　平成　年　月　日】**

主たる事務所の所在地	フリガナ 名称	代表者氏名	電話番号
			―　―

引継法人に贈与する財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	特定処分前日における価額	使用開始予定年月日	使用目的
				千円	・　・	
					・　・	
					・　・	

租税特別措置法第 40 条第８項に規定する財産等以外の引継財産の金額	（左欄の金額の計算に関する明細）
円	

引継法人が引継財産で取得しようとする財産の明細

種類	細目	所在地	数量	取得予定価額	取得予定年月日	使用開始予定年月日	使用目的
				千円	・　・	・　・	
					・　・	・　・	

その他参考事項（やむを得ない事情により特定処分の日の翌日から１年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。）

使用開始予定年月日	平成　年　月　日

作成税理士
事務所所在地
（電話番号）
署名押印

＊ 税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

通信日付印	・　・ 確認者　印	寄附者所轄署	1 自署 2 他署（自局） 3 他署（他局） 4 不明	送付年月日	署→局	局→署	(1)	(2)
					・　・ 確認者　印	・　・ 確認者　印		

（資 13－33－Ａ４統一）(23.7)

改正前

租税特別措置法第 40 条第８項の規定による公益法人等が認定の取消し処分を受けた場合の届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

国　税　庁　長　官　殿

届出者　〒
所 在 地 ＿＿＿＿＿＿＿＿
フリガナ
名　　称 ＿＿＿＿＿＿＿＿
フリガナ
代表者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ ㊞
（連絡先）
氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号 ＿＿＿―＿＿＿―＿＿＿

租税特別措置法第 40 条第１項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は買換資産に基づく公益目的取得財産額に相当する額の財産を下記のとおり他の公益法人等に贈与する予定ですので、租税特別措置法第 40 条第８項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭和・平成　年　月　日	承認年月日	昭和・平成　年　月　日

引継法人に贈与する財産等の寄附者		
	住所 電話番号	（寄附時の住所　） 〒 （電話番号　―　―　）
	フリガナ 氏名	

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

申請者が特定処分を受けた年月日	特定処分後に特定一般法人に該当することとなった事情の詳細
平成　年　月　日	

引継法人　**【贈与予定年月日　平成　年　月　日】**

主たる事務所の所在地	フリガナ 名称	代表者氏名	電話番号
			―　―

引継法人に贈与する財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	特定処分前日における価額	使用開始予定年月日	使用目的
				千円	・　・	
					・　・	
					・　・	

租税特別措置法第 40 条第８項に規定する財産等以外の引継財産の金額	（左欄の金額の計算に関する明細）
円	

引継法人が引継財産で取得しようとする財産の明細

種類	細目	所在地	数量	取得予定価額	取得予定年月日	使用開始予定年月日	使用目的
				千円	・　・	・　・	
					・　・	・　・	

その他参考事項（やむを得ない事情により特定処分の日の翌日から１年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。）

使用開始予定年月日	平成　年　月　日

作成税理士
事務所所在地
（電話番号）
署名押印

※　税務署整理欄

整理簿		通信日付印	・　・ 確認者　印	税務署名		送付区分	自局	他局	不明

※の項目は記入する必要がありません。

（資 13－33－Ａ４統一）

改　正　後

租税特別措置法第40条第9項の規定による特定一般法人が公益目的支出計画に基づき公益法人等に贈与する場合の届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

国　税　庁　長　官　殿

届出者　〒
所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（フリガナ）
名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（フリガナ）
代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞
（連絡先）
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿－＿＿＿－＿＿＿

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は買換資産を、公益目的支出計画に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第119条第2項第1号ロに掲げる公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者に対し下記のとおり贈与する予定ですので、租税特別措置法第40条第9項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭和・平成　年　月　日	承認年月日	昭和・平成　年　月　日
受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者	住所 電話番号	（寄附時の住所　　） 〒 （電話番号　　－　　－　　）	
	（フリガナ） 氏　名		

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

作成税理士事務所所在地（電話番号）署名押印

受贈公益法人等　【贈与予定年月日　平成　年　月　日】

主たる事務所の所在地	（フリガナ）名　称	代表者氏名	電話番号
			－　－

受贈公益法人等に贈与する財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始予定年月日	使用目的
				・　・	
				・　・	
				・　・	
				・　・	
				・　・	

その他参考事項（やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。）

使用開始予定年月日	平成　年　月　日

※　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

通信日付印	・・ 確認者　印	署別事務系統番号	1 自署 2 他署（自局） 3 他署（他局） 4 不明	送付年月日	署→局	局→署	(1)	(2)
					・・ 確認者　印	・・ 確認者　印		

（資13－34－A4統一）（23.7）

改　正　前

租税特別措置法第40条第9項の規定による特定一般法人が公益目的支出計画に基づき公益法人等に贈与する場合の届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

国　税　庁　長　官　殿

届出者　〒
所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（フリガナ）
名　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（フリガナ）
代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞
（連絡先）
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿－＿＿＿－＿＿＿

租税特別措置法第40条第1項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈による財産若しくは代替資産又は買換資産を、公益目的支出計画に基づき、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第119条第2項第1号ロに掲げる公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者に対し下記のとおり贈与する予定ですので、租税特別措置法第40条第9項の規定による届出をします。

当初寄附年月日	昭和・平成　年　月　日	承認年月日	昭和・平成　年　月　日
受贈公益法人等に贈与する財産等の寄附者	住所 電話番号	（寄附時の住所　　） 〒 （電話番号　　－　　－　　）	
	（フリガナ） 氏　名		

承認を受けた財産の明細

種類	細目	所在地	数量	種類	細目	所在地	数量

作成税理士事務所所在地（電話番号）署名押印

受贈公益法人等　【贈与予定年月日　平成　年　月　日】

主たる事務所の所在地	（フリガナ）名　称	代表者氏名	電話番号
			－　－

受贈公益法人等に贈与する財産等の明細

種類	細目	所在地	数量	使用開始予定年月日	使用目的
				・　・	
				・　・	
				・　・	
				・　・	
				・　・	

その他参考事項（やむを得ない事情により贈与の日の翌日から1年以内に使用開始できない場合のやむを得ない事情等を含みます。）

使用開始予定年月日	平成　年　月　日

※　税務署整理欄

整理簿		通信日付印	・・ 確認者　印	税務署名		送付区分	自局	他局	不明

※の項目は記入する必要がありません。

（資13－34－A4統一）

改　正　後

租税特別措置法第 40 条第 11 項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書

税務署受付印

国　税　庁　長　官　殿

平成＿＿年＿＿月＿＿日

届出者　〒
所在地
フリガナ
名　称
フリガナ
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏　名
電話番号　＿＿－＿＿－＿＿

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 4 条の認定を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法第 40 条第 11 項の規定による届出をします。

認定前の名称等　【公益認定法第 4 条の認定年月日　平成　年　月　日】

主たる事務所の所在地	フリガナ 名　称	代表者名	電話番号
			－　－

当初寄附年月日	昭和・平成　年　月　日	承認年月日	昭和・平成　年　月　日
特定贈与等を受けた財産の寄附者	住所 電話番号	（寄附時の住所　　） 〒 （電話番号　－　－　）	
	フリガナ 氏　名		

作成税理士
事務所所在地
（電話番号）
署名押印

特定贈与等を受けた財産の明細

種　類	細　目	所　在　地	数　量	使用実績

その他参考事項

＊　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

通信日付印	・・ 確認者　印	署所等所轄署	1　自署 2　他署（自局） 3　他署（他局） 4　不明	送付年月日	署→局 ・・ 確認者　印	局→署 ・・ 確認者　印	(1)	(2)

（資 13－35－Ａ４統一）（23. 7）

改　正　前

租税特別措置法第 40 条第 11 項の規定による特定一般法人が公益認定を受けた場合の届出書

税務署受付印

国　税　庁　長　官　殿

平成＿＿年＿＿月＿＿日

届出者　〒
所在地
フリガナ
名　称
フリガナ
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏　名
電話番号　＿＿－＿＿－＿＿

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 4 条の認定を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法第 40 条第 11 項の規定による届出をします。

認定前の名称等　【公益認定法第 4 条の認定年月日　平成　年　月　日】

主たる事務所の所在地	フリガナ 名　称	代表者名	電話番号
			－　－

当初寄附年月日	昭和・平成　年　月　日	承認年月日	昭和・平成　年　月　日
特定贈与等を受けた財産の寄附者	住所 電話番号	（寄附時の住所　　） 〒 （電話番号　－　－　）	
	フリガナ 氏　名		

作成税理士
事務所所在地
（電話番号）
署名押印

特定贈与等を受けた財産の明細

種　類	細　目	所　在　地	数　量	使用実績

その他参考事項

※の項目は記入する必要がありません。

※　税務署整理欄

整理簿		通信日付印	・・ 確認者　印	税務署名		送付区分	自局	他局	不明

（資 13－35－Ａ４統一）

改　正　後

租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 21 項の規定による公益法人等が
公益認定を取り消された場合の届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

国　税　庁　長　官　殿

届出者　〒
所 在 地
名　　称
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏　　名
電話番号　＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による同法第 5 条の公益認定の取消しの処分を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 21 項の規定による届出をします。

認定取消し処分前の名称等

主たる事務所の所在地	フリガナ 名　　称	代表者氏名	電話番号
			－　－

取消し処分を受けた年月日	取消し処分を受けた事由（二以上の事由があるときはそのすべての事由）
平成　年　月　日	

定款変更の有無	定款変更年月日	定款変更の概要
□ 有　□ 無	平成　年　月　日	

当初寄附年月日	昭和・平成　年　月　日	承 認 年 月 日	昭和・平成　年　月　日
特定贈与等を受けた財産の寄附者	住　所 電 話 番 号	（寄附時の住所　　） 〒 （電話番号　－　－　）	
	フリガナ 氏　　名		

作成税理士
事務所所在地
（電話番号）
署名押印

特定贈与等を受けた財産の明細

種　類	細　目	所　在　地	数　量	使 用 実 績

その他参考事項

＊　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）								
通信日付印	・・ 確認者　印	青申者所轄署	1 自署 2 他署（自局） 3 他署（他局） 4 不明	送付年月日	署→局 ・・ 確認者　印	局→署 ・・ 確認者　印	(1)	(2)

（資 13－36－Ａ４統一）（23. 7）

改　正　前

租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 21 項の規定による公益法人等が
公益認定を取り消された場合の届出書

税務署受付印

平成＿＿年＿＿月＿＿日

国　税　庁　長　官　殿

届出者　〒
所 在 地
名　　称
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏　　名
電話番号　＿＿＿＿－＿＿＿＿－＿＿＿＿

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による同法第 5 条の公益認定の取消しの処分を受けましたので、下記のとおり租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 21 項の規定による届出をします。

認定取消し処分前の名称等

主たる事務所の所在地	フリガナ 名　　称	代表者氏名	電話番号
			－　－

取消し処分を受けた年月日	取消し処分を受けた事由（二以上の事由があるときはそのすべての事由）
平成　年　月　日	

定款変更の有無	定款変更年月日	定款変更の概要
□ 有　□ 無	平成　年　月　日	

当初寄附年月日	昭和・平成　年　月　日	承 認 年 月 日	昭和・平成　年　月　日
特定贈与等を受けた財産の寄附者	住　所 電 話 番 号	（寄附時の住所　　） 〒 （電話番号　－　－　）	
	フリガナ 氏　　名		

作成税理士
事務所所在地
（電話番号）
署名押印

特定贈与等を受けた財産の明細

種　類	細　目	所　在　地	数　量	使 用 実 績

その他参考事項

※　税務署整理欄									
整理簿		通信日付印	・・ 確認者　印	税務署名		送付区分	自局	他局	不明

※の項目は記入する必要がありません。

（資 13－36－Ａ４統一）

改　正　後

特例民法法人である公益法人等が（公益社団法人又は公益財団法人へ移行／一般社団法人又は一般財団法人へ移行）した場合の届出書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

国　税　庁　長　官　殿

届出者　〒
所在地
フリガナ
名　称
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏　名
電話番号　　―　　―

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第44条／第45条）の規定による（認定／認可）を受けましたので、所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第50条第3項の規定により下記のとおり届出します。

1　認定・認可前の名称等　　**【認定・認可年月日　平成　年　月　日】**

主たる事務所の所在地	フリガナ 名称	代表者氏名	電話番号
			―　―

当初寄附年月日	昭和・平成　年　月　日	承認年月日	昭和・平成　年　月　日
特定贈与等を受けた財産の寄附者	住所 電話番号	（寄附時の住所　　） 〒 （電話番号　―　―　）	
	フリガナ 氏名		

2　特定贈与等を受けた財産の明細

（注）1　「利用状況」欄は、その財産が、次のいずれかに該当するときは、それぞれに掲げる数（1から6までのいずれかの数）を記載します。
(1)　その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されている場合で、実施事業資産に該当しているとき・・・・・「1」
(2)　その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されている場合で、特定寄附の対象となっているとき・・・・・「2」
(3)　その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されている場合で、(1)又は(2)のいずれにも該当しないとき・・・「3」
(4)　その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されていない場合で、実施事業資産に該当しているとき・・・・「4」
(5)　その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されていない場合で、特定寄附の対象となっているとき・・・・「5」
(6)　その財産が公益を目的とする事業の用に直接供されていない場合で、(4)又は(5)のいずれにも該当しないとき・・「6」
2　「利用状況」欄に「2」又は「5」のいずれかの数を記載した場合は、次の「3　その他参考事項」欄に特定寄附の相手方の名称、所在地、寄附を実施する予定の時期を併せて記載してください。

作成税理士
事務所所在地
（電話番号）
署名押印

種　類	細　目	所　在　地	数　量	利用状況

3　その他参考事項

＊　税務署整理欄（この欄の項目は記載する必要がありません。）

通信日付印	・・ 確認者　印	事務所番号	1 自署 2 他署（自局） 3 他署（他局） 4 不明	改付年月日	署→局 ・・ 確認者　印	局→署 ・・ 確認者　印	(1)	(2)

（資13－37－A4統一）（23.7）

改　正　前

特例民法法人である公益法人等が（公益社団法人又は公益財団法人へ移行／一般社団法人又は一般財団法人へ移行）した場合の届出書

税務署受付印

平成　　年　　月　　日

国　税　庁　長　官　殿

届出者　〒
所在地
フリガナ
名　称
代表者氏名　㊞
（連絡先）
氏　名
電話番号　　―　　―

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（第44条／第45条）の規定による（認定／認可）を受けましたので、所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第50条第3項の規定により下記のとおり届出します。

認定・認可前の名称等　　**【認定・認可年月日　平成　年　月　日】**

主たる事務所の所在地	フリガナ 名称	代表者氏名	電話番号
			―　―

実施事業資産への該当の有無	実施事業資産である場合の事情の詳細
□ 有　□ 無	

作成税理士
事務所所在地
（電話番号）
署名押印

当初寄附年月日	昭和・平成　年　月　日	承認年月日	昭和・平成　年　月　日
特定贈与等を受けた財産の寄附者	住所 電話番号	（寄附時の住所　　） 〒 （電話番号　―　―　）	
	フリガナ 氏名		

特定贈与等を受けた財産の明細

種　類	細　目	所　在　地	数　量	使用実績

その他参考事項

※の項目は記入する必要がありません。

※　税務署整理欄

整理簿		通信日付印	・・ 確認者　印	税務署名		処分区分	自局	他局	不明

（資13－37－A4統一）

改　正　後

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、特定贈与等を受けた特例民法法人である公益法人等が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」といいます。）第 44 条の認定又は同法第 45 条の認可を受けた場合に使用します。

《記載要領》

1　届出者が整備法第 44 条の認定を受けた場合には、標題の「一般社団法人又は一般財団法人へ移行」、届出書の「第 45 条」及び「認可」の文字を二重線で抹消してください。
　届出者が整備法第 45 条の認可を受けた場合には、標題の「公益社団法人又は公益財団法人へ移行」、届出書の「第 44 条」及び「認定」の文字を二重線で抹消してください。
2　「届出者」欄には、整備法第 44 条の認定後又は同法第 45 条の認可後の法人の所在地等について記載し、当該法人の代表者印を押印してください。
3　「1　認定・認可前の名称等」の「主たる事務所の所在地」欄等には、整備法第 44 条の認定前又は同法第 45 条の認可前の法人の所在地等について記載してください。また、「特定贈与等を受けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在の住所等及び寄附（特定贈与等）の時点での住所等について記載してください。
4　「2　特定贈与等を受けた財産の明細」欄について記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この欄の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、既存の書類等を添付しても差し支えありません。
5　「3　その他参考事項」欄には、整備法第 44 条の認定又は同法第 45 条の認可を受けたことを届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。
6　この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
7　この届出書で使用している主な用語については次のとおりです。
⑴　「**特定贈与等**」…租税特別措置法第 40 条第 1 項の承認があった寄附をいいます。
⑵　「**特定贈与等を受けた財産**」…特定贈与等に係る財産をいい、この財産には、租税特別措置法第40条第 1 項に規定する代替資産及び同条第 5 項に規定する買換資産を含みます。
⑶　「**実施事業資産**」…整備法第 119 条第 2 項第 1 号イ又はハに規定する事業に係る資産をいいます（整備法施行規則 16 一、17①二）。
⑷　「**特定寄附**」…整備法第 119 条第 2 項第 1 号ロに規定する寄附をいいます（整備法施行規則 16 二）。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。
【整備法第 44 条の認定を受けた場合】
1　届出者である公益法人等の整備法第 44 条認定後の登記事項証明書等
2　整備法第 44 条の認定を受けたことを証する書類
【整備法第 45 条の認可を受けた場合】
1　届出者である法人の整備法第 45 条認可後の登記事項証明書等
2　整備法第 45 条の認可を受けたことを証する書類
3　定款の写し（定款を変更する場合は、定款の写し及び定款の変更項目が確認できる書類）

改　正　前

［記載要領等］

《使用区分》

この届出書は、特例民法法人である公益法人等が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」といいます。）第 44 条の認定又は同法第 45 条の認可を受けたときに使用します。

《記載要領》

1　届出者が整備法第 44 条の認定を受けた場合には、標題の「一般社団法人又は一般財団法人へ移行」、届出書の「第 45 条」及び「認可」の文字を二重線で抹消してください。
　届出者が整備法第 45 条の認可を受けた場合には、標題の「公益社団法人又は公益財団法人へ移行」、届出書の「第 44 条」及び「認定」の文字を二重線で抹消してください。
2　「届出者」には、租税特別措置法第 40 条第 1 項後段の規定の適用を受けて行われた贈与又は遺贈により財産等を取得した特例民法法人が、整備法第 44 条の認定又は同法第 45 条の認可を受けた場合には、当該認定又は認可後の法人の所在地等について記載し、当該法人の代表者印を押印してください。
　なお、「所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××1 丁目 2 番 3 号」というように記載してください。
3　「認定・認可前の名称等」欄には、届出者が整備法第 44 条の認定又は同法第 45 条の認可を受ける前における名称や主たる事務所の所在地等について記載します。
　なお、「主たる事務所の所在地」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××1 丁目 2 番 3 号」というように記載してください。また、届出者が整備法第 45 条の認可を受けた場合には、「実施事業資産への該当の有無」欄の該当箇所にチェックを付すとともに、実施事業資産がある場合には「実施事業資産である場合の事情の詳細」欄に実施事業資産であることについて事情の詳細を具体的に記載してください。
4　「特定贈与等を請けた財産の寄附者」欄には、届出者に対し財産を特定贈与等した者の現在の住所等及び特定贈与等の時点での住所等について記載してください。
　なお、「住所」欄は「丁目」、「番」及び「号」を省略せず、「○○市△△区××1 丁目 2 番 3 号」というように記載してください。
5　「特定贈与等を受けた財産の明細」欄には、届出者が特定贈与等を受けた財産の明細を記載します。
　なお、「使用実績」欄は、「幼稚園園舎敷地」、「○○施設用地」、「配当金を助成金の原資」などのように具体的に記載してください。
6　「その他参考」欄には、整備法第 44 条の認定又は同法第 45 条の認可を受けたことを届け出るにあたり、特に参考となる事項を記載してください。
7　この届出書は「特定贈与等を受けた財産の寄附者」ごとに作成してください。
（注）財産の明細についてこの様式に記載しきれないときは、適宜の様式に明細を記載し添付してください。また、記載する内容に相当する内容が盛り込まれている既存の書類等がある場合には、この表の適宜の箇所に「別添のとおり」と記載のうえ、この表とともに既存の書類等を提出しても差し支えありません。

《添付書類》

この届出書には、次の書類を添付してください。
（整備法第 44 条の認定を受けた場合）
1　届出者である公益法人の整備法第 44 条認定後の登記事項証明書等
2　整備法第 44 条の認定を受けたことを証する書類
（整備法第 45 条の認可を受けた場合）
1　届出者である法人の整備法第 45 条認可後の登記事項証明書等
2　整備法第 45 条の認可を受けたことを証する書類
3　定款の写し（定款を変更する場合は、定款の写し及び定款の変更項目が確認できる書類）

改　正　後

租税特別措置法第40条第＿＿項の規定の適用を受けることの確認書

平成＿年＿月＿日

収税官吏受付印

国　税　庁　長　官　　殿

（確認をした法人）
所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
名（フリガナ）称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞
（連絡先）
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電 話 番 号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当法人は、下記の法人が租税特別措置法第40条第＿＿項の規定の適用を受けることを確認をします。
※裏面参照

（特定贈与等を受けた又は特定贈与等を受けたとみなされた法人）

所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
名（フリガナ）称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○参考事項（特定贈与等を受けた財産）

種類・細目＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
数　　量＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）特定贈与等を受けた法人が上記の規定を適用した場合には、確認をした法人が、当該特定贈与等を受けた法人とみなされることとなりますので、上記の規定適用日以降は確認をした法人に対して租税特別措置法第40条各項の規定が適用されることとなります。

（資13－38－Ａ４統一）（23.7）

改　正　前

租税特別措置法第40条第＿＿項の規定の適用を受けることの確認書

平成＿年＿月＿日

国　税　庁　長　官　　殿

（確認をした法人）
所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
名（フリガナ）称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞
（連絡先）
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電 話 番 号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

当法人は、下記の法人が租税特別措置法第40条＿＿項の規定の適用を受けることを確認をします。
※裏面参照

（特定贈与等を受けた又は特定贈与等を受けたとみなされた法人）

所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
名（フリガナ）称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
代表者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

○参考事項（特定贈与等を受けた財産）

種類・細目＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
数　　量＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）特定贈与等を受けた法人が上記の規定を適用した場合には、確認をした法人が、当該特定贈与等を受けた法人とみなされることとなりますので、上記の規定適用日以降は確認をした法人に対して租税特別措置法第40条各項の規定が適用されることとなります。

（資13－38－Ａ４統一）

改　正　後

※　通信日付印年月日		※整理簿
平成　年　月　日	確認者印	

税務署
受付印

＿＿＿＿＿税の更正の請求書

＿＿＿＿＿税務署長殿

（前納税地〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

住所又は
所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成＿＿年＿＿月＿＿日提出

納税地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

フリガナ
氏名又は
名　　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

（法人等の場合）
代表者等氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

職　　業＿＿＿＿＿電話番号＿＿＿＿＿

1．更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日

＿＿＿＿＿　年分　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　平成＿＿年＿＿月＿＿日＿＿

2．申告又は通知に係る課税標準、税額及び更正後の課税標準、税額等
次葉のとおり

3．添付した書類

4．更正の請求をする理由

5．更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項

6．還付を受けようとする銀行等	1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀　　行　　本店・支店 金庫・組合　　出張所 ＿＿＿農協・漁協　＿＿＿本店・支店 ＿＿＿預金　口座番号＿＿＿＿＿	2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 貯金口座の記号番号＿＿＿―＿＿＿ 3　郵便局等の窓口で受取りを希望する場合 ＿＿＿＿＿

関与税理士	印	電話番号	

（資 15－1－1－A4統一）

改　正　前

※　通信日付印年月日		※整理簿
平成　年　月　日	確認者印	

＿＿＿＿＿税の更正の請求書

＿＿＿＿＿税務署長殿

（前納税地〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）

住所又は
所在地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

平成＿＿年＿＿月＿＿日提出

納税地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

フリガナ
氏名又は
名　　称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

（法人等の場合）
代表者等氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

職　　業＿＿＿＿＿電話番号＿＿＿＿＿

1．更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日

＿＿＿＿＿　年分　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　平成＿＿年＿＿月＿＿日＿＿

2．申告又は通知に係る課税標準、税額及び更正後の課税標準、税額等
次葉のとおり

3．添付した書類

4．更正の請求をする理由

5．更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項

6．還付を受けようとする銀行等	1　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合 銀　　行　　本店・支店 金庫・組合　　本所・支所 ＿＿＿農協・漁協　＿＿＿出張所 ＿＿＿預金　口座番号＿＿＿＿＿	2　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合 郵便貯金口座の記号番号＿＿＿―＿＿＿ 3　郵便局等の窓口で受取りを希望する場合 ＿＿＿＿＿郵便局

関与税理士	印	電話番号	

（資 15－1－1－A4統一）

改　正　後	改　正　前

書　き　か　た

1　※印欄には、記入しないでください。

2　見出しの「　　税」の空白部分には、相続税又は贈与税の税目区分に応じ、例えば「 相続 税」又は「 贈与 税」と記入してください。

3　「住所又は所在地（納税地）」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入しますが、住所等以外の場所を納税地としているときは、住所等を上欄に、納税地を下欄にそれぞれ記入してください。

　なお、現在の納税地がこの請求の対象となった申告を行ったときの納税地と異なるときは、前の納税地を現在の住所の上欄にかっこ書きしてください。

4　「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。

　なお、法人等の場合は、「　代表者等氏名　」欄に法人等の代表者等の氏名もあわせて記入してください。

5　「1．更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。

（例）　平成○○年分相続税申告書　　平成○○年○月○日提出

　　平成○○年分相続税決定通知書　　平成○○年○月○日遺産分割

6　「4．更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。

（例）　相続税の課税価格のうち、○○市○○町○番地所在の家屋について○○，○○○円の評価誤りがあった。

7　「5．更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。

8　「6．還付を受けようとする銀行等」欄には、振込みを希望する預貯金口座等を次により記入してください。

　預 貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）に還付金が直接振り込まれ、たいへん便利ですので、是非ご利用ください。

(1)　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合

　「6．還付を受けようとする銀行等」欄の1に銀行等の名称、預金種類及び口座番号を記入してください。

(2)　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合

　「6．還付を受けようとする銀行等」欄の2に貯金総合通帳の記号番号を記入してください。

(3)　郵便局等の窓口で受取を希望する場合

　「6．還付を受けようとする銀行等」欄の3に、ご自身が受取に行かれる郵便局名を記入してください。

書　き　か　た

1　※印欄には、記入しないでください。

2　見出しの「　　税」の空白部分には、相続税又は贈与税の税目区分に応じ、例えば「 相続 税」又は「 贈与 税」と記入してください。

3　「住所又は所在地（納税地）」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入しますが、住所等以外の場所を納税地としているときは、住所等を上欄に、納税地を下欄にそれぞれ記入してください。

　なお、現在の納税地がこの請求の対象となった申告を行ったときの納税地と異なるときは、前の納税地を現在の住所の上欄にかっこ書きしてください。

4　「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。

　なお、法人等の場合は、「　代表者等氏名　」欄に法人等の代表者等の氏名もあわせて記入してください。

5　「1．更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。

（例）　平成○○年分相続税申告書　　平成○○年○月○日提出

　　平成○○年分相続税決定通知書　　平成○○年○月○日遺産分割

6　「4．更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。

（例）　相続税の課税価格のうち、○○市○○町○番地所在の家屋について○○，○○○円の評価誤りがあった。

7　「5．更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。

8　「6．還付を受けようとする銀行等」欄には、次のように還付金の支払いを受ける場合の銀行等の名称を記入してください。

　預 貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）に還付金が直接振り込まれ、たいへん便利ですので、是非ご利用ください。

(1)　銀行等の預金口座に振込みを希望する場合

　「6．還付を受けようとする銀行等」欄の1に記入してください。

(2)　ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合

　「6．還付を受けようとする銀行等」欄の2に記入してください。

　この場合、郵便貯金総合通帳「ぱ・る・る」の口座に限り振込みが可能となります。

(3)　郵便局等の窓口で受取を希望する場合

　「6．還付を受けようとする銀行等」欄の3に、ご自身が受取に行かれる郵便局名を記入してください。

改　正　後	改　正　前

通信日付印の年月日	確認印		番　号
年　月　日			

＿＿＿＿＿＿税　務　署　長

提出年月日　平成＿＿年＿＿月＿＿日

申請者　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印
〒
住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話　　）
(連絡先)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（電話　　）

災害減免法第４条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請書

私は、下記のとおり＿＿＿＿＿＿＿により被害を受けたので、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第４条の規定により（相続税・贈与税）の免除申請をします。

記

１　税 目 等

税　目	相続税・贈与税	被相続人・贈与者	(氏名)		
			(住所)		
相続開始・受贈年月日	昭和・平成　・　・		申告書の提出年月日	昭和・平成　・　・	延納申請中・延納中・物納申請中・納税猶予・その他

２　被害を受けた部分の価額の計算等（裏面「２」に記載してください。）

３　適用要件の判定（裏面「３」に記載してください。）

４　免除を受けようとする税額の計算

① 被害のあった日以後に納付すべき税額	円
② 課税価格の計算の基礎となった財産の価額	円
③ 被害を受けた部分の価額（裏面2の(A)）	円
④ 免除を受けようとする税額（①×③÷②）	円

(注)1　①欄の税額には、滞納中の税額、延滞税、利子税及び加算税は含まれません。
　　2　②欄は、相続税の場合は申告書第１表の「④純資産価額」の金額に相当する金額を記載します。なお、相続税の申告書第１表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額を記載します。

（資 17－18－Ａ４統一）

（新規）

改　正　後	改　正　前
（裏　面）	（新規）

（裏　面）

2　被害を受けた部分の価額の計算等

（書ききれない場合は、「被害を受けた部分の価額の計算等（続）（災害減免法第４条申請）」に記載してください。）

項目 ＼ 番号		1	2	3	4	計
被害を受けた財産（注1）	所在地					
	区分(注2)	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	
	種　類					
	細　目					
①　相続・受贈時の財産の価額(注3)		円	円	円	円	
②　被害があったときの時価　※		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	※　かっこ内には、面積や取得時期等の計算の参考事項を記載してください。
③　②を基とした被害額（注4）						
④　保険金等で補てんされた金額						
⑤　差引被害額（③－④）						
⑥　被害を受けた財産の被害割合		%	%	%	%	
⑦　被害を受けた部分の価額（①×⑥）		円	円	円	円	(A)　円
⑧　被害の状況（被害の程度）						(B)　(A)のうち動産等

(注) 1　被害を受けた財産には、相続税の場合は相続時精算課税適用財産や純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産は含まれません。

2　「動産等」とは、動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木をいいます。また、「動産等・その他」の該当する方を○で囲んでください。

3　①の「財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」（相続税の評価額）となります。なお、租税特別措置法第69条の４《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。

4　③の「被害」とは、例えば、建物、家庭用財産及び車両等の損壊又は滅失等の物的な損害をいい、経済的価値の減少（地価の下落等）は含まれません。

3　適用要件の判定

項　　目	全財産を基とした計算	動産等を基とした計算	判　　定（注3）左の(C)及び(D)の	
①　課税価格の計算の基礎となった財産の価額	(注1)　円	(注2)　円		
②　被害を受けた部分の価額	2の(A)	2の(B)	いずれかが10%以上	いずれも10%未満
③　被害割合　（②÷①）	(C)　%	(D)　%	⇩ 適用有り	⇩ 適用無し

(注) 1　①の「全財産を基とした計算」欄には、相続税の場合は申告書第１表の「④純資産価額」の金額に相当する金額を記載します。なお、相続税の申告書第１表の「②相続時精算課税適用財産の価額」の金額がある場合には、「④純資産価額」から「②相続時精算課税適用財産の価額」を差し引いた後の金額を記載します。

2　①の「動産等を基とした計算」欄には、相続税の場合は申告書第11表の財産の価額（2の（注3）参照）のうち、動産等の価額の合計額を記載します。

3　「判定」欄で「適用有り」の場合には、災害減免法第４条の適用がありますので、「４免除を受けようとする税額の計算」の各欄を記載します。

改　正　後	改　正　前
被害を受けた部分の価額の計算等（続）（災害減免法第４条申請） ２　被害を受けた部分の価額の計算等 （注）１　被害を受けた財産には、相続税の場合は相続時精算課税適用財産や純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産は含まれません。 ２　「動産等」とは、動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木をいいます。また、「動産等・その他」の該当する方を○で囲んでください。 ３　①の「財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」（相続税の評価額）となります。なお、租税特別措置法第69条の４《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。 ４　③の「被害」とは、例えば、建物、家庭用財産及び車両等の損壊又は滅失等の物的な損害をいい、経済的価値の減少（地価の下落等）は含まれません。 （資 17－19－Ａ４統一）	（新規）

項目 ＼ 番号						
被害を受けた財産（注1）	所在地					
	区分(注2)	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	
	種　類					
	細　目					
①　相続・受贈時の財産の価額(注3)		円	円	円	円	
②　被害があったときの時価　※		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	※　かっこ内には、面積や取得時期等の計算の参考事項を記載してください。をご覧ください。
③　②を基とした被害額(注4)						
④　保険金等で補てんされた金額						
⑤　差引被害額（③－④）						
⑥　被害を受けた財産の被害割合		%	%	%	%	
⑦　被害を受けた部分の価額（①×⑥）		円	円	円	円	
⑧　被害の状況（被害の程度）						

改　正　後	改　正　前
	（新規）

＿＿＿＿第＿＿＿＿＿号

（　　－　　）

平成＿＿年＿＿月＿＿日

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　殿

＿＿＿＿＿税務署長　＿＿＿＿＿＿＿＿印

災害減免法第４条の規定による相続税・贈与税の免除承認通知書

平成＿＿年＿＿月＿＿日付で申請のありました災害減免法第４条の規定による（相続税／贈与税）の免除については、下記のとおり承認します。

記

１　税 目 等

税　目	相続税・贈与税	被相続人・贈与者	（氏名）		
			（住所）		
相続開始・受贈年月日	昭和 平成　　・　　・		申告書の提出年月日	昭和 平成　　・　　・	

２　免 除 を 受 け る 税 額 の 計 算

①　被害のあった日以後に納付すべき税額	円
②　課税価格の計算の基礎となった財産の価額	円
③　被害を受けた部分の価額	円
④　免除を受ける税額（①×③÷②）	円
⑤　免除後納付すべき税額（①－④）（注）	円

（注）「免除後納付すべき税額」は本税のみで加算税、利子税等は含まれていません。

（資 17－20－Ａ４統一）

（　）枚のうち（　）枚目

改　正　後	改　正　前
（　　－　　） 住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　殿 ＿＿＿＿第＿＿＿＿＿号 平成＿＿年＿＿月＿＿日 ＿＿＿＿＿税務署長　＿＿＿＿＿＿＿＿印 **災害減免法第４条の規定による相続税・贈与税の免除承認申請に対する却下通知書** 平成＿年＿月＿日付で申請のありました災害減免法第４条の規定による（相続税／贈与税）の下記の免除承認申請を却下します。 記 申　請　内　容 税　目：相続税・贈与税 免除を受けようとする税額：　円 （理由） （資 17－21－Ａ４統一） （　）枚のうち（　）枚目	（新規）

改　正　後	改　正　前
	（新規）

相続人又は受贈者　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

災害減免法第６条の規定による相続税・贈与税の財産の価額の計算明細書

私は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿により被害を受けたので、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第６条の規定による相続税・贈与税の軽減措置の適用を受けます。

１　被害を受けた部分の価額の計算等
（書ききれない場合は、「被害を受けた部分の価額の計算等(続)（災害減免法第６条）」に記載してください。）

項目＼番号		１	２	３	４	計
被害を受けた財産（注１）	所在地					
	区分(注２)	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	
	種　類					
	細　目					
①　相続・受贈時の財産の価額(注3)		円	円	円	円	
②　被害があったときの時価　※		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	※　かっこ内には、面積や取得時期等の計算の参考事項を記載してください。
③　②を基とした被害額(注4)						
④　保険金等で補てんされた金額						
⑤　差引被害額（③－④）						
⑥　被害を受けた財産の被害割合		%	%	%	%	
⑦　被害を受けた部分の価額（①×⑥）		円	円	円	円	(A)　円
⑧　被害の状況（被害の程度）						(B)　(A)のうち動産等
⑨　差引財産の価額（①－⑦）						

（注）１　被害を受けた財産には、相続税の場合は相続時精算課税適用財産や純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産は含まれません。
２　「動産等」とは、動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木をいいます。また、「動産等・その他」の該当する方を○で囲んでください。
３　①の「財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」（相続税の評価額）となります。なお、租税特別措置法第69条の４《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。
４　③の「被害」とは、例えば、建物、家庭用財産及び車両等の損壊又は滅失等の物的な損害をいい、経済的価値の減少（地価の下落等）は含まれません。

２　適用要件の判定

項　　目	全財産を基とした計算	動産等を基とした計算	判　定（注）左の(C)及び(D)の	
①課税価格の計算の基礎となった財産の価額	円	円	いずれかが10%以上 ⇩	いずれも10%未満 ⇩
②被害を受けた部分の価額	1の(A)	1の(B)		
③被害割合　（②÷①）	(C)　%	(D)　%	適用有り	適用無し

（注）　「判定」欄で「適用有り」の場合には、災害減免法第６条の適用がありますので、「１の⑨　差引財産の価額」を相続税の申告書第11表又は贈与税の申告書第１表（及び第２表）の「財産の価額」欄に記載します。

※　この計算明細書は、相続税又は贈与税の申告書等に添付してください。

（資 17－22－Ａ４統一）

改　正　後	改　正　前
	（新規）

被害を受けた部分の価額の計算等（続）（災害減免法第６条）

１　被害を受けた部分の価額の計算等

項目＼番号						
被害を受けた財産（注1）	所在地					
	区分(注2)	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	動産等・その他	
	種　類					
	細　目					
①　相続・受贈時の財産の価額(注3)		円	円	円	円	
②　被害があったときの時価　※		（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	※　かっこ内には、面積や取得時期等の計算の参考事項を記載してください。
③　②を基とした被害額(注4)						
④　保険金等で補てんされた金額						
⑤　差引被害額（③－④）						
⑥　被害を受けた財産の被害割合		%	%	%	%	
⑦　被害を受けた部分の価額（①×⑥）		円	円	円	円	
⑧　被害の状況（被害の程度）						
⑨　差引財産の価額（①－⑦）						

（注）１　被害を受けた財産には、相続税の場合は相続時精算課税適用財産や純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産は含まれません。
２　「動産等」とは、動産（金銭及び有価証券を除きます。）、不動産（土地及び土地の上に存する権利を除きます。）及び立木をいいます。また、「動産等・その他」の該当する方を○で囲んでください。
３　①の「財産の価額」は、相続税の場合は、申告書第11表の「価額」（相続税の評価額）となります。なお、租税特別措置法第69条の４《小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例》などの課税価格の計算の特例の適用を受けている場合は、適用後の価額となります。
４　③の「被害」とは、例えば、建物、家庭用財産及び車両等の損壊又は滅失等の物的な損害をいい、経済的価値の減少（地価の下落等）は含まれません。

（資 17－23－Ａ４統一）